

「市民みんなの道標」
～未来につなげるまちづくり計画～
【平成26年度～平成29年度】



みんなで創った「道標」への思い

このたび、平成26年度を初年度とする総合計画「市民みんなの道標」を策定しました。『市民みんなみちしるべで幸せを実感できるまち』を基本理念とし、市民みんなが一人ひとりの痛みに寄り添い、一緒にみんなの幸せを創っていくまちを目指していくという「思い」を込めさせていただきました。

今回の計画についても、これまでの総合計画の趣旨を継承し、明確な目標と戦略をもって実施すべき政策を選択する「経営感覚」と、市民みんなみちしるべで創り実行していく「現場感覚」に基づいた、戦略性を持った実効的な総合計画としています。

また、計画策定時においても、市民の声を積極的に具体的に市政に反映するために、市民3,000人を対象にした「市民幸せ調査」の実施や公募市民24人で構成する「幸せシティサポーター会議」でのまちづくり目標の検討、また、高校生や地域住民との「幸せシティまつさか トーク&トーク」の開催などを通じて市民の意見や想いを幅広く聴かせていただきました。

松阪市として各地域の様々な主体が自主的にまちづくりを行っていかこうとする基軸となる住民協議会が全地域において設立されたなかで、市民と行政がそれぞれの立場で役割と責任を担いながら、これまで以上に緊密に連携したまちづくりを行っていく仕組みづくりを進めています。計画策定における過程から今後の計画の実行まで、市民と行政が緊密な連携を行っていき、「市民みんなみちしるべで」魅力ある松阪を創りあげ、「市民みんなみちしるべで」幸せを実感していくという覚悟を示す計画書として、今回の「市民みんなの道標」の意義があります。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見等をいただきました市民の皆さんをはじめとした関係者の皆様に感謝を申し上げますとともに、次の世代につなげていけるように、これからも皆さんとともに「道標」を着実に歩んでいきたいと思っております。



平成26年4月

松阪市長 山中光茂

目 次

<基本構想>

1 松阪市の未来の姿	- 7 -
1-1 松阪市の将来像.....	- 7 -
1-2 将来像を実現するための6つのキーワード.....	- 8 -
1-3 将来像の目標達成年度.....	- 9 -
2 松阪市の現況と予測	- 10 -
2-1 市民のニーズ.....	- 10 -
2-2 松阪市の将来人口.....	- 10 -
2-3 税財政の見通し.....	- 11 -
3 松阪市の課題	- 12 -
4 政策の一覧	- 13 -
単位政策1 医療・福祉.....	- 14 -
単位政策2 子育て・教育.....	- 15 -
単位政策3 連携と交流.....	- 17 -
単位政策4 産業振興.....	- 19 -
単位政策5 生活・環境.....	- 20 -
単位政策6 行政経営.....	- 22 -
地域政策7 個性ある地域づくり.....	- 23 -
5 計画の進行	- 24 -
5-1 総合計画の目的と役割.....	- 24 -
5-2 総合計画の構成と計画期間.....	- 25 -
5-3 市政運営のあり方.....	- 27 -

<基本計画>

単位政策1 <<医療・福祉>>	- 32 -
施策1-1 救急医療.....	- 32 -
施策1-2 病院経営（市民病院）.....	- 34 -
施策1-3 健康づくり.....	- 36 -
施策1-4 地域福祉・生活支援.....	- 38 -
施策1-5 高齢者福祉.....	- 40 -
施策1-6 障がい者福祉.....	- 42 -
単位政策2 <<子育て・教育>>	- 44 -
施策2-1 子育て.....	- 44 -
施策2-2 保育園・幼稚園.....	- 46 -
施策2-3 学校教育.....	- 48 -
施策2-4 青少年育成・生涯学習.....	- 52 -
施策2-5 人権教育.....	- 54 -
施策2-6 文化.....	- 56 -
施策2-7 スポーツ.....	- 58 -
施策2-8 学校給食.....	- 60 -

単位政策3	《連携と交流》	- 62 -
施策3-1	地域自治活動および市民活動.....	- 62 -
施策3-2	人権の尊重.....	- 64 -
施策3-3	男女共同参画社会.....	- 66 -
施策3-4	地域公共交通.....	- 68 -
施策3-5	観光・交流、地域ブランド.....	- 70 -
施策3-6	都市計画.....	- 72 -
施策3-7	景観.....	- 74 -
単位政策4	《産業振興》	- 76 -
施策4-1	農業.....	- 76 -
施策4-2	松阪牛.....	- 78 -
施策4-3	林業.....	- 80 -
施策4-4	水産業.....	- 82 -
施策4-5	商工業、企業連携・誘致、競輪.....	- 84 -
施策4-6	雇用・勤労者福祉、消費生活.....	- 86 -
単位政策5	《生活・環境》	- 88 -
施策5-1	交通安全.....	- 88 -
施策5-2	防災.....	- 90 -
施策5-3	消防・救急・救助.....	- 94 -
施策5-4	防犯.....	- 96 -
施策5-5	環境・再生可能エネルギー.....	- 98 -
施策5-6	資源循環型社会.....	- 102 -
施策5-7	道路・河川.....	- 104 -
施策5-8	住宅・公園.....	- 106 -
施策5-9	上水道および簡易水道.....	- 108 -
施策5-10	下水道.....	- 110 -
単位政策6	《行政経営》	- 112 -
施策6-1	行政システム.....	- 112 -
施策6-2	人的資源.....	- 116 -
施策6-3	広報と広聴.....	- 118 -
施策6-4	情報公開および個人情報の保護.....	- 120 -
施策6-5	自主財源.....	- 122 -
地域政策	《個性ある地域づくり》	- 124 -
—	松阪地域（本庁管内）の未来の姿—.....	- 124 -
—	嬉野地域の未来の姿—.....	- 126 -
—	三雲地域の未来の姿—.....	- 128 -
—	飯南地域の未来の姿—.....	- 130 -
—	飯高地域の未来の姿—.....	- 132 -

＜附属資料＞

1	総合計画策定の経緯.....	- 137 -
2	松阪市総合計画審議会.....	- 138 -
3	幸せシティサポーター会議.....	- 144 -

松 阪 市 民 憲 章

わたしたちのまち「松阪」は、美しい自然、豊かな歴史と文化のあるまちとして発展してきました。わたしたちは、自由と平和を愛し、松阪市民であることに誇りと責任をもって、かがやく未来と住みよい郷土を築くため、ここに市民憲章を定めます。

わたしたちは、

- ・ 緑と水と空、このかけがえのない自然を大切にし、未来に引き継ぎます。
- ・ 郷土を愛し、歴史と文化のかおり高いまちをつくります。
- ・ 健康で明るく、安心して暮らせるまちをつくります。
- ・ 産業を育て、世界にはばたく希望と夢のもてるまちをつくります。
- ・ おたがいの信頼と協力をきずなに、笑顔があふれるまちをつくります。

基本構想

1 松阪市の未来の姿

1-1 松阪市の将来像

市民みんなが一人ひとりの痛みに寄り添い、
一緒にみんなの幸せを創っていくまちを目指して、

将来像を

《 市民みんなが幸せを実感できるまち 》

とします。

松阪市は、広大な市域の中に多様な自然環境、文化、産業が蓄積し、そのなかには、そこに住む人々のさまざまな暮らしが息づいています。これらを育む人々が等しく幸せで快適に生活できることは、人や地域に活気が満ちあふれ、やがて松阪市の発展に結びつくものと考えます。これからの松阪市の発展には、それぞれの地域に内在する「地域の発展力」はもとより、市民一人ひとりが、松阪に住む人々すべてを幸せにしていきたいと願い、行動する「市民の幸せ力」が欠かせません。人はそれぞれ生き方や考え方をもち、個々に文化を育んでいます。そのような人々が松阪という地に集い、みんなが幸せに暮らしていくためには、人それぞれの個性を理解しあい、幸せも痛みも分かちあっていくことが必要です。

また、だれもがまちに愛情をそそぎ、次の世代に自信を持って松阪の素晴らしさを伝えていくためには、市民それぞれが松阪について自分たちのこととして真剣に考え、行動し、だれもが日常生活において、「幸せ」を感じられることのできる地域を目指してつくりあげていかなければなりません。そのためには、行政が主体となったまちづくりから、市民すべてが「みんなでやろう」という意識を持ち、市民が役割と責任を担い行政と連携してまちづくりを行わなければなりません。

そこで、市民が一人ひとりの「痛み」を理解しあい、そしてみんながともに市民すべての「幸せ」を願いながら、松阪の素晴らしさを創りあげていくことを目指して、松阪市の将来像を 《 市民みんなが幸せを実感できるまち 》 とします。

1-2 将来像を実現するための6つのキーワード

まちの将来像を実現するためのキーワードは次の6つです。

○『いのちや痛み』

人のいのちや痛みに関わることを最優先にするまち

→ だれもが生涯を健康で素敵に暮らしていけるよう、いのちや痛みに関わる政策を何より最優先に実行します。

いのちや痛みの現実に真剣に向きあうまち

→ いのちや痛みの現実に向きあって、市民が生涯を安心して健やかに生活できるまちづくりを進めます。

○『子どもの未来へ』

子どもの未来への責任をしっかりと負えるまち

→ 「子どものいのち」を守ることの大切さを市民みんなで共有し、安心して産み育て、子どもの未来をまち全体で支える仕組みをつくりまします。

次の世代を支える子どもの未来へ積極的な投資をするまち

→ 幸せや喜びを感じ、活気があって夢や希望が持てるまちを目指して、次の世代を育てる教育や子育てに積極的な投資をします。

○『みんなで一緒に』

みんなで一緒に汗を流してみんなの声で創っていくまち

→ 市民が手を取りあってまちづくりを進めていくとともに、それぞれの地域において「市民の声」が反映される仕組みづくりを進めます。

みんなでつくる松阪らしさのあふれるまち

→ 松阪の歴史や文化を感じ、市民とともに地域外の人からも愛されるような、「松阪らしさ」のあるまちづくりを進めます。

○『輝く地域に』

松阪の「暮らし」を支える地域の産業を守り育てるまち

→ 私たちの暮らしを支える地域の産業を育成し、まちの活力を高め、松阪らしいにぎわいと活気があふれるまちを築きます。

地域の特色を生かして魅力を引き出すまち

→ 地域それぞれが持っている特色を生かして、地域の魅力を引き出すまちづくりを進めます。

○『心がうるおう環境を』

人の心がうるおう環境につつまれるまち

→ 当たり前にある身近な環境が、次の世代まで心がうるおう素敵な環境になるよう、市民と行政が一体となって保全と創造に取り組みます。

市民の当たりの生活が守れるまち

→ 市民の当たりの生活を守るため、市民の安全で快適な暮らしを支える基盤の整備を進めます。

○『現場の声を』

多様な声をしっかりと聴くまち

→ 市民や地域の「小さな声、少ない声」を積極的に聴く、それらを市政運営にしっかりと反映させるための体制を築きます。

市の方針や情報を市民みんなにしっかりと届けるまち

→ 行政の透明性を高めるとともに、市民のまちづくりに対する関心を高め、その取り組みが円滑に進むよう、市政情報を市民に分かりやすく積極的に提供します。

1-3 将来像の目標達成年度

松阪市の将来像を達成する目標年度を、

概ね 10 年先の **平成 35 年度** とします。

2 松阪市の現況と予測

2-1 市民のニーズ

「市民幸せ調査」による市民ニーズ

優先して求めている 施策（上位8項目）*
・道路・港湾等の整備
・交通安全対策
・防災対策
・防犯対策
・公共交通の整備
・雇用・勤労者対策
・障がい者福祉の推進
・バリアフリー社会の推進

※重要度が高く、満足度が低い項目

幸せな生活を送るためには、松阪市が どのようなまちになるのがいいと思 いますか？（上位4項目）
・安心して医療が受けられるまち
・犯罪が少ないまち
・安心して子育てができるまち
・誰もが安心して働けるまち

「市民幸せ調査」¹では、市民の生活に関わりのある32項目の政策や事業について、それらの重要度および満足度を調査し、それをもとに市民ニーズの優先順位を設定しています。

それによると、「道路・港湾等の整備」、「交通安全対策」、「防災対策」、「防犯対策」など、平成23年に発生した東日本大震災の影響もあり、安全・安心に関する政策へのニーズは、平成17年、平成21年の調査時から引き続き高くなっています。

また、今回初めて「幸せ」に焦点をあてて調査を行いました。その結果をみると、75.6%の方が「現在、幸せである」と感じています。

「あなたはこれから先、幸せになれると思いますか。」では57%の方が「幸せになれる」、その一方で12.3%の方が「幸せになれない」と感じています。

「幸せな生活を送るためには、松阪市がどのようなまちになるのがいいと思いますか。」については、「安心して医療が受けられるまち」が最も高く、次いで「犯罪が少ないまち」、「安心して子育てができるまち」、「誰もが安心して働けるまち」となっています。

2-2 松阪市の将来人口²

わが国は人口減少時代に突入し、総人口は平成25年から平成35年にかけて4.0%減少するものとみられます³。少子高齢化が更に進み、年少人口（15歳未満）は10年間で15.4%減少し、老年人口（65歳以上）は14.0%増加すると予測されています。

一方、松阪市においても全国と同様に少子高齢化が進み、年少人口は10年間で13.6%減少し、老年人口は8.0%増加するものと見込まれます。その結果、平成35年には年少人口が総人口の12.0%、老年人口が総人口の29.2%となると予測されます。また、総人口は減少傾向にあり、平成35年にはおよそ162,000人⁴と予測されます。

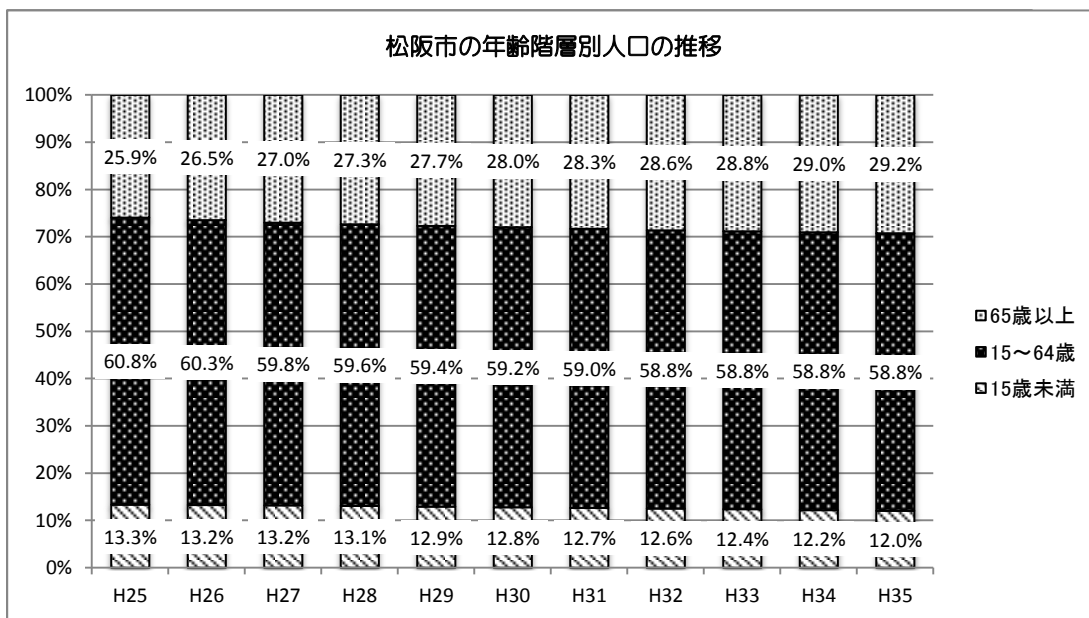
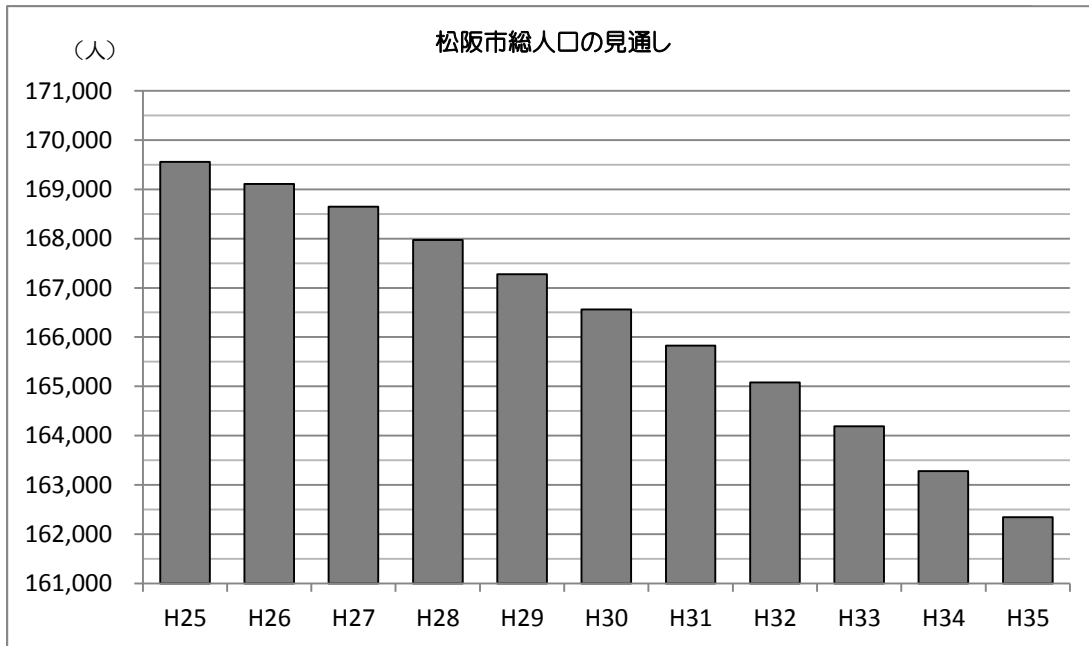
管内別にみると、本庁および飯南・飯高管内では人口の減少が進んでいます。とくに飯南・飯高管内では老年人口の占める割合が非常に高く、地域住民の高年齢化と過疎化への対応が求められています。

1 総合計画の策定にあたり、市民のニーズや今後のまちづくりに向けた意見・要望を把握するため平成24年9月に実施。（対象者 市内在住の15歳以上3,000人。回収率43.5%）

2 推計にあたっては、平成25年10月1日時点の住民基本台帳をもとにしています。

3 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）出生中位(死亡中位)推計」より。

4 平成25年10月1日現在の松阪市の人口は169,560人。



2-3 税財政の見通し

今後働く世代の人口減少が予測され税収の減少が懸念されること、また、市町村合併による特例措置である普通交付税の合併算定替が終了し、平成27年度から普通交付税額が大幅に減額されると予想されます。このような状況の中で、高齢者の増加という人口構造の変化により、特別会計である国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業への経費が増加することや、義務教育施設の大規模改修に要する経費や公用・公共施設の耐用年数の経過による維持修繕費が増加することなどが見込まれます。

3 松阪市の課題

松阪市の現状と予測のほか、「市民幸せ調査」や「各地区地域審議会」、「幸せシティサポーター会議」、「幸せシティまつさか トーク&トーク」、「パブリックコメント」などで寄せられた市民の声から、松阪市の将来像の実現に向けた本市の課題は次のとおりです。

安全・安心な社会環境の整備

市民幸せ調査においては、道路・港湾等の整備、交通安全対策、防災対策、防犯対策など、市民の安全・安心に関わる政策への優先度が高くなっています。すべての市民が安全で安心して生活ができる環境を確保するため、災害や犯罪から市民を守るための体制を築くとともに、地域の実情に応じた都市基盤・生活基盤の整備を引き続き進める必要があります。また、地域の身近な防災・防犯には、地域に住む人々が連携して取り組んでいく必要があります。

地域を輝かせる産業の振興

市民幸せ調査においては、雇用や商工業、産業に関する政策へのニーズが高まっています。市民の安定した生活を支える産業を育成するとともに、地域資源を活用した地域産業の振興に取り組むことにより、地域それぞれが持っている個性を生かした「地域らしさ」のあるまちづくりを引き続き進め、まちの元気を生みだすことが求められています。

だれもが生きいきと暮らせ、幸せな生活を送ることができる社会の実現

市民幸せ調査においては、幸せな生活を送るためには、松阪市が「安心して医療が受けられるまち」となることを望んでいます。健康・医療に対する市民のニーズは依然と高いことから、だれもが生涯を健康で生きいきと暮らせ幸せな生活を送ることができるよう、健康増進や医療の充実に向けた取り組みが引き続き必要となっています。さらには、健康問題、経済・生活問題など「心」と「いのち」に関わる相談体制の充実が求められています。また、子育てへの支援や高齢者、障がい者への福祉を更に充実させるとともに、地域で支えあうことができる体制が求められています。そして、将来を担う子どもを育てるため、質の高い教育を受けることができる教育環境を引き続きつくる必要があります。

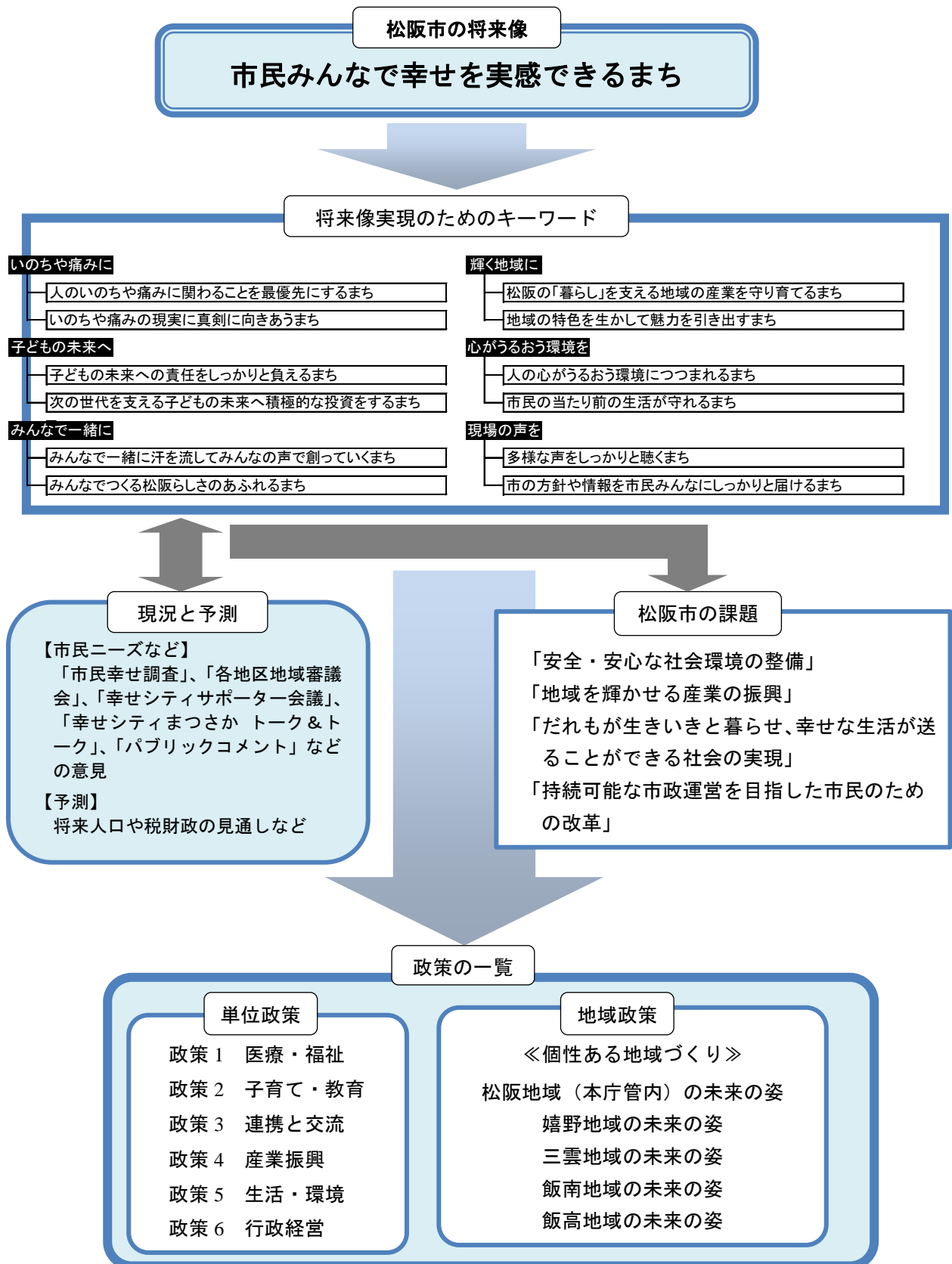
持続可能な市政運営を目指した市民のための改革

平成 17 年に合併をした松阪市は平成 26 年度で普通交付税の合併算定替の終了などにより、普通交付税が大幅に減るものと想定しています。松阪市の持続可能な市政運営を目指した市民のための改革を実現するため、「税金を投入すべきもの」を見極める、合理的で質の高い仕事を追求していく必要があります。

また、市が保有する公共・公用施設のうち、築後 20 年を経過している施設の老朽化が著しい状況にあり、これらの施設の大規模修繕や建替えに要する経費が将来の大きな財政負担になることが必至であることから、これまでの「施設運営」から「施設経営」の視点に切り替え施設マネジメントに取り組んでいく必要があります。

4 政策の一覧

松阪市の将来像の実現に向けて、実現のためのキーワードと課題から、取り組むべき政策を、[単位政策（6分野）]と[地域政策]に整理しました。



—いのちや痛みに関わることを大切にするまちづくり—

この政策の目標

生活環境の向上や医療技術の進歩などにより平均寿命が延び、日本は世界有数の長寿国になっています。この長寿社会において子どもからお年寄りまですべての人々が生涯を安心して健康で楽しく暮らしていけるように、保健・医療・福祉の充実を図り、日本一「いのち」を大切にするまちづくりを目指します。

政策の展開

1-1 救急医療

救急医療体制の維持とともに、身近な地域で救急医療が利用できる体制の充実により、市民が安心して生活できる社会を目指します。

1-2 病院経営（市民病院）

大規模災害発生時には災害拠点病院としての役割を担うなど、政策医療機関としての使命を担っていきます。また、高度かつ適正な医療を提供するとともに、健全な病院経営に取り組み、市民のいのちを守る病院づくりを目指します。

1-3 健康づくり

健康づくりに取り組みやすい環境をつくっていくとともに、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、発病を予防する「一次予防」に重点を置いた健康寿命の延伸を目指します。

1-4 地域福祉・生活支援

市民のだれもが住み慣れた地域で、自分らしく尊厳を持って、それまで培ってきた役割や関係を維持しながら、幸せに暮らし続けていける社会の実現を目指します。

1-5 高齢者福祉

高齢者が生きがいを持って安心して生活できるように自立を支援し、介護予防などに取り組むことで福祉の増進を目指します。

1-6 障がい者福祉

障がいのある人もない人も、地域でその人らしく生きいきと自立した生活を送ることができるよう、住みよいまちづくりの実現を目指します。

単位政策2 子育て・教育

—日本—子育てと子育てができるまちづくり—

この政策の目標

子どもたちが松阪を愛する気持ちを持ち、次の世代の松阪をより素敵に彩ってもらうためにも、「日本—子育てがしやすいまち」「日本—子育てができるまち」を目指します。

子どもの成長を支える子育てを支援し、学校教育においては確かな学力と豊かな心を育む教育を推進していきます。また、健康・競技・娯楽としてのスポーツ環境の充実や、市民が集い、学びあえる環境を充実していくとともに、郷土の多様な芸術・文化に触れることができる環境づくりを進めます。

政策の展開

2-1 子育て

安心して子育てができ、子育ての楽しさを実感できるような社会を構築し、次世代を担う子どもたちが地域の中で健やかに育つことができる環境を実現します。

2-2 保育園・幼稚園

保育園・幼稚園における保育サービスや就学前教育などを充実させ、子どもが健やかに育ち、育成される環境を整えます。

2-3 学校教育

学校と地域が互いに連携し、子ども一人ひとりに応じた指導を進め、確かな学力を身につけさせるとともに、社会性や自立心を養う取り組みを進めます。

2-4 青少年育成・生涯学習

次世代の担い手である青少年が豊かな社会性を備え、心身ともに健全に成長するよう、健全育成活動の促進と環境整備を進めます。また、生涯にわたって学習活動ができるとともに、その学習した成果を生かすことのできる環境づくりを目指します。

2-5 人権教育

松阪市に住むすべての子どもたちが、自分自身に誇りを持ち、自分らしく生きることができるよう、学校、保護者、地域や関係機関、NPO 等が協力して、人権文化にあふれる学校づくりの実現を目指します。

2-6 文化

長い伝統の中で洗練されてきた独自の文化・芸術を再発見、再認識し、それらの保存・活用を通じて、市民の文化に対する自信と誇りにつながる取り組みを進め、新しい松阪の文化・芸術の創造を目指します。

2-7 スポーツ

競技スポーツから軽スポーツまで、市民がそれぞれのライフステージにおいて、個々の能力や年齢に応じて気軽に親しめる多様なスポーツの振興を目指します。

2-8 学校給食

安全・安心な学校給食を充実させていくことで、児童生徒等の適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図るとともに、日常生活における食事について正しい理解を深めます。

この政策の目標

個性豊かなそれぞれの地域で、だれもが安心して住み続けることができ、誇りのもてる美しく快適なまちなみを創出できる「まち」であるため、それぞれの地域の特性や声を生かすことのできる絆を形成し、市民とともに次世代に伝えていける魅力ある「松阪のまちづくり」を目指します。

また、すべての人が安心して幸せに暮らすことができ、元気で魅力あるまちづくりを行うため、市民、地域の各種団体、NPO、民間企業などと行政が連携して取り組みます。

政策の展開

3-1 地域自治活動および市民活動

地域を包括する住民協議会をはじめ、多様な市民活動団体と行政が協働・連携して地域の個性を生かした地域主体のまちづくりを進めます。また、市民が主役となったまちづくりを実現するため、市民活動団体が活動しやすい環境を整備します。

3-2 人権の尊重

市民一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が安心して幸せに暮らすことのできる真に豊かな社会の実現を目指します。

3-3 男女共同参画社会

市民一人ひとりが男女共同参画社会についての理解を深め、女性と男性がともに個性と能力を発揮し、よろこびも責任も分かちあうことのできる男女共同参画社会の実現を目指します。

3-4 地域公共交通

地域の実情に応じたより効率的で効果的な地域公共交通システムを実現し、地域公共交通のネットワーク化と利便性の向上を目指します。

3-5 観光・交流、地域ブランド

自然や歴史・文化、食を基軸とした地域の特色を生かし、観光客の誘致を行うとともに、それぞれの都市が持つ魅力を生かした都市間の交流を進めることで、松阪市の魅力や活力を高め、人と人との交流に取り組みます。

3-6 都市計画

松阪市の魅力を次世代に伝えていくため、過去の歴史と現在の魅力がつながる地域の特性を生かした安全・安心な都市政策を進めるためのまちづくりを目指します。

3-7 景観

松阪らしい歴史文化的景観や自然環境を保全し、それらを生かしたまちづくりを行っていくため、景観に対する市民の意識を高め、景観計画に基づく魅力ある景観のまちづくりを行います。

単位政策4 産業振興

—市民や地域のいのちを支える産業を育てるまちづくり—

この政策の目標

地域の産業は市民の暮らしの支えであり、個性ある地域の活力の源であることから、多様で豊富な資源を生かした地域産業を育成するとともに、市民の豊かな生活を守り、活力あるまちづくりを行っていくために、「市民や地域のいのちを支える産業を育てるまち」を目指します。

政策の展開

4-1 農業

効率的かつ安定的な基盤整備を進めるとともに、地域の特産物の振興や担い手の育成のため、地域の特色を生かした農業を進めます。

4-2 松阪牛

歴史ある松阪肉牛共進会を中心に、生産者や肉事業者等の松阪牛関係団体と連携し、松阪牛ブランドの維持・発展に取り組みます。

4-3 林業

膨大な森林資源を有効に活用するため、木材生産・森林環境保全・地域材利用の3つの柱で、適正な森林管理や安定した原木供給に向け取り組みます。

4-4 水産業

生産・経営基盤の安定化を図り、担い手の育成や施設整備を進めるとともに、つくり育て管理する漁業を進めます。

4-5 商工業、企業連携・誘致、競輪

企業との連携を進め、活発な商工業活動を推進するとともに、多様な角度から地域の活性化に取り組みます。

4-6 雇用・勤労者福祉、消費生活

すべての勤労者が生きがいを持って働ける労働環境を目指して、雇用の支援と環境整備を進めます。また、消費生活の向上と安定に向けた相談や啓発を行い、市民が安心して消費生活を送ることができるまちづくりを進めます。

ーうるおいある快適なまちづくりー

この政策の目標

美しい魅力ある生活環境を次の世代につないでいくために、事故や災害、犯罪などから市民や地域を守るとともに、市民と行政が連携して環境にやさしい取り組みを実践することで、市民のいのちを守り、安全と快適を確保した「うるおいある快適なまち」を目指します。

政策の展開

5-1 交通安全

市民の生命、身体および財産を守るため、交通安全意識の高揚、交通ルールの遵守とマナーの向上に取り組み、交通事故死傷者数の減少を目指します。

5-2 防災

市民の生命、身体および財産を守るため、都市基盤や防災設備の整備を進め、総合的かつ計画的な防災対策と防災危機管理体制を充実します。

5-3 消防・救急・救助

市民の生命、身体および財産を守るため、複雑・多様化するさまざまな災害に対応するとともに、災害による被害を最小限に抑え、消防組織の基本理念である市民の「安全・安心」の確保を目指します。

5-4 防犯

「犯罪のない」、「犯罪被害に遭わない」、「暴力のない」、安全で安心な明るい地域社会の実現を目指します。

5-5 環境・再生可能エネルギー

市民や企業、行政などが連携・協力して、積極的に環境保全に取り組む体制の強化を図るとともに、再生可能エネルギーの活用推進に向けた取り組みを進めます。

5-6 資源循環型社会

ごみの適正な処理やリサイクルを推進し、3R⁵の実践などを通じて、ごみの減量と資源化への取り組みを進めます。

5-7 道路・河川

自然災害や交通災害からいのちを守り、市民が安全で快適な生活を送ることができる都市づくりを進めます。

5-8 住宅・公園

公営住宅の適正な維持管理を行うとともに、スポーツ・レクリエーションのための公園を整備することで、快適な住環境づくりを進めます。

5-9 上水道および簡易水道

水道施設や管路の耐震化などの整備を進め、給水体制の充実化を図るとともに、適正な水質管理を行い、安全・安心な水道水を安定的に供給します。

5-10 下水道

下水道の整備を促進し、汚水の適正な処理により快適な環境をつくとともに、浸水被害を防止して市民の安全・安心な生活につなげます。

⁵ 廃棄物の削減のためのキーワード。リデュース（発生抑制、Reduce）、リユース（再使用、Reuse）、リサイクル（再資源化、Recycle）の頭文字をとった言葉。

—市民目線の行政経営—

この政策の目標

社会経済情勢や市民ニーズの変化を的確にとらえ、効率的・効果的な行政運営の仕組みをつくり、「市民の目線」を起点とした行政経営を目指します。

また、市民や地域の声を積極的に聴くとともに積極的な情報提供と情報公開に取り組みます。

政策の展開

6-1 行政システム

現行の行政運営システムが行政課題に応じた効率的で効果的な仕組みとして十分に機能するよう充実を図り、持続可能な行政経営を目指します。

6-2 人的資源

「人事制度」「職員研修」「職場づくり」の3つの仕組みを一体のものとしてとらえて職員の能力開発に取り組み、組織としての総合力を高めることで、限られた人員で質の高い市民サービスを提供します。

6-3 広報と広聴

市民が積極的に市政に参加できる機会を設け、市民の多様な意見を市政運営に反映できる体制の強化に取り組みます。

また、市民と行政が積極的に情報交流できる仕組みづくりに取り組みます。

6-4 情報公開および個人情報の保護

積極的な情報提供と情報公開を行い、市政への市民参加・参画を進め、市民との協働・連携のまちづくりの実現に取り組みます。

また、自己に関する個人情報の開示、訂正等の請求による自己の個人情報を管理する権利を保障し、個人の権利利益の保護に積極的に取り組みます。

6-5 自主財源

市の財政運営の健全性を確保するため、公平かつ適正な課税を行い、市税等の徴収体制の強化、広告掲載事業の新たな広告媒体の拡充などにより、安定的な自主財源の確保に取り組みます。

この政策の目標

本市は平成 17 年 1 月に合併し、東西に長く伸びた広大な市域を有しています。合併から 9 年が経過し、地域の多様性が増すとともに、地域のニーズや課題も多様化しています。地域の身近な課題は、地域住民が主体となって解決していくことが求められています。

それぞれの地域においては、人々の生活の中で育まれ伝えられてきた地域固有の歴史や文化、伝統があります。これらは市民が共有する財産であり、それらを正しく理解するとともに、次の世代に伝えていく責務があります。合併したからこそ、「松阪のさまざまな魅力が生まれた」と感じられるように、地域それぞれが持っている「地域らしさ」を生かし、個性あふれる地域の未来の姿を創造します。

地域の未来の姿

1 松阪地域（本庁管内）の未来の姿

だれもがいきいきと暮らせるまち、これからの社会を支えていく若い世代が元気に暮らせるまち、安全・安心を大切にするまちづくりを目指します。

2 嬉野地域の未来の姿

ぬくもりとつながりを感じられる、自慢できる「ふるさと嬉野」を目指します。

3 三雲地域の未来の姿

多様な地域資源や地域の特性を十分踏まえることにより、だれもが安全・安心に暮らせ、「地域の誇り」が持てる一体感のあるまちづくりを目指します。

4 飯南地域の未来の姿

「若者と高齢者が共存できるまちづくり」を目指します。

5 飯高地域の未来の姿

「自然と人の営みが調和し、いきいきと暮らせるまちづくり」を目指します。

⁶ 5 地区の地域審議会にて、平成 23 年度から平成 24 年度にかけて、「地域でできること」をテーマに地域づくりの方向性を協議した結果をもとに作成しています。

5 計画の進行

5-1 総合計画の目的と役割

これまでの総合計画は、行政がまちづくりの方向性を示すとともに、さまざまな行政課題に総合的な視点から対応し、課題解決に向けて実施すべき施策を示すものとして策定されてきました。しかし、「あれもこれも望む夢」を描いた総花的な総合計画では内容にメリハリがないと言われてきました。

その後、少子高齢化にともなう人口減少時代の到来や、地震や風水害などの大規模な自然災害への対応、地球規模の環境問題への対応など、都市を取り巻く社会環境は著しく変化し、これまでの総花的な総合計画では、これらの問題への柔軟な対応が難しい状況が生じていました。そこで、平成 23 年度を初年度とする総合計画については、構想（ビジョン）と使命（ミッション）を明らかにし、それを達成するための戦略的な計画（プラン）が必要であると考え、目的と手段の関係を明確にした、より戦略性を持った実効的な総合計画を策定しました。

今回の総合計画も前回の総合計画の趣旨を継承し、戦略性を持った実効的な総合計画としています。また、計画策定過程においては、「市民幸せ調査」の実施、「各地区地域審議会」への諮問、公募市民 24 人で構成する「幸せシティサポーター会議」による「まちづくり目標」の検討、高校生や地域住民と未来の松阪市のまちづくりについての想いを語り合う「幸せシティまつさか トーク&トーク」の実施、総合計画案に対する意見の募集など、積極的な市民参加・参画に努めました。

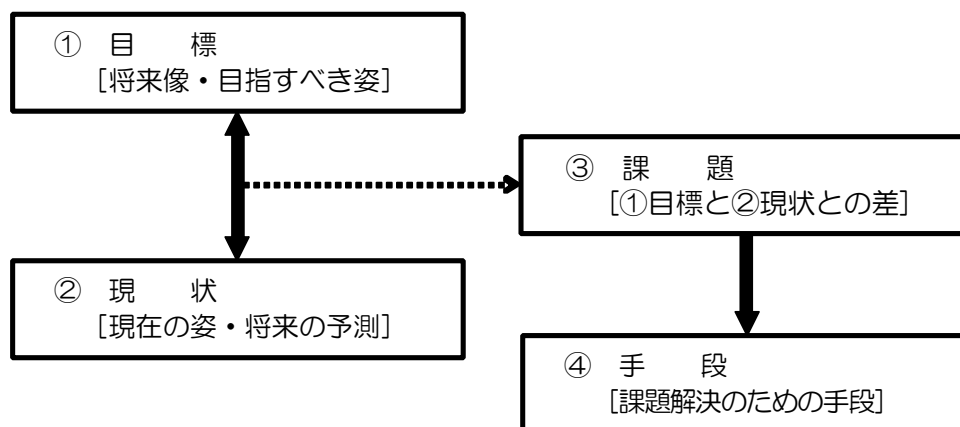
市民とさまざまな行政課題を共有し、市民と行政がともに役割と責任を果たしながらまちづくりを進めていくための道標（みちしるべ）となる総合計画です。

5-2 総合計画の構成と計画期間

総合計画は、『基本構想』『基本計画』『実施計画』により構成します。

(1) 構成のイメージ

基本構想および基本計画の構成イメージは次のとおりです。



※ 基本構想および基本計画では、まず目指すべき〔目標〕を設定するとともに、〔現状〕の分析を行っています。目標と現状の差から導き出されるのが〔課題〕であり、その課題を解決するための〔手段〕が、政策や施策になります。

	基本構想	基本計画
①目 標	松阪市の将来像として設定しています。	施策ごとに設定しています。
②現 状	「市民幸せ調査」、「各地区地域審議会」、「幸せシティサポーター会議」、「幸せシティまつさか トーク&トーク」、「パブリックコメント」などの意見、将来人口や税財政の見通しなどから分析しています。	施策ごとに分析しています。
③課 題	①と②の差から、4つの課題を導き出しています。	施策ごとに①と②との差から、それぞれ導き出しています。
④手 段	③を解決するための手段を、単位政策と地域政策として整理しています。	③を解決するための具体的な手段を、施策の展開として明らかにしています。

(2) 役割と期間

それぞれの役割と、計画の期間は次のとおりです。

基本構想	中長期的なまちづくりの目標として、概ね 10 年先を想定した松阪市の未来の姿（将来像）を明らかにし、その将来像を実現するために取り組んでいく政策を、分野に分けて示しています。基本計画の見直しが行われる 4 年ごとに評価を行い、必要に応じて見直しを行います。
目標達成年度 ＜概ね 10 年＞	
基本計画	基本構想で示した将来像の実現に向け、必要な施策を体系に整理したものです。施策ごとに目標を設定するとともに、現状の分析および課題を明らかにし、その課題を解決するために取り組む具体的な内容を示しています。計画期間を市長の任期に合わせ、就任のたびに計画の見直しを行います。
計画期間 ＜4 か年＞	
実施計画	基本計画で示した施策を実行するため、基本計画の計画期間である 4 年間で取り組む具体的な事業を示します。毎年度の予算編成に反映させるため、毎年見直しを行います。
計画期間 ＜4 か年＞	

※ 市長の任期と計画の期間を合わせる目的から、基本計画および実施計画は平成 26 年度から平成 29 年度までの 4 年間とします。

H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	
← 市長任期				← 市長任期				← 市長任期			
基本構想(目標達成年度:平成35年度)											
				↑評価	基本構想(目標達成年度:平成39年度)						
基本計画(H26年度～H29年度)					【次期】基本計画(H30年度～H33年度)						
↑見直し					↑見直し						
実施計画(H26年度～H29年度)					【次期】実施計画(H30年度～H33年度)						
↑見直し		実施計画			↑見直し						
↑見直し			実施計画		実施計画						
↑見直し				実施計画	実施計画				実施計画		
↑見直し					実施計画	実施計画			実施計画		
↑見直し						実施計画		実施計画		実施計画	

5-3 市政運営のあり方

松阪市は厳しい財政状況のもと、多様化する行政課題に対応していく必要があり、今後も引き続き取り組むべき行政課題の優先度を明確にし、選択と集中に努めなければなりません。また、市の計画や施策、財政状況や予算に関する情報提供を求める声が高いことから、積極的に市政情報を提供し、市の説明責任を果たすとともに、行政の透明性を高める必要があります。

市民に分かりやすく情報を提供し、また市民から積極的に意見を聴く場を設け、市民の目線に立った効果的な行財政運営を進めるとともに、市民と行政が役割と責任を果たしながら連携し、これからの松阪市を創りあげていけるような仕組みづくりが必要です。

そこで、次の方針に従って、

“市民目線の市政運営”

を進めていきます。

(1) 行政運営

これからの行政は、「あれもこれも」の膨張型から、「あれかこれか」の選択型の経営手腕が問われることとなります。多くの市民の満足度を高めることを目的とした「あれもこれも」よりも、多くの市民の納得度を高めることを目的とした「あれかこれか」に転換していくことが求められています。

そこで、松阪市では、市政の方向性に関わる重要な政策については、事前に必要な情報を公開したうえで地域や市民の意見を聴く意見聴取会やシンポジウムなどを開催し、市民や地域の意見を政策に反映していきます。

そして、事業の選択と集中を行い、計画の実行と評価を繰り返し行っていくことで、施策や事業の改善につなげていきます。

また、市民のライフスタイルの変化、価値観が多様化する中で、“経済的、物質的な豊かさ”だけでなく、健康や生きがいなど“心の豊かさ”をはじめとした幸せな生活に対する意識や幸せな生活を送るために、本市がどのようなまちづくりを行っていくのが良いか研究を行い、市民の幸せにつながる行政運営に取り組みます。

(2) 財政運営

今後厳しい財政運営を迫られるなかで、計画の着実な実行はもとより、市税等の徴収体制の強化や、未利用地の売却・活用、ネーミングライツ、有料広告の掲載などにより、自主財源の確保に取り組みます。

一方、歳出においては、経費のさらなる節減や合理化、公用・公共施設の見直しを行い、これまでの「施設運営」から「施設経営」の視点に切り替えて施設の大規模修繕や建替えに要する大きな経費負担の適正化に取り組みます。また、公債費の抑制などによる歳出の抑制にも取り組み、将来世代に過度な負担を負わせることのないよう健全な財政運営に取り組みます。

(3) 地域経営

地域経営においては、地域で取り組んだ方がより効果的で満足度が高くなる地域経営の観点を持ったまちづくりを目指します。住民協議会を核とした地域が、自分達の地域の課題を自らが解決していこうとする役割と責任を持ち、地域と市の適切な役割分担の中で、地域と市そして企業がより連携し、ともに考え、ともに決断し、ともに行動していく協働のまちづくりを進めます。また、このまちづくりの基軸となる各地域における「地域計画」の策定を一緒に取り組みます。

基本計画

<基本計画の見方>

単位政策3 <<連携と交流>>
 施策3-7 景観
 主担当：都市整備部/都市計画課

市民と共有するまちづくり目標
 【地域特色を生かした景観整備が進むまちづくり】

この施策の目標
 松阪市の自然的景観や歴史文化的景観、都市的景観を市民や事業者と行政が協働で維持保全することにより、美しく、豊かな景観を次世代に継承していくとともに、誇りある景観を新たに創造していきます。
 特に、城下町や街道沿いに培われた歴史的まちなみの保全に努めます。

項目	現状 (H25)	目標 (H29)
景観重点地区の指定	2地区	4地区

この施策の現状

- 本市は、美しい自然環境に恵まれ、歴史的、文化的に多様な個性が豊かな景観を形成していますが、歴史的まちなみを形成する家屋の取り壊しや周辺に調和しない建築物の建設などで、歴史文化的景観が損なわれつつあります。
- 三重県屋外広告物条例に基づき、違反広告物の除却や規制を行っていますが、派手な広告物や違反はり紙等が依然としてまちなみの景観を損ねる状況がみられます。

この施策の課題

- 景観重点地区（候補）に、歴史的まちなみに調和しない建築物等が建設されないように、景観重点地区に指定し、松阪らしい景観を保全する必要があります。
- 住民や事業者に対し、景観に対する普及・啓発活動を行い、景観のまちづくりや美しく豊かな景観の保全に対する意識を高める必要があります。
- 屋外広告物が周辺と調和したものとなるよう、三重県屋外広告物条例に基づき、違反はり紙等の除却や規制・指導を進める必要があります。

市民と行政がともに目指すまちづくりの目標です。
 公募市民で構成する幸せシティサポーター会議や総合計画審議会、行政内部での協議を経て策定されました。

この施策を進める上で目指していく数値目標を記載しています。原則、現状の基準日は H25.4.1、目標の基準日は H30.3.31 です。
 ※通年目標の場合、現状は H24 年度の実績値、目標は H29 年度の目標値を示しています。

施策の展開

重点施策	歴史文化的景観形成の推進 良好な景観の形成が特に必要な景観重点地区（候補）のうち地域住民の合意が得られた地区を景観重点地区に指定します。また、景観重点地区での景観形成等に補助金制度の周知・活用を促し、歴史的まちなみ景観の保全に取り組みます。 【重点地区】通り本町・角町一丁目周辺地区、市場庄地区 【候補地】松坂城跡周辺地区、商人町・職人町地区、射利・中万地区、六軒地区	主な事業 ・都市景観推進事業
主要施策	美しい景観づくりの普及・啓発 市民や事業者とともに美しく快適な景観づくりへの意識を高めるため、景観まちづくり事業等の企画を行い、景観保全意識の向上に取り組みます。	主な事業 ・都市景観推進事業
	景観形成の誘導 景観計画・景観条例などに基づく届出制度の運用を行い、積極的に良好な景観への誘導に取り組みます。	主な事業 ・都市景観推進事業
	屋外広告物の規制・指導 良好な景観を保全するため、屋外広告物の設置、管理について必要な規制や地域の景観と調和する指導を行い、無秩序な広告の氾濫の防止に取り組みます。	主な事業 ・屋外広告物事業
	【関連する計画】 ・松阪市景観計画（平成20年度～） ・松阪市環境基本計画～中間見直し版～（平成19年度～平成29年度）	
	【関連する施策】 ・施策2-6 文化（P ）、施策5-5 環境・再生可能エネルギー（P ）	

課題を解決するための主な施策を記載していますが、特に重点的に取り組んでいく施策を「重点施策」と位置付けています。

具体的に取り組む主な事業を記載しています。

この施策に関連する計画を記載しています。

この施策に関連する他の施策を記載しています。

市民と共有するまちづくり目標

【安心して救急医療が受けられる体制づくり】

この施策の目標

高齢化の進展や市民意識の変化などにより、救急利用が増加かつ多様化するなど医療を取り巻く環境が大きく変わっていく中で、救急医療体制の維持とともに、市民が身近な地域で救急医療を利用できる体制の充実に努め、市民が安心して生活できる社会を目指します。

項目	現状（H24）	目標（H28）
「かかりつけ医がいる」と答えた人の割合*	67.4%	75.0%以上

※平成 24 年 9 月に戦略経営課が市民 3,000 人を対象に実施した「市民幸せ調査」の結果。次回、平成 28 年度に実施予定。

この施策の現状

- 休日・夜間応急診療所に出務可能な医師の高齢化が進んでおり、また、市内の二次救急病院においても、医師や看護師の確保が困難となっています。
- 平成 18 年の医師および看護師不足による救急医療体制の崩壊の危機に瀕した際、地区医師会、市内の二次救急病院、行政の三者による連携により危機的状況を回避し、各病院における努力が続けられていますが、依然として二次救急の医療現場は厳しい状況にあります。また、日勤帯の救急搬送における患者受入れ先確保が難しい状況にあります。
- 平成 19 年から取り組んでいる救急医療の役割分担により、二次救急への負担は軽減できたものの、一次救急における患者数が急増し、休日・夜間応急診療所を担当する医師の負担などが増えています。

この施策の課題

- 限られた医療資源を効率的に活用していく必要があることから、広く市民の理解と協力を求めていく必要があります。
- 市民の救急医療に対する要望の多様化に伴い、一次救急⁷と二次救急⁸の一層の質的な充実が求められています。
- 二次救急医療は、採算性に関わらず提供されなければなりません。その財源については、公的な財政支援などについて検討していく必要があります。

7 外来で診察可能な、軽症で帰宅可能な患者を対象とする救急医療（開業医、休日・夜間応急診療所）。

8 入院や精密検査を必要とする中等症の病気を対象とする救急医療（松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、松阪市民病院）。

施策の展開

重点 施策	<p>一次救急医療体制の充実</p> <p>救急時に、市民が混乱することなく適切かつ迅速に救急医療を受けられる体制づくりに取り組みます。また、日勤帯の救急搬送における患者受入れ先確保のシステムの構築に取り組みます。</p>	<p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一次救急医療体制事業 ・休日夜間応急診療所管理運営事業
	<p>医療機器と施設設備の整備</p> <p>休日・夜間応急診療所の老朽化に伴い、新・健康センターを建設し、一次救急の拠点として、必要度に応じた医療機器の導入および更新を行い、老朽化した建物等を整備するなど、診療の充実に取り組みます。</p>	<p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新・健康センター建設事業 ・休日夜間応急診療所管理運営事業 ・飯高診療所医療機器整備事業 ・飯南眼科クリニック医療機器整備事業
主要 施策	<p>関係機関との連携強化</p> <p>医療環境の厳しさが増すなか、一次救急の開業医や二次救急の総合病院などとの連携を強化し、救急医療体制の充実に取り組みます。また、休日・夜間応急診療所について、地区医師会をはじめとした関係機関との綿密な連携と協力関係を保ち、将来にわたり質の高い救急医療サービスの提供に取り組みます。</p>	<p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一次救急医療体制事業 ・休日夜間応急診療所管理運営事業
	<p>救急医療の適正利用</p> <p>平成 19 年から取り組んできた救急医療機能の役割分担について、必ずしも市民に浸透しきれていない状況であることから、今後も救急医療体制の維持や救急医療の適正利用を進めるため、広報活動の強化を図り、普及啓発に取り組みます。また、地域へ出向き、医療知識の普及啓発に取り組みます。</p>	<p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急医療を考える集い事業 ・休日夜間応急診療所管理運営事業

【関連する施策】

- 施策 5-3 消防・救急・救助 (P.94)

市民と共有するまちづくり目標

【救急医療体制が維持できるまちづくり】

この施策の目標

市民病院は、松阪地区医療圏における二次救急医療を含めた急性期医療を担当するほか、新型インフルエンザ等の感染症対策、大規模災害の発生時における災害拠点病院としての役割を担うなど、政策医療機関としての使命を担っています。今後も公立病院として高度で適正な医療を提供していくとともに、市民病院としての独自性を発揮し、継続的な病院経営基盤の強化や医療資源の充実を図り、市民のいのちを守る病院づくりを目指します。

項目	現状（H25）	目標（H29）
医師数	47 人	53 人
看護師数	259 人	290 人

この施策の現状

- 松阪地区の二次救急医療体制は、休日・夜間において 3 病院（松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、松阪市民病院）の連携による輪番体制のもとで維持されています。
- 医師については、診療科のセンター化構想の実現を目指しながら戦略的・計画的な確保に努めています。また、看護師についても、診療科のセンター化構想や休床病床の稼動状況に合わせた戦略的・計画的な確保に取り組んでいます。
- 平成 20 年度の DPC/PDPS（入院医療費の 1 日当たり定額支払い方式）導入を契機として全職員の意識改革を進め、診療収入の増収、経費節減など経営改善に取り組んでいます。
- 病棟建設から 19 年以上が経過しているため、建物設備や医療機器が経年劣化により老朽化してきています。

この施策の課題

- 医師人事評価制度や看護師人事評価制度などを活用し、引き続き医師および看護師の確保を計画的かつ戦略的に進めていくことが求められています。
- 質の高い医療サービスを提供するため、老朽化した建物設備や大型高度医療機器等の更新を計画的に行っていく必要があります。
- 良質な医療サービスを提供するとともに、持続した健全な病院経営に向けた取り組みを進めていかなければなりません。

施策の展開

重点 施策	医師・看護師等の確保 より質の高い安全・安心な医療の提供に取り組むため、県内外の大学病院や看護学校への訪問等による医師および看護師の確保に取り組みます。	主な事業 ・医師・看護師人事評価制度の運用 ・ホームページ・市広報等による募集や大学病院等への訪問活動 ・修学資金貸与制度の活用等
	医療機器および建物設備の整備 老朽化した大型医療機器や建物設備等を整備し、医療サービスや診療提供体制の充実に取り組みます。	主な事業 ・医療機器更新事業 ・建物附帯施設整備事業
	病院経営の改善 診療科別の収支状況の把握、他の病院のデータ収集・分析・比較を行い、業務遂行の目標を明確化し、病院経営の継続的な安定化に取り組みます。	主な事業 ・経営分析や目標設定および管理の適正実施 ・診療報酬改定等の情報収集・対応
主要 施策	センター化の推進 循環器、筋骨系・関節（整形外科）、腎・泌尿器のセンター化に向けて、医師の確保、専門医の養成等を図り、質の高い医療を提供していきます。	主な事業 ・医療機器の整備 ・診療室の改修等による診療環境の改善 ・医師の先進病院での研修によるスキルアップ ・専門医の育成をとおして質の高い医療の提供
	感染症対策の充実 指定医療機関としての役割を果たすため、新型インフルエンザなどの第二種感染症が発生した場合に備えた対策を強化していきます。	主な事業 ・第二種感染症病床の運営 ・新型インフルエンザ等の備えとして医薬品の備蓄 ・「感染症危機管理ネットワーク会議」による取組
	地域医療機関との連携強化 地域の病院・診療所から選ばれる病院づくりに取り組むとともに、松阪中央総合病院や済生会松阪総合病院との輪番制による二次救急医療体制のさらなる充実に取り組みます。	主な事業 ・二次救急医療体制の維持 ・充実並びにピンクリボン活動 ・予約センターの充実 ・臨床懇話会 ・市民公開講座の開催 ・地域の病院や診療所からの患者紹介率・患者逆紹介率の向上
	過疎地における診療連携等の充実 過疎地におけるへき地医療（外来診療）について、へき地診療所への代診医師の派遣、へき地診療所医師の研修等の受け入れ、地域住民に対する医療相談、健康講座など支援の強化に取り組みます。	主な事業 ・へき地診療所への代診医師の派遣 ・へき地診療所医師の研修等の受け入れ ・地域住民に対する医療相談 ・健康講座などの支援強化
	大規模災害への備え 災害拠点病院としての役割を果たすため、松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院とともに、県などの行政機関、医師会等と連携を深め、将来発生が予想される東海、東南海・南海地震等に対する災害対策の強化を行います。	主な事業 ・大規模災害等に伴う患者の受入 ・広域搬送対応 ・被災地への DMAT ・医療救護班の派遣 ・DMAT による 2 府 7 県近畿合同防災訓練

【関連する計画】

- ・松阪市民病院のビジョン 2（平成 24 年度～平成 26 年度）
- ・策定予定（仮称）松阪市民病院のビジョン 3（平成 27 年度～平成 29 年度）

市民と共有するまちづくり目標

【地域の知恵を生かした健康づくり】

この施策の目標

市民が健康で豊かな生活を送ることができるよう、一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、発病を予防する「一次予防」に重点を置いた健康寿命の延伸を目指します。また、職場や学校などと連携し、個人の取り組みである健康づくりを、地域で支援する環境づくりを進めます。

項目		現状 (H24)	目標 (H29)
1回30分以上の運動を週2回以上実施し、1年以上継続している人の割合 (国民健康保険加入者の特定健康診査結果)	40～59歳	20.2%	30%以上
	60～74歳	39.7%	60%以上
子宮頸がん検診受診率		24.8%	30%以上
乳がん(マンモグラフィ)検診受診率		22.1%	30%以上

この施策の現状

- 「松阪市健康づくり計画」の推進の一環として、ウォーキングなどの運動の普及に取り組んでいますが、今後も若い年代から運動習慣の獲得に向けた取り組みが必要です。
- 健康づくり虹倶楽部など市民主体の健康づくりの取り組みが展開されてきましたが、住民協議会の設立によりその形態が変化する中、全域での健康づくりを広げるよい機会となっています。
- ピンクリボン運動⁹など、がん検診受診の啓発に取り組んでいますが、まだまだ受診率が低い状況です。
- 健康診査や健康教室、相談などの需要が高まっている一方、健康づくりの拠点である健康センターは許容を超え、老朽化しており、ニーズへの対応が困難になっています。

この施策の課題

- 行政主導の従来の提供型サービスだけでなく、市民や地域が力を発揮し、地域の特性を生かした健康づくり活動を支援していくことが求められています。
- 自分の体への関心を持つことやより良い生活習慣を獲得するためには、個々の取り組みだけでは実現しにくく、学校・企業などとの連携を進めていく必要があります。
- 健康づくりを支援するための情報発信や交流、人材育成などの機能も求められており、ソフト事業の充実とともに保健活動拠点の確保が急がれています。

9 乳がんの早期発見に検診が大切であることを理解し、検診の受診促進を目的として行われる啓発活動。

施策の展開

重点 施策	市民の健康づくり活動の推進 平成 23 年度に策定した「松阪市健康づくり計画」に基づく取り組みを推進するとともに、既存の健康づくりの組織や住民協議会との連携を図り、地域の特性を生かした市民主体の健康づくり活動に取り組みます。	主な事業 ・健康づくり推進事業
	女性特有のがん検診受診率の向上 若年層の女性の受診率向上を目指し、受診しやすい体制整備を図るとともに市民病院や企業、保育園・幼稚園などと連携した検診啓発に取り組みます。	主な事業 ・健康診査事業
	保健活動拠点の整備 健康診査や教室活動、相談等の市民ニーズに対応でき、これからの市民主体の健康づくりを支援できる機能を持った「新・健康センター」を建設し、保健活動拠点の整備を進めます。	主な事業 ・新・健康センター建設事業
主要 施策	感染症予防の推進 感染症予防の知識の普及、予防接種事業の推進、新たな感染症に対する情報収集および情報提供と備蓄品の管理等に努め、感染症の発生およびまん延防止に取り組みます。	主な事業 ・予防接種事業 ・感染症予防事業
	母子保健事業の推進 妊婦健康診査や妊婦相談、乳幼児の健康診査や相談、家庭訪問などの活動を展開し、妊娠から出産・子どもの心と体の健康づくりに取り組みます。また、不妊症や不育症に関する治療費等の助成などに取り組みます。	主な事業 ・母子保健事業 ・1歳6か月児および3歳児健康診査事業 ・特定不妊治療費補助・不育症治療費助成事業
	健康増進・健康診査事業の推進 がん検診・健康診査等の受診率向上に向けた啓発に積極的に取り組むとともに、各地区で健康教室や生活習慣病予防教室、健康相談事業を行い、生活習慣の改善と疾病予防に取り組みます。	主な事業 ・健康づくり推進事業 ・健康診査事業 ・健康教育事業 ・健康相談事業 ・特定健康診査事業

【関連する計画】

- ・松阪市健康づくり計画（平成 24 年度～平成 28 年度）
- ・策定予定（仮称）松阪市健康づくり計画 2（平成 29 年度～平成 33 年度）

市民と共有するまちづくり目標

【当たり前の幸せが実感できるまちづくり】

この施策の目標

市民のだれもが住み慣れた地域で、自分らしく、尊厳を持って暮らし続けていけるように、住民協議会を主体とした福祉のまちづくりを推進し、安心して幸せに暮らすことができる社会の実現を目指します。

項目	現状 (H24)	目標 (H28)
ボランティア派遣件数	874 件 (6,164 人)	954 件 (6,724 人)
地域福祉計画実践プランの推進	0 地区	43 地区

この施策の現状

- 都市化・核家族化の進展、少子高齢化の影響や生活様式・価値観の多様化等により、地域住民の交流は少なくなり、地域住民の連帯感や地域に対する親近感は希薄化し、地域が本来もっている相互扶助の機能は低下してきています。このため、高齢者や障がい者など生活上の支援を必要とする人、子育てに不安や負担を感じている人、ひとり暮らし世帯など孤立感を深めている家庭も増加している状況です。
- 平成 20 年秋の世界的な経済不況を契機に、生活の基盤である雇用状況や給与水準の改善は進まないなど、雇用環境は急激に悪化し、失業の急増、長期化を招くことになりました。特に、稼働年齢層を含む生活保護受給世帯が全国的に増加しているほか、非正規労働者や年収 200 万円以下の世帯など、生活困窮に至るリスクの高い層が増加しています。

この施策の課題

- 全地区に住民協議会が設立されたことを踏まえ、小地域での地域福祉活動を推進するため、住民協議会を主体とした地域福祉活動の推進体制を構築する必要があります。このため、市や社会福祉協議会、地域での社会福祉関係者などが連携し、地域住民を主体とした地域福祉活動のサポート体制を強化する必要があります。
- 生活困窮者の自立を促進するためには、最後のセーフティネットである生活保護制度の自立助長機能の強化に加え、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援する第 2 のセーフティネットの充実・強化を進める必要があります。

施策の展開

重点 施策	地域福祉活動の推進 地域福祉の向上を図るため、その担い手である社会福祉協議会との連携を強化し、地域福祉活動を進めます。	主な事業 ・社会福祉協議会補助金
	地域福祉計画実践プランの推進 住民協議会を地域福祉活動推進の中核として捉え、その支援体制を強化することで、地域福祉計画実践プランを進めます。	主な事業 ・社会福祉協議会補助金
主要 施策	民生委員・児童委員活動の推進 民生委員・児童委員は、地域の身近な相談相手として必要な支援を行うなど、大切な役割を担っていることから、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりに取り組みます。	主な事業 ・民生委員児童委員協議会連合会活動費補助金 ・地区民生委員児童委員協議会補助金
	ボランティア活動の支援 地域福祉活動を支援するため、市民ニーズに応じたボランティアの発掘・育成や被災者支援のための災害ボランティアの養成など、ボランティア活動の充実に取り組みます。	主な事業 ・社会福祉協議会補助金
	福祉意識の高揚 地域でお互いに気をかけたり、助け合ったりする意識が地域福祉の様々な取り組みの土台であり、日頃からのあいさつやご近所同士での付き合いなど地域福祉計画に掲げる地域での取り組みをサポートします。	主な事業 ・社会福祉協議会補助金
	地域連携活動サポートチームの活動強化 地域福祉活動を支援するため、地域に入って地域住民とともに汗を流す地域連携サポートチームの活動の強化に取り組みます。	主な事業 ・地域福祉計画の推進
	生活困窮者等の自立の促進 生活保護受給者を含め、広く生活困窮者を対象に就労による自立支援を促進するため、ハローワークによる市役所内での常設の窓口を設置することや、平成 27 年 4 月 1 日に施行される「生活困窮者自立支援法」を踏まえ、福祉関係機関との連携を図りながら生活困窮者自立相談支援事業などにより、生活困窮者の自立への取り組みを進める必要があります。	主な事業 ・生活保護受給者就労支援事業 ・生活困窮者に対する自立支援の促進

【関連する計画】

- 松阪市地域福祉計画（平成 20 年度～平成 24 年度）
- 松阪市地域福祉計画実践プラン（平成 25 年度～平成 29 年度）

【関連する施策】

- 施策 4－6 雇用・勤労者福祉、消費生活（P.86）

市民と共有するまちづくり目標

【高齢者が生きがいのあるまちづくり】

この施策の目標

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って安心して暮らし続けられる仕組みづくり（地域包括ケア体制の構築）を目指します。具体的には、支援や見守りが必要な高齢者の個々の能力に応じた日常生活の自立を支援し、介護予防や地域での見守りなどに取り組みながら、切れ目のない医療・介護・保健福祉サービスの提供を図ります。また、一人ひとりの尊厳が守られ、その人らしい生活が送れるよう地域のネットワークの充実に取り組みます。

項目	現状（H25）	目標（H29）
二次予防対象高齢者に対する介護予防教室の開催	212 回	220 回
認知症サポーターの養成	12,049 人	20,000 人
高齢者安心見守り隊の育成	753 人	1,000 人
ボランティアポイント制度の推進（活動登録人数）	83 人	400 人
在宅医療連携拠点の整備	0 カ所	1 カ所

この施策の現状

- 平成 25 年に 43,268 人であった松阪市の高齢者人口は、平成 29 年には約 47,000 人に増加し、高齢化率は約 28%に上昇すると見込まれます。
- 今後も介護認定者数の増加に加え、認知症高齢者や高齢者単独世帯、高齢者夫婦のみの世帯の増加が見込まれ、介護サービスの需要と費用負担も増大する見込みです。
- 高齢者の相談窓口である「地域包括支援センター」は年々相談件数も増加する中で、その役割も市民に認識されつつあり、支援を必要とする高齢者やその家族の期待も増えています。

この施策の課題

- 現在、増大傾向にある医療・介護サービスの需要と費用負担について、持続可能な制度のあり方を検討する必要があります。また、在宅で療養する高齢者の増加を見据えて、在宅医療・介護の連携を強化し、多職種協働のあり方を探っていく必要があります。
- これからも地域で安心して住み続けることができるよう、市民の積極的な介護予防や認知症予防への取り組み、地域での見守りや支えあいが必要です。
- ひとり暮らしや寝たきりなど的高齢者に対する生活支援サービスの継続に努め、生活の不安を軽減するとともに、緊急性の高い高齢者虐待への対応や成年後見制度などの普及促進やサポート体制が求められています。

施策の展開

重点 施策	二次予防対象高齢者に対する介護予防教室の開催 要支援・要介護状態に陥らないように筋肉・骨・靭帯などの体の機能維持のための運動や栄養バランス等を考えた食事のあり方など、介護予防の各種講座を開催します。	主な事業 ・二次予防対象高齢者施策事業（二次予防対象者通所型介護予防教室（運動器の機能向上、口腔機能向上、栄養改善、認知症予防に資する単独および複合プログラムの開催））
	認知症サポーターの養成 子どもから高齢者までの幅広い層の市民が認知症の人や家族を地域で温かく見守っていくため、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の正しい理解の普及に取り組みます。	主な事業 ・任意事業（認知症サポーター養成講座）
	高齢者安心見守り隊の育成・地域活動の推進 高齢者やその家族が安心して暮らし続けられるよう、地域で見守り、助けあうネットワークの充実を図り、その活動の中心となる人材を育成します。	主な事業 ・任意事業（高齢者安心見守り隊養成講座および育成支援、徘徊高齢者SOSネットワーク事業）
	ボランティアポイント制度の推進 介護に関するボランティア活動を通じて、自らの健康増進と介護予防を図るため、啓発活動とともに活動される方の支援に取り組みます。	主な事業 ・任意事業（松阪市高齢者ボランティアポイント制度の実施および運営）
主要 施策	地域包括支援センターの機能強化と多職種協働の推進 地域包括ケアの中心的役割が果たせるよう総合相談支援業務をはじめとして高齢者の権利を守り、より暮らしやすい地域にするため地域で支えあうネットワークづくりを進めます。	主な事業 ・地域包括支援センター事業（地域包括支援センター運営事業、要援護高齢者実態把握訪問事業） ・在宅介護・医療連携推進事業
	介護予防いきいきサポーターの養成 介護予防について学ぶことで、自らの健康保持に努めるとともに、地域貢献活動として、周囲に介護予防の大切さやその技術を伝えていく人材を育成します。	主な事業 ・一次予防対象高齢者施策事業（介護予防いきいきサポーター養成講座、まつさか元気アップリーダー養成講座）
	次期高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画の策定・計画に基づく推進 高齢化の進展で医療・介護・福祉などにかかる費用が増大する中、特に介護予防施策や施設の整備、また介護保険料などについての介護保険事業計画と高齢者保健福祉計画を策定し、計画に基づき取り組みます。	主な事業 ・介護保険事業計画等策定事業（高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画の策定にかかる事業）

【関連する計画】

- ・松阪市第6次高齢者保健福祉計画および第5期介護保険事業計画（平成24年度～平成26年度）
- ・（次期）松阪市第7次高齢者保健福祉計画および第6期介護保険事業計画（平成27年度～平成29年度）

市民と共有するまちづくり目標

【自立を支援できる体制づくり】

この施策の目標

障がいのある人もない人も、お互いの人格と個性を尊重した支えあいのもと、障がい者が自らの意志に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加・参画し、地域でその人らしく生きいきと自立した生活を送ることができるよう、住みよいまちづくりの実現を目指します。

項目	現状 (H25)	目標 (H29)
日中活動支援施設利用者数	730人	850人
グループホーム、ケアホーム入居者数	96人	124人

この施策の現状

- 障がいのある人がその人らしく地域で自立した生活が送れるよう、障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく福祉サービスの提供や相談窓口の拡充により、その人に応じた生活の支援や社会参加支援を行っていますが、就学する前、就学期、就学後でそれぞれ支援者や支援の内容が異なり、相談などの支援がその場で途切れてしまう状況がみられます。

この施策の課題

- 障がいのある人の社会参加や生きがい活動の支援のため、障害福祉サービスなどを充実し、スポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動、就労に対する支援などが求められています。
- 幼児期から就学・就労にいたるそれぞれの時期や、障がい者福祉制度のすき間で生じる問題を解消し、障がいのある人が、その人らしく地域で自立した生活を送るためには、幼少期から一貫した支援を行うことが重要であり、障がいのある人が身近に相談ができるような、関係機関のネットワークづくりを行い、生活全般をサポートする体制が求められています。
- 手話が障害者権利条約および障害者基本法で言語として認められたことにより、音声言語と対等な意思疎通手段として手話の理解と周知を促進すること、また、情報の取得と利用のための手段として手話を選択できる機会を拡大することが求められています。

施策の展開

重点 施策	<p>「育ち」の相談支援体制および拠点整備</p> <p>幼少期に見逃されがちな疾病等を把握し、なるべく早い時期に医療や教育などの支援を行うため、関係機関との連携を密にし、「育ち」に関する相談支援を強化します。また、心身の発達が気になる、または障がいのある児童への総合支援を行う施設を新しく整備し、地域における拠点としての機能を充実させ、発達が気になる児童への途切れない支援に取り組みます。</p>	<p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども発達総合支援施設整備事業
	<p>障害福祉サービスの充実</p> <p>障がい者が地域で支援を受けながら安心して自立した生活が送れるよう、在宅福祉サービスの円滑な提供と日中に活動する場を充実していきます。また、障がい者の生活に対応した居住の場を確保するため、グループホーム等の設置を進めます。</p>	<p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護給付事業 ・訓練等給付事業 ・障がい者グループホーム等施設整備事業 ・医療費助成事業（障がい者）
	<p>社会参加の促進および雇用支援</p> <p>障がい者のスポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動などを支援し、積極的な社会参加や地域との交流を促進します。また、障がい者の生活相談に関する窓口の設置や、障がい者の就職の支援、企業訪問による理解の促進など、ハローワークなどの関係機関と連携した生活支援や雇用支援に取り組みます。</p>	<p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者自立支援協議会事業 ・障害者福祉センター創作活動等事業
主要 施策	<p>相談支援システムの整備</p> <p>障がい者のニーズに応じた専門的な相談支援を行うため、関係機関との連携を強化し、障がい者自立支援協議会を中心とした相談支援システムを整備します。</p>	<p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者相談支援事業 ・障がい者自立支援協議会事業
	<p>コミュニケーション支援の充実</p> <p>手話通訳者および要約筆記者の派遣体制等を強化し、障がい者等の生活支援や積極的な社会参加を促進します。また、聴覚障がいに関する周知・啓発、手話等への関心のある方が学べるような教室や研修を開催するとともに、教育や雇用などの関係機関との連携を強化し、安心した生活への支援につなげます。</p>	<p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意思疎通支援事業 ・手話普及啓発事業
	<p>障がいに関する正しい理解の促進</p> <p>あらゆるメディアを活用した広報を行い、障がいに関する正しい理解を促進するとともに、各種サービスの周知を効果的に行っていきます。</p>	<p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者自立支援協議会事業

【関連する計画】

- ・第3期松阪市障がい者計画（平成24年度～平成26年度）
- ・第4期松阪市障がい者計画（平成27年度～平成29年度）
- ・松阪市地域福祉計画実践プラン（平成25年度～平成29年度）

【関連する施策】

- ・施策2-1 子育て(P.44)、施策2-3 学校教育(P.48)、施策4-6 雇用・勤労者福祉、消費生活(P.86)

施策2-1 子育て

主担当：福祉部／こども未来課、福祉ささえあい課
健康ほけん部／健康推進課

市民と共有するまちづくり目標

【地域全体で次世代を担う子どもたちの成長を支援するまちづくり】

この施策の目標

家庭を中心に地域、行政、事業所などさまざまな主体が子育てを応援し、安心して子育てができ、子育ての楽しさを実感できるような社会を構築することで、子ども一人ひとりの権利が尊重され、次世代を担う子どもたちが地域の中ですくすくと育つことができる環境を実現します。

項目	現状（H25）	目標（H29）
放課後児童クラブ設置数	31 クラブ	33 クラブ

この施策の現状

- 核家族化の進展や地域でのつながりも希薄になり、地域における子育て機能の低下が懸念される中で、家庭における育児者の負担が増加しています。相談相手や支援者がなく育児に行き詰まり、子育てがストレスとなって不適切な育児、不当な虐待行為にまでおよんでしまうような場合も見受けられるようになってきています。
- 景気後退や雇用環境の不安定要因などにより、世帯間の経済格差が拡大し、子育てに対する経済的負担感も大きくなってきています。

この施策の課題

- 子育て中の親の孤立感、不安感、負担感を取り除くため、身近で気軽に子育ての悩みや不安を相談できる場や機会の充実を図るとともに、子育てに関する情報が入手しやすい環境を整える必要があります。
- 共働き家庭の増加に伴い、就学児童に対する保育ニーズが高まっています。児童の安全な居場所を確保するとともに、子育てと仕事が両立できるような環境整備に努める必要があります。
- 親の経済状況に関わらず、子どもたちが安心して、医療や教育などを公平に享受できる環境を整える必要があります。特に、ひとり親家庭については就業状態が不安定で経済的に厳しいことが多く、自立に向けた支援が必要です。
- 子ども一人ひとりの個性や特性を大切にしながら“子育て”を支援していく必要があります。特に、障がいのある児童については、その持てる力を高め、生活や学習上の困難さを軽減または解消していくための総合的な支援が必要です。

施策の展開

重点 施策	子どもたちがのびのび育つ環境づくり 昼間保護者のいない家庭の就学児童に対し安全で快適な放課後の居場所を確保するため、地域の実情に応じた放課後児童クラブの設置・運営を行うとともに、計画的な施設整備を行います。	主な事業 ・放課後児童クラブ活動事業 ・放課後児童クラブ施設整備事業
主要 施策	子育て相談・支援体制の充実 子育てに課題を抱えた家庭を対象とした各種相談事業を充実し、育児者の悩みの解消に努めます。また、子育て支援センターなどの活動拠点を充実し、育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、子育て支援に関する情報提供を行います。	主な事業 ・子育て支援センター管理運営事業 ・私立保育園子育て支援センター運営事業 ・母子保健事業 ・家庭児童相談事業
	児童虐待への対応の充実 各関係機関の連携強化に努め、広報・啓発活動や事例検討、ケース会議、関係者の研修等の事業を進め、虐待の予防および早期発見、迅速かつ適切な対応に取り組みます。	主な事業 ・家庭児童相談事業 ・養育支援訪問事業
	ひとり親家庭の自立支援対策の充実 離婚等によりひとり親家庭が急増していることから、医療費助成や就労支援、相談事業等を推進し、ひとり親家庭の経済的な自立を促進します。	主な事業 ・自立支援教育訓練給付金事業 ・高等技能訓練促進費事業 ・ひとり親家庭等ファミリーサポートセンター利用支援補助金 ・医療費助成事業（一人親家庭等）
	障がい児への途切れのない支援 発達障がいを早期に発見し、幼児期から就学・就労にいたるまでのライフステージに応じ、保健、医療、福祉、教育等の各部門が連携し、子どもの発達に関する相談・助言・検査等を総合的にを行います。	主な事業 ・児童発達支援施設運営事業 ・児童発達支援給付事業
	こども医療費助成の継続 こどもたちの病気やけがの慢性化や重症化を防ぐため、各家庭の経済状況に関わらず、公平に医療を安心して受けることができるよう、医療費の助成を継続して行います。	主な事業 ・医療費助成事業（こども医療費）

【関連する計画】

- 次世代育成支援行動計画（後期計画）（平成22年度～平成26年度）
- 策定予定 松阪市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）

【関連する施策】

- 施策1-6 障がい者福祉（P.42）、施策2-3 学校教育（P.48）

市民と共有するまちづくり目標

【安心して預けられる保育園・幼稚園の充実と環境づくり】

この施策の目標

近年、女性の社会進出や保護者の就労形態の多様化により保育ニーズが増大し、子育てにおける保育メニューの充実が求められてきています。また核家族化等に伴う育児の孤立化、育児不安の増大、児童虐待も増加し、子どもが育つ中心的な場所である家庭にも大きな環境の変化があります。

このような状況において、次世代の社会を担う全ての子どもが健やかに育ち、育成される環境を図るため、保育園・幼稚園では質の高い保育・幼児教育を充実させていきます。

項目	現状 (H25.10.1)	目標 (H29)
保育園の待機児童	33人	0人

この施策の現状

- 保育園において平成21年度から平成24年度にかけて465人の定員増を行ったものの、平成25年10月1日現在の待機児童数は33人となっており、解消には至っていません。特に年度途中での入園が困難となっています。
- 幼稚園においては100人を超える大規模園がある反面、15人未満の小規模園も存在しています。

この施策の課題

- 待機児童を解消し、全ての児童に対し質の高い保育・幼児教育を総合的に提供できる体制を構築する必要があります。
- 幼稚園では園児数が減少し、集団としての教育が成立しにくい状況の園もあることから、幼稚園の適正な配置等を行う必要があります。

施策の展開

重点 施策	待機児童解消に向けた取り組み 平成 27 年度に施行される「子ども・子育て支援新制度」に向け、今後の保育・幼児教育の需要量を的確に把握するため市民ニーズ調査を実施し、保育園・幼稚園等の施設整備計画を含む「松阪市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、待機児童の解消に取り組めます。	主な事業 ・次世代育成支援推進事業 ・子ども・子育て支援新制度 ・電子システム構築等事業
	保育園・幼稚園等の窓口の充実 これまで保育園を希望する保護者は福祉事務所、幼稚園を希望する保護者は教育委員会と行政の窓口が別々であったものを一本化し、希望する全ての保護者・就学前児童に対し適切で良質な保育・幼児教育を提供できるよう保護者の視点に立った行政組織を構築します。	主な事業 ・保育園・幼稚園等の窓口一本化
主要 施策	幼稚園の適正配置 「松阪市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、望ましい集団活動が実践できる教育環境の提供に取り組めます。	主な事業 ・松阪市立幼稚園の適正配置・新休園基準の実施
	保育園および幼稚園における保育・幼児教育の充実 保育園においては、多様化する保護者ニーズに対応するため、延長保育や休日保育等の特別保育を積極的に実施していきます。幼稚園においては、異校種間連携を図り、子どもの発達段階に応じた継続性かつ一貫性のある教育を進めます。また、支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導および必要な支援を行います。	主な事業 ・延長保育事業 ・私立保育園延長保育促進事業費補助金 ・私立保育園休日保育事業費補助金
	保育園および幼稚園における子育て相談機能等の充実 保護者や地域の多様化するニーズに応え、さらに地域に開かれた園づくりに取り組めます。	主な事業 ・子育て相談や情報の提供 ・園庭開放や遊ぼう会などの未就園児の保育活動 ・保護者同士の交流機会の企画
	保育園および幼稚園と小学校との連携強化 保育園・幼稚園・小学校の保育士および教職員が、保育・授業公開や合同研修会などを行ったり、幼児・児童が交流したりして連携を深めていきます。また、このような連携を通して、幼児期から児童期への発達の流れや、互いの教育内容・指導方法について理解を深め、子どもの発達段階に応じた継続性かつ一貫性のある保育・教育を進めます。	主な事業 ・学力向上推進プロジェクト事業 ・教育研究事業

【関連する計画】

- 次世代育成支援行動計画（後期計画）（平成 22 年度～平成 26 年度）
- 策定予定 松阪市子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年度～平成 31 年度）
- 松阪市教育ビジョン（平成 19 年度～平成 28 年度）
- 策定予定 松阪市教育ビジョン（平成 29 年度～平成 38 年度）
- 松阪市立幼稚園整備計画（平成 25 年度～）

市民と共有するまちづくり目標

【コミュニティ・スクールを活かした地域特色のある学校づくり】

この施策の目標

確かな学力、豊かな人間性、健康・体力のバランスのとれた子どもたちの育成を図るとともに、学校、家庭、地域が一体となってより良い教育の実現に取り組みます。

学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす生活・学習の場であり、災害時には地域住民の避難場所の役割も果たすことから、施設の安全性の確保に取り組みます。

項目	現状 (H25)	目標 (H29)
学級満足度尺度調査 (Q-U) の満足群の割合*	56.2%	60%
家庭で学校の授業の復習をしている割合	小学校 40.8%	小学校 70%
	中学校 36.8%	中学校 70%

※学級生活・活動に満足し、意欲的に取り組んでいる子どもたちの割合。

この施策の現状

- 社会の中で人と人との関わりが希薄となり、家族や地域社会と関わって自分を磨いたり、子どもたちが遊びを通して学びあったりする機会が減少しつつあり、相手を思いやり認めあうという相互のコミュニケーションの力を衰退させています。また、子どもたちがいじめ等の問題を引き起こす背景には、子どもたちだけでは対処できないような、複雑で多様な悩みや不安を抱えているという状況があります。
- 社会情勢の変化に伴い、「知識基盤社会」が到来したと言われていています。子どもたちには、これからの次代を担う能力として、「生きる力」の醸成が求められています。
- 小中学校の校舎、屋内運動場の耐震化は完了しましたが、非構造部材の耐震化（屋内運動場のつり天等）が必要となっています。また、学校施設の老朽化が進んでいます。

この施策の課題

- 子どもたちのコミュニケーション能力や自己表現力を高めるため、その資質や能力を養う教育を子どもたちの発達段階に応じて推進する必要があります。また、子どもたちの悩みや不安を解消するため、子どもたちや保護者に寄り添い支援する体制を充実する必要があります。
- 各中学校区において、幼稚園、小中学校、地域等が連携し、相互の機能を効果的に発揮しながら、全国学力学習状況調査等から見えてきた課題解決に向けた取り組みや、松阪の歴史や文化等の地域教材を活用した特色ある教育の充実に取り組んでいく必要があります。

- 児童生徒が安全・安心に学校生活を送れるよう老朽化が進む学校施設の点検、改修工事等を行っていく必要があります。

施策の展開

重点施策	<p>確かな学力の向上</p> <p>中学校区を中心にした幼稚園、小中学校、保護者、地域等が相互に連携し、子ども一人ひとりに応じた指導支援の充実を図り、基礎・基本を確実に身につけさせるとともに、課題解決に向けた取り組みを共有しながら、郷土教育や体験学習など特色ある教育を行います。</p>	<p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学力向上推進サポート事業 ・読書室いきいきプラン事業 ・特色ある学校(園)づくり推進事業 ・郷土の偉人に学ぶ教育推進事業
	<p>豊かな心、健やかな体の育成</p> <p>道徳教育を充実させるとともに、学校体育・健康や食教育により心身ともに健康で安全な生活ができるよう指導を充実します。</p>	<p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツエキスパート活用事業 ・食育支援者派遣事業
	<p>教育環境の整備・充実</p> <p>学校施設の改修、改築工事による老朽化対策、非構造部材の耐震化等のほか、多様化する教育活動にあった教育環境の整備・充実に取り組みます。</p>	<p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中幼施設維持修繕事業 ・鎌田中学校校舎改築事業
主要施策	<p>生徒指導・キャリア教育の充実</p> <p>子どもたちを取り巻く学習環境や養育環境を改善し、社会的自立心を確立することにより、子どもたちの内なる力が芽生え、自らの力で様々な課題を克服し成長できるよう支援していきます。</p>	<p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ等対策事業 ・わくわくワーク事業 ・スクールカウンセラー配置事業 ・学びの環境づくり支援事業
	<p>特別支援教育の充実</p> <p>共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進に取り組みます。発達障がいを含む全ての障がいのある子どもたちへ早期からの一貫した支援のために、保健・福祉・教育等の各部門が連携し、子どもの発達に関する相談等を行います。また、就学前の療育や保育の充実に向け医療機関等とも連携して取り組み、本人・保護者の安心につながる就学支援を目指します。そして、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、能力や可能性を伸ばせるよう特別支援教育を充実していきます。</p>	<p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育推進事業 ・育ちサポート推進事業 ・個別の教育支援計画 ・パーソナルカルテ10・サポートブック11の活用
	<p>教職員研修等の充実</p> <p>教職員研修や教育相談等を充実させ、教職員の専門性や指導力の向上に取り組みます。</p>	<p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員研修事業 ・教育相談事業 ・教育研究事業 ・教育情報活動事業
	<p>教育改革の推進</p> <p>保護者や地域住民等が、学校運営に参画するコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)における教育活動の成果や課題を共有し、学校運営に反映するなど、開かれた学校づくりに取り組みます。また、土曜日の有効活用を地域・保護者とともに推進します。</p>	<p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクール推進事業 ・学校支援地域本部事業 ・学校評議員推進事業

10 三重県教育委員会が作成した情報伝達ツール

11 松阪市社会福祉協議会が作成した生活支援ルール

主要 施策	教育の情報化への取り組み 「フューチャースクール推進事業」および「学びのイノベーション事業」の成果を活かし、松阪市内の学校において効果的に ICT 機器が活用される環境を整えます。同時に、情報社会で適切な活動を行うための基となる情報モラル教育の推進に取り組みます。	主な事業 ・ICT 機器の活用による教育の情報化
------------------	--	------------------------------------

【関連する計画】

- 松阪市教育ビジョン（平成 19 年度～平成 28 年度）
- 策定予定 松阪市教育ビジョン（平成 29 年度～平成 38 年度）
- 学校教育の方針（平成 26 年度～平成 28 年度）
- 策定予定 学校教育の方針（平成 29 年度～平成 31 年度）

【関連する施策】

- 施策 1－6 障がい者福祉（P.42）、施策 2－1 子育て（P.44）

《学校教育》の活動例



学習支援（田植え体験）

地域の高齢者介護施設
での交流



タブレットを活用した
協働学習



市民と共有するまちづくり目標

【地域住民の生きがいづくり】

この施策の目標

家庭、地域、学校および行政が連携し、健全育成活動の促進と環境整備を推進し、次世代の担い手である青少年が豊かな社会性を備え、心身ともに健全に成長できる社会の実現を目指します。また、市民一人ひとりが自発的に生涯にわたって学習活動ができるとともに、自己に適した手段・方法を自ら選択し、学習の成果を活かすことのできる生涯学習社会の実現を目指します。

項目	現状 (H24)	目標 (H29)
公民館・図書館等における家庭教育講座開設数	383 講座	400 講座以上
「青少年の育成のつどい」講演会の参加者満足度	76%	80%以上

この施策の現状

- 青少年を取り巻く環境は、少子・高齢化や核家族化、高度情報化の進展などとともに大きく変化し、家庭のコミュニケーション不足、教育力の低下や地域社会における人間関係の希薄化などは、青少年による問題行動の増加や非行の低年齢化の要因となっています。
- 市民の生活様式が多様化する中で、家庭や地域の子育て支援、子どもたちの体験活動、団塊世代の社会参画意欲など、それぞれのライフステージに応じた学習機会のニーズが高まっています。また、住民協議会による活動の中で、学びの成果を活かす活動や家庭、地域、学校等との新しい連携づくりが進められています。

この施策の課題

- 家庭や地域などと連携しながら、青少年が社会の一員として生きていくために必要な社会規範やルール、自立性や社会性を身につけるさまざまな体験機会の提供や青少年団体の活動支援を行うとともに、有害環境から青少年を守るための取り組みが求められています。
- 市民一人ひとりがより良く生きるための意欲と力を生涯にわたって鍛え、豊かなものにするために、公民館や図書館等生涯学習施設を拠点として、学びあい教えあう相互学習等が行われる環境の整備が求められています。また、現代的課題や地域課題の解決に向けた学習機会の充実とその成果を生かした絆づくりや活力あるコミュニティづくりが望まれています。

施策の展開

重点 施策	図書館活用の推進・子ども読書活動の推進 図書サービスの充実を図り、図書館利用者の拡大とともに利便性を高め、魅力ある新しい図書館づくりを行います。また、第二次松阪市子ども読書活動推進計画により、家庭、地域、園・学校、図書館がそれぞれの役割を果たしながら、子どもの夢を育む読書活動に取り組みます。	主な事業 ・図書館改革推進事業
	青少年育成団体の活動支援 各地域で組織する青少年育成団体等との連携を強化して育成活動の支援を行います。	主な事業 ・青少年健全育成事業
	健全育成活動の促進 青少年育成団体等と連携を図り、補導パトロールの実施や講演会等を開催します。また、青少年の居場所づくり活動を推進し、青少年の社会参加を促す活動の支援に取り組みます。	主な事業 ・青少年センター運営事業 ・青少年健全育成事業 ・放課後子ども教室推進事業
	生涯学習活動の推進 読書活動の活性化を図るとともに、公民館や図書館等でライフステージに応じた、また時代の要請に応じた講座等を開設し、市民の教養の向上、健康の増進、生活文化の向上を推進します。さらに、家庭や地域で子育てをするための支援や地域人材の養成等の活力あるコミュニティづくりを積極的に働きかけていきます。	主な事業 ・生涯学習振興事業 ・図書館管理運営事業
主要 施策	健全育成環境の整備 家庭、学校、地域および行政が連携して、青少年の問題行動の要因となる有害な社会環境の浄化に取り組みます。また、青少年センター補導員による青少年の悩み相談活動や補導パトロール等を実施します。	主な事業 ・青少年センター運営事業
	生涯学習施設の整備・充実 利用者や市民の意見を反映して公民館や図書館等の生涯学習施設の整備・充実に取り組みます。また、運営状況に関する評価を行い、その結果を生かして改善等を行います。	主な事業 ・公民館管理運営事業 ・中川コミュニティセンター管理運営事業 ・生涯学習センター管理運営事業 ・図書館管理運営事業

【関連する計画】

- 松阪市教育ビジョン（平成 19 年度～平成 28 年度）
- 策定予定 松阪市教育ビジョン（平成 29 年度～平成 38 年度）
- 教育振興基本計画（平成 20 年度～平成 29 年度）
- 第二次松阪市子ども読書活動推進計画（平成 25 年度～平成 29 年度）

市民と共有するまちづくり目標

【人権が尊重されるまちづくり】

この施策の目標

保育園や幼稚園、小中学校、高校と連携して、人権問題の解決に向けた実践力の育成を重視した人権教育や、外国人児童生徒の教育を受ける権利を保障し、日本語指導や適応支援の充実を図ることで、松阪市に住む全ての人々が、自分自身に誇りを持ち、自分らしく生きることができる社会の実現を目指します。

項目	現状 (H24)	目標 (H29)
人権講演会、人権講座等参加者数	7,049 人	7,200 人以上
JSLカリキュラムに基づく指導法の研修および授業実践	研修 7 回 授業実践 6 校	研修 10 回 授業実践 8 校

この施策の現状

- 近年、学校現場における差別事象の発生件数は減少傾向にありますが、子どもへの虐待、DV、インターネット上への差別書き込みや放射能汚染に伴う新たな人権問題が浮かび上がっており、このことから差別の現実には予断を許さない状況にあります。
- 国際化の進展に伴い、日本語指導を必要とする外国人児童生徒数は増加し、在籍地域の広域化や多言語化という課題を生んでおり、外国人児童生徒に対する教育のより一層の充実が求められています。

この施策の課題

- 時代の変化とともに生じてくる新たな人権問題等に対応するため、さらなる人権教育と人権啓発の充実が求められています。
- 外国人児童生徒の在籍する学校の広域化および多言語化がますます進む中、さらなる巡回指導体制の充実とともに学力向上とアイデンティティの確立を目指す取り組みの充実が望まれています。
- 12 中学校区で行われている人権フォーラムの取り組みへの支援の充実とともに、中学校区間での交流が求められています。

施策の展開

重点 施策	人権学習機会の提供 市民一人ひとりの人権意識の高揚のため、社会状況や背景の変化に即したさまざまな人権問題に関する市民講演会や市民講座の開催など、あらゆる機会を通じて市民自らが学習できる環境を充実していきます。	主な事業 ・人権学習推進事業 ・人権教育地域促進事業
	外国人児童生徒教育の充実 言葉の全く理解できない教育環境にある子どもや保護者の不安を取り除くため、母語スタッフを充実させるとともにJSLカリキュラム等の指導法に基づくわかりやすい授業づくりの確立や教材の開発に取り組み、初期の適応支援から学力保障、進路保障、アイデンティティの確立を目指していきます。	主な事業 ・外国人児童生徒いきいきサポート事業 ・外国人児童生徒受入促進事業
主要 施策	幼稚園・学校および家庭・地域の連携 各中学校区をひとつの単位として、幼稚園や学校そして地域が連携して人権教育の実践（人権フォーラム）を行うとともに、各校区間の交流（子ども人権文化フェスタ）を行います。	主な事業 ・人権教育ネットワーク推進事業
	教職員の研修の充実 教職員対象の人権講演会や講座の開催、人権教育に関する研究大会などへの参加機会を提供するなど、教職員の資質向上に取り組みます。	主な事業 ・人権教育研修事業

【関連する計画】

- 松阪市教育ビジョン（平成19年度～平成28年度）
- 策定予定 松阪市教育ビジョン（平成29年度～平成38年度）
- 学校教育の方針（平成26年度～平成28年度）
- 策定予定 学校教育の方針（平成29年度～平成31年度）
- 松阪市人権教育基本方針（平成21年度～）
- 松阪市外国人児童生徒の人権にかかわる教育指針（平成25年度～）

【関連する施策】

- 施策3-2 人権の尊重（P.64）

市民と共有するまちづくり目標

【地域に伝統・文化が根付いたまちづくり】

この施策の目標

文化・芸術の主体は人であり、文化・芸術はそれぞれの人の心の中からあふれ出るものであり、市民一人ひとりの自主性、創造性が尊重される豊かな環境を整備し、新しい松阪の文化・芸術の創造を目指します。

長い伝統の中で洗練されてきた独自の文化・芸術を再発見、再認識し、それらの保存・活用を通じて、市民の文化に対する自信と誇りにつながるように取り組んでいきます。

項目	現状 (H26.1.1)	目標 (H29)
松阪市美術展覧会 高校生以下の出品数	22 点	40 点以上
はにわ館見学団体 市内小学校の見学数	12 校 (33%)	36 校 (100%)

この施策の現状

- 市内で様々な文化芸術活動を行う団体間ならびに関係機関との連絡協調を図り、文化芸術の振興、発展に寄与することを目的とし設立された「松阪市文化芸術団体連絡協議会」は、平成 25 年 4 月現在、合唱、声楽、吹奏楽、軽音楽、ギター、ピアノ、フルート、邦楽、能楽、民謡民舞、演劇、美術、写真の 13 ジャンルで構成されています。
- 地域には、歴史的価値が高く魅力ある観光資源として活用できる、個性的で魅力のある豊かな文化財が多数存在しています。
- 市民が文化や芸術に触れる文化施設は、老朽化が進行しています。

この施策の課題

- 「文化の薫り豊かな松阪」を推進するため、松阪市文化芸術団体連絡協議会や行政が連携し、文化活動の質的な向上に取り組むとともに、文化芸術の普及、振興に資する事業の推進等に積極的に取り組む必要があります。
- 各地域の歴史的・文化的資産を適切に保護し、次世代へと継承するとともに、自然や歴史・文化など地域資源を、活性化の核として有効に活用していくことが必要です。
- 老朽化した文化施設を整備し、施設の利便性を高め、芸術文化に触れる機会の充実が求められています。

施策の展開

重点 施策	松阪市文化芸術団体連絡協議会の充実 文化芸術団体のネットワークを構築する松阪市文化芸術団体連絡協議会を、文化振興の核となる組織として位置づけ、文化芸術の普及、振興に資する事業を充実します。	主な事業 ・文化芸術団体共催事業
	文化財の保護と継承 地域住民と協働し、地域にある貴重な文化財を保護するとともに景観保全を図り、松阪の貴重な文化財を次世代に継承していきます。	主な事業 ・旧長谷川邸の整備 ・国史跡松坂城跡の整備 ・無形民俗文化財への助成事業・映像等による記録
主要 施策	芸術文化活動の推進 市民一人ひとりが心のゆとりやうるおいを感じられるような優れた文化芸術の鑑賞および参加の機会を提供し、次世代を担う青少年等の芸術文化活動を推進するとともに、文化芸術活動に携わる人材を育成します。	主な事業 ・市美術展覧会開催事業 ・自主事業 ・音楽文化活動事業 ・地域文化振興事業
	文化資源の活用 豊かな文化資源や文化財を郷土の歴史を学ぶ教材として活用します。また、地域に点在する文化資源を多角的に情報発信するとともに、それぞれを連携させることで観光資源として生かし、地域の活性化に取り組みます。	主な事業 ・学校における地域学習および社会教育との連携強化 ・観光担当部局との連携による文化財情報の全国発信
	文化施設の整備 老朽化した文化施設の安全性の確保と利便性の向上を図るため、魅力ある施設の整備を行います。	主な事業 ・松阪市民文化会館施設整備事業 ・松阪コミュニティ文化センター施設整備事業 ・嬉野ふるさと会館施設整備事業 ・飯南産業文化センター施設整備事業

【関連する計画】

- 松阪市教育ビジョン（平成19年度～平成28年度）
- 策定予定 松阪市教育ビジョン（平成29年度～平成38年度）
- “豪商のまち松阪”生き生きプラン（平成25年度～平成28年度）

【関連する施策】

- 施策3-5 観光・交流、地域ブランド（P.70）、施策3-6 都市計画（P.72）、施策3-7 景観（P.74）

市民と共有するまちづくり目標

【スポーツを通じて人材育成を図り、元気のあるまちづくり】

この施策の目標

競技スポーツから軽スポーツまで、市民がそれぞれのライフステージにおいて、個々の能力や年齢に応じて気軽に親しめる多様なスポーツの振興を図ることで、市民の健康増進や生きがいづくりに寄与することを目指します。

項目	現状 (H25)	目標 (H29)
大阪シティマラソン参加者数	2,881 人	3,000 人以上

この施策の現状

- 市民の健康意識などの高まりによって、だれもが気軽に参加できるスポーツやレクリエーションへの関心が高まっています。
- 少子化に伴いスポーツ少年団員が減少し、活動にも影響が出ています。また、指導者の確保も難しい状況です。団員の確保に努めるほか、新たな指導者の発掘と育成が必要です。効率的な選手育成ができるように、ジュニアから一般までの一貫指導体制の整備が望まれます。
- 平成 33 年には、第 76 回国民体育大会（国体）が三重県で開催されることから、スポーツを通じて人びとに夢と感動を与え、県民の一体感の醸成につながるとともに、人と人、地域と地域との絆づくりを進め、活力に満ちた元気なまちづくりの原動力になることが期待されます。
- スポーツ施設では、そこに多くの人が集い、出会いが生まれ、絆が育まれ、地域が活性化していきます。本市では中部台運動公園など、市民が気軽にスポーツに親しめる環境が整備されてきましたが、競技施設の規模や数は十分といえない状況であり、施設の老朽化も進んでいます。また、国体をはじめとする大規模な大会が開催できる施設が少ないのが現状です。

この施策の課題

- 市民の嗜好やライフスタイルの多様化、また高齢化の進展などに伴い、健康づくりから本格的な競技スポーツにいたるまで、スポーツに対する多様な役割が期待されており、市民の多様なニーズに対応して、市民が主体的にスポーツ・レクリエーション活動に取り組める、親しみやすい環境づくりが必要となっています。
- スポーツ施設の整備にあたっては、既存施設の効率的、効果的な改修も含め計画的な取り組みが必要です。

施策の展開

重点 施策	生涯スポーツの充実 だれもが、いつでも、気軽に、生涯にわたってスポーツを楽しむ環境の整備や施設の充実に努めるとともに、総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ少年団、体育協会の育成・支援を通じて地域のスポーツ振興を進めます。	主な事業 ・総合型地域スポーツクラブ推進事業補助金 ・スポーツ少年団補助金事業 ・市体育協会加盟団体育成強化補助金事業
	市民皆スポーツの推進 スポーツ関係団体と連携し、市民ニーズに即したスポーツイベント、スポーツ教室などを開催し、スポーツに対する関心を高めるとともに、参加できる機会を提供します。また、市民が安全・安心に活用できる施設整備を行います。	主な事業 ・シティマラソン大会事業 ・スポーツ大会等運営事業
主要 施策	ニュースポーツの普及 地域スポーツの推進者であるスポーツ推進委員の活動の充実を図り、健康づくりなどを目的に、スポーツ活動への参加のすそ野を広げるニュースポーツの普及を促進します。	主な事業 ・総合型地域スポーツクラブ推進事業補助金 ・スポーツ推進委員活動事業
	スポーツのすそ野や競技人口の拡大 国体をはじめとする全国規模や国際規模の大会の誘致などを通じて、競技水準の高いスポーツを観る機会を充実し、スポーツのすそ野や競技人口の拡大に取り組みます。	主な事業 ・スポーツ大会等運営事業 ・全国大会等出場派遣支援事業 ・三重県市町対抗駅伝大会事業
	スポーツ少年団等の活動支援と育成 松阪市体育協会をはじめとしたスポーツ団体の育成や支援を行います。特にスポーツ少年団活動においては各種交流大会を開催し、ジュニアスポーツの育成を進めます。また多種目にわたり子どもがスポーツに親しめるように、全体交流大会への参加を呼びかけます。	主な事業 ・市体育協会加盟団体育成強化補助金事業 ・スポーツ少年団補助金事業 ・スポーツ少年大会等補助金事業
	スポーツ施設の充実 スポーツ振興と施設整備は一体的に取り組む必要があり、既存施設の機能の充実を図るとともに、市民が利用しやすい環境づくりを行います。また、単に運動する場だけでなくスポーツ施設を活用し、大規模大会や合宿等、施設を活用したスポーツによる地域の活性化が広がるような施設整備を進めていきます。	主な事業 ・体育施設管理運営事業 ・体育施設整備事業 ・中部台運動公園施設整備事業 ・中部台運動公園施設管理運営事業 ・阪内川スポーツ公園施設整備事業
	松阪市スポーツ推進計画策定および計画に基づく推進 市民一人ひとりが生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境を実現するためにどのような施策を展開すべきかの方向性を定める計画を策定し、計画に基づき取り組んでいきます。	主な事業 ・松阪市スポーツ推進計画策定事業
	松阪シティマラソンのハーフ部門の導入 健康づくりとしてジョギングを始めた人たちに、より速くより長い距離を走ることの魅力を感じてもらうことを目的として、松阪市民はもちろん市・県外からも多くの参加者を募ることのできるハーフマラソン部門の導入を目指していきます。	主な事業 ・シティマラソン大会事業

【関連する計画】

- ・松阪市教育ビジョン（平成 19 年度～平成 28 年度）
- ・策定予定 松阪市教育ビジョン（平成 29 年度～平成 38 年度）

市民と共有するまちづくり目標

【地域と連携した食育を推進するまちづくり】

この施策の目標

安全・安心な学校給食を充実させていくことで、児童生徒等の適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図るとともに、日常生活における食事について正しい理解を深めます。また、学校給食に地場産物を使用し地産地消を推進することで、食文化への理解や生産・流通への知識向上、さらには食が自然の恩恵の上に成り立つことや、食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることへの理解を促します。

また、学校給食の基盤となる施設設備等を充実し、衛生管理を向上します。

項目	現状 (H25)	目標 (H29)
完全給食実施率（幼稚園含む）	92.6%	100.0%
学校給食米飯（週4回化）の推進	4.9%	100.0%

この施策の現状

- 学校給食の提供は、改正学校給食法の主要目的に「学校における食育の推進」が加えられたことから、従来の「栄養改善」から、食の大切さや文化、栄養のバランスなどを学ぶ「食育」へと重点が置かれ、生きた教材としての更なる充実が求められています。
- 学校給食施設の大半で老朽化が進行しているなか、学校給食における衛生管理のガイドラインであった「学校給食衛生管理基準」が法律上に位置付けられ、さらなる衛生管理の徹底に努めるよう求められています。
- 食物アレルギーをもつ児童生徒等の増加に伴い、学校給食における食物アレルギー対応食の提供に伴う環境整備および体制づくりはますます重要となっています。

この施策の課題

- 学校給食を食育のための「生きた教材」として活かすため、地場産物を取り入れた献立を充実し、魅力ある給食を提供していくことで、栄養や食事のとり方等について、正しい知識に基づいて自ら判断し、実践する力を養う食育を推進していくことが必要です。
- 学校給食施設の老朽化への対応と衛生管理向上の両視点からも、松阪市全体の将来を見据えた学校給食施設整備の検討が必要です。
- 衛生管理の向上や食物アレルギーへの対応など、複雑化する学校給食業務に対応するためにも、安定した調理業務力の確保や体制づくりが必要です。

施策の展開

重点 施策	<p>安全・安心で魅力ある学校給食と食育の推進</p> <p>安全・安心な食材を厳選することはもとより、松阪産の緑茶を使用したパンや、松阪肉、また県内産の食材等を取り入れ、地産地消を推進するとともに、児童生徒等の食文化や地元の農畜水産物への理解を進めます。また、給食内容の充実や地場産物の活用等の観点から、学校給食における米飯回数週4回化を目指します。</p>	<p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ちゃちゃもランチの実施 ・地場産物を使用した献立の充実
	<p>学校給食センター施設整備</p> <p>平成26年9月からの給食未実施5幼稚園（鎌田幼・花岡幼・射和幼・大石幼・山室幼）への給食実施に向けた整備を図ります。また、「平成24年度松阪市学校給食推進委員会」の答申内容を受け、学校給食センター施設整備に着手します。</p>	<p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食センター備品等整備事業 ・（仮称）北部学校給食センター建設事業
主要 施策	<p>食物アレルギー等への対応</p> <p>児童生徒等の状況を的確に把握し、食物アレルギー対応食等が安全に実施できるよう学校給食における環境改善を図るとともに、教職員や調理員の研修会の開催や、学校における体制づくりを強化していきます。</p>	<p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギー状況調査 ・研修会等の充実
	<p>衛生管理の向上と施設管理等の充実</p> <p>学校給食における食中毒を防止するため、学校給食施設における衛生管理の徹底を目指した備品等の更新を図ります。また、適正な人員配置（調理員・配送員等）や、施設設備の老朽化に伴う修繕等の対応を迅速に行うことで、安定した調理業務の向上につなげます。</p>	<p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食単独調理場管理運営事業 ・学校給食センター管理運営事業
	<p>保護者・地域との連携</p> <p>学校給食を魅力あるものにするため、給食運営や物価変動に伴う給食費の適正化等について、幅広い協議を保護者とともに行うことで、安全・安心で生きた教材である給食を安定的に提供できるシステムづくりにつなげていきます。また、施設見学会や給食試食会等、食に関するイベントを実施するとともに、引き続き、給食に使用する主要食材産地を市ホームページ等で開示していきます。</p>	<p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食推進委員会事業 ・学校給食センター運営委員会事業

【関連する計画】

- ・松阪市教育ビジョン（平成19年度～平成28年度）
- ・策定予定 松阪市教育ビジョン（平成29年度～平成38年度）

施策3-1 地域自治活動および市民活動

主担当：経営企画部／地域づくり応援室

市民と共有するまちづくり目標

【住民協議会の運営力を高めて、活力があり安全・安心な地域づくり】

この施策の目標

地域を包括する住民協議会をはじめ、多様な市民活動団体等と行政が協働・連携して、地域の個性を生かした活力あるまちづくりを目指します。

項目	現状（H25）	目標（H29）
地域計画*の策定	1 地区	43 地区

※地域の中長期的なビジョンを地域のみinnで共有し、地域と市が協働でまちづくりを行うための方向性を示す計画。

この施策の現状

- 住民協議会が全地域に設立され、それぞれの地域の特性を生かして主体的な取り組みがされています。これら住民協議会の安定的な運営や活動を支援するために、人材育成や地域主体のまちづくりの仕組みの構築に向けた検討を行っています。
- 市民活動を支援するために市民活動センターが設置され、まちづくりのスキルアップや多様なネットワークを形成しています。

この施策の課題

- 地域が主体となった地域づくりを実現するために、住民協議会に対する支援や、住民協議会と行政の協働の仕組みを行政と市民がともに議論し、ともに理解を深め、一体となって取り組んでいく必要があります。
- 市民活動を推進するために、人材の育成や活動団体相互の連携が必要です。

施策の展開

重点施策	<p>地域主体のまちづくりの実現</p> <p>住民協議会を核として、身近な地域の課題の解決や、それぞれの地域の個性を生かした市民と行政との協働による地域主体のまちづくりを実現していきます。また、「地域計画」の策定を進めていくにあたり、地域福祉計画実践プランや他の行政計画等も視野に入れ、地域と市が一緒になって計画づくりに関わり、全地区での策定を進めるとともに、地域計画に基づいた協働のまちづくりを行っていきます。</p>	<p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民協議会活動交付金 ・地域マネジメント推進事業 ・地域計画の策定
-------------	--	---

主要施策	住民協議会の自立に向けた支援 (1) 事務局体制の確立 住民協議会が安定した活動を継続していくためには、事務局体制の確立が重要であることから、事業の運営や会計事務等について、継続した実務研修を行います。 (2) 幅広い連携の輪と人材育成 住民協議会の様々な交流の輪をさらに広げていくため、女性や若者、子どもなどが、より積極的に住民協議会の活動に参画できるよう取り組みます。また、多くの人をまちづくりに「楽しく」巻き込めるようなワークショップ形式の研修などを行い、まちづくりに前向きな人材の育成に取り組みます。 (3) 職員の支援体制の確立 地域と市が一体となった協働のまちづくりを進めるために市はより横断的に取り組む体制を確立する必要があるため、住民協議会へ支える部局間の連携を密にするとともに、住民協議会と積極的に関わることが求められています。また、地域の職員が、ボランティア活動として地域の応援に関わっていくよう、職員の意識を高める研修を行います。	主な事業 ・住民協議会活動交付金 ・地域マネジメント推進事業 主な事業 ・地域マネジメント推進事業 主な事業 ・地域マネジメント推進事業
	住民協議会の活性化に向けた取り組み (1) 地域の元気応援事業（コンペ式提案）の充実 「地域の元気応援事業」は、地域の特性を生かした住民協議会の活動を応援するとともに地域の元気を市全域に広げるため、コンペ式でアイデアを出し合い、優れた事業提案に対して交付金を加算します。この事業について市民と企業と市が一体となって、地域の元気を応援します。 (2) 自主財源の確保 住民協議会の活動が恒久的に続いていくためには、市からの交付金だけに頼らない、自主財源の確保に向けた取り組みが必要です。そのため、地域資源を活用したコミュニティビジネス（遊休農地や歴史・観光資源の活用、ゴミのリサイクルなど）や地域の特性に応じた取り組みを応援します。 (3) 地域を包括する住民協議会への発展 住民協議会の自律性・主体性が発揮できるように、また、地域を包括する組織として発展できるように、様々な仕組みを地域と市が一緒になって検討を進めていきます。	主な事業 ・住民協議会活動交付金 ・地域の元気応援事業市民活動サポート補助金 ・地域マネジメント推進事業 主な事業 ・地域マネジメント推進事業 主な事業 ・地域マネジメント推進事業
	市民活動の推進 市民が持つまちづくりに対する知識やスキルを向上するとともに、市民活動団体の支援および市民活動のネットワークを拡充し、市民活動の活性化に取り組みます。	主な事業 ・市民活動センター管理運営事業
	地域コミュニティの活性化 地域コミュニティでの自治活動を活性化させるために、集会施設の設置・充実に対する支援を行います。	主な事業 ・地区集会所建設補助金

【関連する計画】

・松阪市地域福祉計画実践プラン（平成 25 年度～平成 29 年度）

市民と共有するまちづくり目標

【人権が尊重されるまちづくり】

この施策の目標

「松阪市人権のまちづくり条例」に基づき、市民一人ひとりの人権が尊重され、障がい者、高齢者、女性、子ども、外国人への差別や部落差別など、あらゆる差別をなくすための行動を促すとともに、全ての人々が希望と誇りを持って社会に参加できる地域社会の実現を目指します。

項目	現状 (H25.6.23)	目標 (H29)
人権講演会の参加者満足度(会場アンケート)	93.6%	95%以上

この施策の現状

- 障がい者、高齢者、女性、子ども、外国人への差別や部落差別などあらゆる差別をなくすために、人権教育や人権啓発に取り組んでいますが、今もなお人権侵害が発生しています。
- 平成24年に実施した松阪市人権問題についての市民意識調査では、差別や人権侵害を受けたことがあると回答した人が19.7%あり、その理由は右記のとおりとなっています。
- 身近な通信手段となったインターネット・携帯サイトにさまざまな人権侵害の書き込みが見受けられます。
- 全国の自殺者数は、平成10年から14年連続して3万人を超える中、平成24年には15年ぶりに3万人を下回りましたが、依然として深刻な社会問題となっています。

学歴	18.1 %
女性であること、男性であること	27.7 %
母子・父子家庭、両親なし	12.4 %
職業	15.3 %
収入・財産	13.7 %
思想・信条	11.4 %
身体の障がい	2.6 %
病気	8.3 %
部落差別	7.3 %
その他(子ども、高齢者であることなど)	38.9 %
※複数回答	

この施策の課題

- 人権が尊重される明るい社会の実現のため、幅広い年齢層に効果的かつ効率的な啓発活動を推進する必要があり、その手法については、常に検討しながら、よりよい方法を模索していかなければなりません。
- 多様化する人権問題に対応するため、人権啓発の拠点施設として、人権センター設置の検討が求められているとともに、相談窓口の充実に取り組む必要があります。
- 自殺は、健康問題や経済・生活問題、家庭問題などの社会的な要因が関係していることを踏まえ、関係機関・団体等と連携し、自殺防止対策の推進に取り組む必要があります。

施策の展開

重点 施策	人権尊重のまちづくりの推進 市民やNPO 団体等の多様な主体と連携・協働を図り、市民一人ひとりが互いに認めあい、安心して暮らすことができる人権尊重のまちづくりの推進に取り組みます。	主な事業 ・人権啓発事業 ・人権啓発活動推進事業
	人権意識の高揚 市民の人権意識を高め、人権問題の正しい理解と認識を深めるために、地域・学校・事業所・行政等が一体となった組織的・計画的な人権教育・啓発に取り組みます。	主な事業 ・人権啓発事業 ・人権施策推進事業
	人権擁護・救済の充実 人権侵害に対する人権擁護・救済を可能にする相談機能、支援機能の充実に取り組みます。	主な事業 ・人権啓発活動推進事業
主要 施策	多文化共生社会の実現 さまざまな外国人の言語、文化、社会習慣等の違いについて相互理解を深め、認識しあう多文化の共生する社会づくりの推進に取り組みます。	主な事業 ・多文化共生推進事業
	心のバリアフリーの推進 障がいの有無や年齢、性別や国籍など、それぞれの違いや個性、多様性をお互いに尊重し、偏見や差別の解消に努め、地域住民が積極的に参加できる福祉・人権コミュニティづくりに取り組みます。	主な事業 ・人権啓発事業
	人権センターの設置 人権センターの設置については、「人権センター設立の基本方針」の答申および市民の意見を踏まえた中で、既存施設の活用などを含めて総合的に判断し、方向性を検討していきます。	主な事業 ・既存施設の活用などを含め、人権センター設置の方向性を検討。
	自殺防止対策の推進 自殺防止対策として、関係機関・団体等と連携し、街頭啓発や講演会等による啓発を行うとともに、相談員の人材育成や相談窓口の充実に取り組みます。	主な事業 ・地域自殺対策強化事業

【関連する計画】

- 第二次改定 松阪市人権施策基本方針（平成 26 年度～平成 30 年度）
- 松阪市人権施策行動計画（平成 26 年度～平成 30 年度）

【関連する施策】

- 施策 2-5 人権教育（P.54）、施策 3-5 観光・交流、地域ブランド（P.70）

市民と共有するまちづくり目標

【男女共同参画が進んだまちづくり】

この施策の目標

「松阪市の男女共同参画をすすめる条例」に基づいて、市民一人ひとりが、男女共同参画社会についての理解を深め、市民、事業者および行政が一体となって、女性と男性がともに個性と能力を発揮し、よろこびも責任も分かちあうことのできる男女共同参画社会の実現を目指します。

項目	現状 (H26.1.1)	目標 (H29)
市の審議会等委員の女性委員の平均登用率	30.5%	35%

この施策の現状

- 審議会等への女性委員の登用率は平成26年1月1日現在30.5%となっており、平成25年度の目標を達成しています。
- 男女共同参画社会を実現するためには、市民・事業者・市が協働で施策を進めることが重要であり、さまざまな事業を通して啓発を進める中で、固定的な役割分担意識も解消されつつありますが依然として役割分担意識は強いものがあります。

この施策の課題

- 市の審議会等における男女共同参画の推進のため、女性委員の登用をさらに積極的に進める必要があります。
- 市民や事業所等への啓発活動については、地域や民間団体と連携しながら、より効果的かつ効率的な周知方法により積極的に取り組む必要があります。

施策の展開

重点 施策	市民意識の啓発 男女共同参画の視点が定着するよう市民意識の醸成のため、「男女共同参画週間」に併せた街頭啓発、市民との協働による「松阪フォーラム」の開催、情報紙「ひまわり」の発行、各地域における「さ・し・す・せセミナー」の開催、事業所訪問などにより、広く市民等に啓発を行います。	主な事業 ・男女共同参画行政推進事業 ・男女共同参画支援事業
	男女共同参画プラン掲載事業進行管理 男女共同参画の総合的、具体的な施策を推進するために、「松阪市男女共同参画プラン」の事業実施状況の確認、評価をし、事業の見直しを行います。	主な事業 ・男女共同参画プラン策定事業
主要 施策	政策・方針決定過程への男女共同参画の推進 市の審議会等における女性委員の平均登用率の目標値を 35%に定め、女性委員の登用をより一層積極的に進めます。	主な事業 ・男女共同参画行政推進事業 ・男女共同参画支援事業
	雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 事業所訪問や関係機関との連携により、性別に関係なく、個性や能力が発揮できる労働環境の整備が図られるよう取り組みます。	主な事業 ・男女共同参画行政推進事業 ・男女共同参画支援事業
	男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援 働く女性が増えるなか、仕事と家庭生活を両立するため育児や高齢者の介護体制の充実を進めるとともに、地域社会への男女共同参画に取り組みます。	主な事業 ・男女共同参画行政推進事業 ・男女共同参画支援事業
	女性に対するあらゆる暴力の根絶 関係機関と連携し、相談支援体制の充実に努め、防犯対策等の環境整備に取り組みます。	主な事業 ・男女共同参画行政推進事業 ・男女共同参画支援事業
	男女共同参画を推進するための教育・学習の充実 関係機関と連携し、学校教育を通じて男女平等教育を充実し、社会における男女共同参画の意識を高めるための学習機会の提供に取り組みます。	主な事業 ・男女共同参画行政推進事業

【関連する計画】

- 松阪市男女共同参画プラン（平成 23 年度～平成 27 年度）
- 策定予定 松阪市男女共同参画プラン（平成 28 年度～平成 32 年度）

市民と共有するまちづくり目標

【交通手段が確保され、安心した生活ができる地域づくり】

この施策の目標

生活交通の確保、交通利便性の向上および交流活動の活性化を目的とした、地域の実情に応じたより効率的で効果的な地域公共交通システムの実現と、地域公共交通システムのネットワーク化を図り、市民、事業者、行政が協働し「みんなで守り、育てる」持続可能な地域公共交通を目指します。

項目	現状 (H24)	目標 (H29)
鈴の音バス年間利用者数	84,135 人	90,000 人

この施策の現状

- マイカーを中心とした生活スタイルの進展、バス路線の沿線地域の人口減少などにより、公共交通の利用は恒常的な低下傾向に陥り、規制緩和等による影響も含め、民間の運営する公共交通の減便や廃止が進んでいます。
- 高齢化の進展により、高齢者をはじめとした交通弱者の増加や送迎の負担が増しており、特に中山間の過疎地域等における生活交通の確保が重視されています。
- そこで、地域の公共交通を維持するため、市では「コミュニティ交通」などの地域公共交通を運営していますが、停滞する経済状況のなか、財源の捻出等について苦慮する状況となっています。
- 市民の安心・快適な生活に対して公共交通への重要性が再認識されつつあり、地域における交通を自ら守り、確保しようという動きがみられます。

この施策の課題

- 民間バス路線を生かした公共交通ネットワークの構築により、市域の全ての公共交通において乗り継ぎ機能などを備えた利便性の高い路線の構築が求められています。
- 市が運営する「コミュニティ交通」について、運行形態の変更を含めた効果的・効率的な運行の実現と、バス路線を地域が支える仕組みが必要です。
- 公共交通について一部の人のみが利用し、重要であると認識している状況で、そうでない人との格差が大きいため、多くの人々が公共交通の重要性を認識し、格差を縮めることが必要です。

施策の展開

重点 施策	松阪市地域公共交通システムの推進 地域公共交通における国・県・市・事業者・市民がそれぞれの役割を踏まえ、松阪市地域公共交通システムの基本方針に沿った取り組みを行います。	主な事業 ・廃止代替バス路線運行委託事業 ・地域公共交通システム事業
	路線評価システムの確立 個別路線の評価システムを確立し、地域がコミュニティ交通を支える仕組みの確立に向け、PDCAと地域公共交通協議会によるチェック体制を整備します。	主な事業 ・地域公共交通システム事業 ・地域公共交通協議会事業
	地域公共交通協議会および地域の運行協議会の活性化 コミュニティ交通を守り育てる市民組織を充実するため、地域公共交通協議会および地域の運行協議会の活性化に取り組みます。	主な事業 ・地域公共交通協議会事業
主要 施策	乗り継ぎ機能の充実と利便性の向上 公共交通のネットワーク全体としての利便性の向上を図るため、交通結節点における乗り継ぎ機能を充実します。	主な事業 ・廃止代替バス路線運行委託事業 ・地域公共交通システム事業
	コミュニティ交通の運行の見直し 地域間のアクセスの維持を図るとともに、コミュニティバス路線の利用状況に応じた効果的で効率的な運行形態の見直しを行います。	主な事業 ・廃止代替バス路線運行委託事業 ・地域公共交通システム事業
	コミュニティ交通の新規路線敷設 松阪市公共交通システムの基本方針に沿って、交通空白地域における新規路線の敷設に地域住民の参画型協働事業として取り組みます。	主な事業 ・地域公共交通システム事業
	啓発事業による公共交通の利用促進 公共交通に対する地域住民の意識を高め、公共交通の利用促進を図るため、住民、市のそれぞれの立場から創意工夫を凝らした啓発活動を進めます。	主な事業 ・地域公共交通システム事業
	海上アクセスの利用促進 運航事業者や関係団体と連携して、中部国際空港海上アクセスの利用促進を図るとともに、旅客ターミナル施設の適切な維持管理を行います。	主な事業 ・海上アクセス旅客ターミナル管理事業

【関連する計画】

- 第2次 松阪市地域公共交通総合連携計画（平成23年度～平成26年度）
- 第3次 松阪市地域公共交通総合連携計画（平成27年度～平成29年度を予定）

市民と共有するまちづくり目標

【それぞれの観光資源がつながり、観光客が満喫できるまちづくり】

この施策の目標

松阪市が持つ豊かな「自然」や、本物を極めた「歴史・文化」、そして多彩で美味しい「食」を基軸に、その魅力を様々な場面・ツールを用いて積極的に発信するとともに、地域ブランドを活用した地域の魅力づくりや、ハード面・ソフト面ともに観光客の受け入れ態勢の充実を図り、観光交流人口の増進による地域の活性化と、地場産業の発展を目指します。また、国内および海外の交流都市との間において、地域住民の交流や産業交流等の官民を通じた交流を促進し、松阪市の知名度の向上、またこれに伴う郷土愛の醸成や人材育成の推進等による社会的効果とともに、消費の拡大や産業の発展等による経済的効果を目指します。

項目	現状 (H24)	目標 (H29)
観光レクリエーション入込客数	2,489,043 人	3,000,000 人

この施策の現状

- 各種メディア等での情報発信や観光 PR、各種協議会・団体との連携を図りながら観光施策の推進に取り組んでいますが、本市は大型都市からの交通ルートにおいて、伊勢・志摩・鳥羽といった大型観光都市の手前に位置していることから、多彩で優れた観光素材を有しながら観光客の立ち寄り地点としての利用にとどまり、そのため滞在時間が短く観光分野での経済効果はさほど大きくない状況です。
- 本市は、優れた地域ブランドを有していますが、ブランドとしての基準が明確でないことや、情報発信が効果的に行えていないことなどから、地域ブランドを核とした地域の魅力が十分発揮できていない状況です。
- 国内外の都市間交流は、相互の観光・物産 PR を中心に行われていますが、様々な交流のきっかけを有効に活用した住民交互の交流や、産業面での交流事業の展開は十分行われているといえない状況です。

この施策の課題

- 本市は、歴史的な偉人を幾人も輩出した都市であり、東京日本橋に立ち並ぶ世界的にも著名な企業の多くは、松阪商人を祖としており、こうした歴史的背景を活用した地域・企業との連携による誘客活動を展開する必要があります。それとともに、新たな観光施設の整備や誘導看板の充実など、観光客の受入態勢を充実していく必要があります。

- 「松阪ブランド」を確立し、様々な場面・ツールを用いて積極的に情報発信することで本市の魅力を高め知名度を向上させ、本市への観光を主たる目的とした誘客活動を官民が一体となって推進していく必要があります。
- 国内外の都市間の交流においては、交流のきっかけとなった歴史・文化や経済、また団体や人的なつながりなど、その経緯を十分に踏まえ今後の交流事業の展開に活かしていくとともに、交流都市におけるそれぞれの市民が利益を享受できる仕組みを構築していく必要があります。

施策の展開

重点 施策	情報発信の充実 観光客の志向・ニーズの変化に応じた魅力ある情報発信に取り組みます。	主な事業 ・観光客誘致事業
	観光客の受入態勢の整備 新たな観光施設の整備と、誘導看板の充実等に取り組みます。	主な事業 ・魅力ある観光地づくり支援事業 ・観光施設整備事業
	官民連携による知名度の向上 東京日本橋と松阪をつなぐための施策を展開するとともに、民間活力を活かした観光 PR に取り組みます。	主な事業 ・松阪経営文化塾事業
主要 施策	ブランドを核とした交流の推進 「松阪ブランド」を確立し、官民連携による積極的な PR を行い、松阪の持つ魅力を国内外に発信し、人と人との交流に取り組みます。	主な事業 ・地域ブランド連携・推進事業 ・松阪ブランド推進事業
	都市間交流の推進 国内外の交流都市との交流事業に取り組みます。	主な事業 ・友好都市交流事業 ・都市間交流事業

【関連する計画】

- 松阪市観光振興ビジョン（平成 26 年度～）
- 国際化推進計画（平成 19 年度～）
- “豪商のまち松阪”生き生きプラン（平成 25 年度～平成 28 年度）

【関連する施策】

- 施策 2-6 文化（P.56）、施策 3-6 都市計画（P.72）

市民と共有するまちづくり目標

【地域特色を生かした基盤整備が進むまちづくり】

この施策の目標

松阪市の魅力を次世代に伝えていくために、過去の歴史と現在の魅力がつながる松阪市全体のまちづくりを考えながら、地域に入り広く市民の意見を聴き、地域の特性を生かした安全・安心な都市政策を進めるためのまちづくりを目指します。

項目	現状（H26.1.1）	目標（H29）
“豪商のまち松阪”生き生きプランに基づく施策の実施	23 項目（82%）	28 項目（100%）

この施策の現状

- 松阪都市計画として秩序ある市街地形成を図るために、適正な土地利用の規制・誘導が求められています。
- 人口減少や少子高齢化が進む中で、市街化調整区域における既存集落の維持・保全に対応した制度が求められています。
- 松阪駅を中心とした中心市街地では、空き店舗や空き家の増加、大型店の閉店、郊外への人口の流出や高齢化の進展、交通量の減少などの空洞化と衰退が進んでいます。
- 歴史文化が蓄積されている中心市街地において、歴史的文化遺産の活用と連携が求められています。

この施策の課題

- 松阪都市計画の内容については、平成 24 年 5 月 31 日、非線引きの三雲都市計画区域において区域区分を適用し、松阪都市計画区域、嬉野都市計画区域、三雲都市計画区域の一体化を図っています。今後は、都市計画区域の整備、開発保全の方針（松阪市都市計画マスタープラン）による用途地域の変更や都市計画施設等の見直しが必要です。
- 市街化調整区域における既存集落の維持・保全を図るための制度の活用が必要です。
- 松阪駅を中心とした中心市街地のまちづくりを進める中で、平成 25 年度に作成した「“豪商のまち松阪”生き生きプラン」に基づく施策の推進が必要です。
- 旧長谷川邸の保存・活用とあわせて歴史的文化遺産の連携を図るための誘導が必要です。

施策の展開

重点 施策	松阪市都市計画マスタープランの中間見直し 社会経済状況の変化に応じた都市計画とするために、秩序ある市街地形成と適正な土地利用の規制・誘導を図る松阪市都市計画マスタープランの中間見直しを行います。	主な事業 ・都市計画マスタープラン策定事業
	“豪商のまち松阪” 生き生きプランの推進 平成 25 年度に作成した「“豪商のまち松阪” 生き生きプラン」に基づき、市民、商業者、各種団体、行政等が連携しながら、実行に向けた取り組みを進めます。	主な事業 ・中心市街地整備事業
主要 施策	用途地域、都市計画施設等の見直し 都市計画法に基づく都市計画基礎調査をもとに、現状の土地利用や将来的な土地利用を考慮した用途地域や計画の決定から長期にわたり未整備となっている都市計画道路等の都市計画施設を見直します。	主な事業 ・都市計画基礎調査事業 ・長期末整備都市計画道路見直し事業 ・都市計画の変更事業
	市街化調整区域の集落維持・保全 三重県条例に基づき、市街化調整区域の一定の範囲内で、一戸建て専用住宅の建設を可能とする都市計画法第 34 条第 11 号の区域指定に向けた取り組みを進めます。	主な事業 ・建築開発事業
	市道松阪公園桜町線の修景整備 旧長谷川邸の保存・活用とあわせて歴史的文化遺産の連携を図り、景観に配慮したまちなかを周遊する道路として、市役所前の市道松阪公園桜町線の修景整備を行います。	主な事業 ・松阪公園桜町線道路整備事業

【関連する計画】

- 松阪市都市計画マスタープラン（平成 20 年度～平成 37 年度）
- “豪商のまち松阪” 生き生きプラン（平成 25 年度～平成 28 年度）

【関連する施策】

- 施策 2-6 文化（P.56）、施策 3-5 観光・交流、地域ブランド（P.70）、施策 4-5 商工業、企業連携・誘致、競輪（P.84）、施策 5-7 道路・河川（P.104）、施策 5-8 住宅・公園（P.106）

市民と共有するまちづくり目標

【地域特色を生かした景観整備が進むまちづくり】

この施策の目標

松阪市の自然的景観や歴史文化的景観、都市的景観を市民や事業者と行政が協働で維持保全することにより、美しく、豊かな景観を次世代に継承していくとともに、誇りある景観を新たに創造していきます。

特に、城下町や街道沿いに培われた歴史的まちなみの保全に努めます。

項目	現状 (H25)	目標 (H29)
景観重点地区の指定	2 地区	4 地区

この施策の現状

- 本市は、美しい自然環境に恵まれ、歴史的、文化的に多様な個性が豊かな景観を形成していますが、歴史的まちなみを形成する家屋の取り壊しや周辺に調和しない建築物の建設などで、歴史文化的景観が損なわれつつあります。
- 三重県屋外広告物条例に基づき、違反広告物の除却や規制を行っていますが、派手な広告物や違反はり紙等が依然としてまちの景観を損ねる状況がみられます。

この施策の課題

- 景観重点地区(候補)に、歴史的まちなみに調和しない建築物等が建設されないように、景観重点地区に指定し、松阪らしい景観を保全する必要があります。
- 住民や事業者に対し、景観に対する普及・啓発活動を行い、景観のまちづくりや美しく豊かな景観の保全に対する意識を高める必要があります。
- 屋外広告物が周辺と調和したものとなるよう、三重県屋外広告物条例に基づき、違反はり紙等の除却や規制・指導を進める必要があります。

施策の展開

重点 施策	歴史的文化的景観形成の推進 良好な景観の形成が特に必要な景観重点地区（候補）のうち地域住民の合意が得られた地区を景観重点地区に指定します。また、景観重点地区での景観形成等に補助金制度の周知・活用を促し、歴史的まちなみ景観の保全に取り組みます。 【重点地区】通り本町・魚町一丁目周辺地区、市場庄地区 【候補地】松坂城跡周辺地区、商人町・職人町地区、射和・中万地区、六軒地区	主な事業 ・都市景観推進事業
	美しい景観づくりの普及・啓発 市民や事業者とともに美しく快適な景観づくりへの意識を高めるため、景観まちづくり事業等の企画を行い、景観保全意識の向上に取り組みます。	主な事業 ・都市景観推進事業
主要 施策	景観形成の誘導 景観計画・景観条例などに基づく届出制度の運用を行い、積極的に良好な景観への誘導に取り組みます。	主な事業 ・都市景観推進事業
	屋外広告物の規制・指導 良好な景観を保全するため、屋外広告物の設置、管理について必要な規制や地域の景観と調和する指導を行い、無秩序な広告の氾濫の防止に取り組みます。	主な事業 ・屋外広告物事業

【関連する計画】

- 松阪市景観計画（平成 20 年度～）
- 松阪市環境基本計画～中間見直し版～（平成 19 年度～平成 29 年度）

【関連する施策】

- 施策 2-6 文化（P.56）、施策 5-5 環境・再生可能エネルギー（P.98）

施策4-1 農業

主担当：産業経済部／農水振興課、林業・農山村振興課、農村整備課

市民と共有するまちづくり目標

【地元の農林水産業に活気があるまちづくり】

この施策の目標

地域の農業振興に取り組むうえで、その核となる JA 等生産者団体の主体的な取り組みのもと、農地の利用集積が容易な平坦地域と、効率的な農業経営が見込めない中山間地域に区分し、農地の面的整備などの基盤整備とともに、地域ごとに多様な担い手の育成・確保を進め、地域の特性を活かした農業を振興します。さらに、老朽化の進行が見られる土地改良施設の長寿命化対策や、施設の安全性および地域の安全度の向上に取り組めます。また、「食」に関する消費者ニーズをとらえた安全・安心で品質の高い農畜産物生産を振興し、活力ある地域づくりに取り組めます。

項目	現状 (H24)	目標 (H29)
人・農地プラン作成数	1	50
新規認定農業者数	7 経営体	32 経営体 (年間 5 経営体)

この施策の現状

- 農業従事者の高齢化や後継者不足は、農地等の保全や管理に大きな影響を及ぼし、生産性だけでなく、自然環境の保全など公益的な機能の低下が深刻化しつつあり、効率的な農業経営が困難になりつつあります。
- 中山間地域では野生鳥獣による農作物への被害が増加し、生産意欲の減退による農業従事者の減少や、耕作放棄地の増加が危惧されています。
- 「食」に対する消費者の関心が高まり、安全・安心への取り組みや地産地消、また、地域資源を活用した特産品の生産振興が求められています。
- 土地改良施設の老朽化に起因する突発事故、また、近年集中豪雨等の災害が頻発しており、農業だけでなく地域住民の生活にも影響を及ぼす災害の発生が危惧されています。

この施策の課題

- 各集落における話し合いをもとに、地域の特性に応じて農業を進めることができる仕組みづくりが必要です。
- 平坦地域では、集落営農組織や担い手に農地を集積し、経営規模の拡大によって、生産性の向上、効率的な経営を進める必要があります。また、農地の面的整備などの基盤整備を進め、優良農地を確保する必要があります。

- 中山間地域では、地理的条件などから効率的な農業経営が見込みづらく、後継者や担い手の確保が困難な状況となっていることから、地域が一体となって農業生産活動や農地の保全に取り組む体制づくりが必要です。また、獣害から農地を守るための地域ぐるみでの活動や取り組みに対して継続的に支援を行う必要があります。
- 「食」の安全・安心への取り組みを強化し、消費者に支持される農畜産物の生産が求められます。
- 土地改良施設の計画的な保全、整備等による施設の長寿命化への取り組みや、施設の安全性、地域の安全度の向上が求められています。

施策の展開

重点 施策	<p>人・農地プランの作成推進と担い手の育成</p> <p>地域農業の継続等を地域での話し合いをもとに実行していくためのプランとして集落営農組織等の集落単位でのプラン作成を進め、プランに位置付けられた中心経営体への農地の集積に協力する農地所有者や新たに経営を開始する青年就農者への支援を行うことで、地域の担い手や農地を確保し、持続的な地域農業の実現に取り組みます。</p>	<p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がんばる認定農業者等支援補助金 ・農用地利用集積特別対策補助金 ・新規就農者総合支援補助金 ・農業経営基盤強化資金等利子補給促進補助金
	<p>平坦地域における農業の振興</p> <p>集落営農組織等を中心に、水稻のほか、県内有数の麦・大豆の作付けを継続して行うことで、水田農業経営の安定化に取り組むとともに、地域の担い手となる認定農業者や集落営農組織の育成に取り組みます。また、農業生産基盤の整備により効果的かつ安定的な農業経営を目指します。</p>	<p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田活用推進対策補助金 ・経営体育成支援補助金 ・県営経営体育成基盤整備事業負担金
	<p>中山間地域等における農業の振興</p> <p>中山間地域の集落が地域ぐるみで取り組む、農業生産活動や農地の保全活動を支援します。また、防護柵の設置をはじめ、捕獲や追い払い等による獣害対策を継続して実施し、被害の軽減に取り組みます。</p>	<p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域等直接支払交付金 ・中山間地域水田活用推進対策補助金 ・鳥獣被害防止総合対策事業 ・有害鳥獣対策関係事業
主要 施策	<p>安心・安全な農産物の振興と食育・地産地消等の推進</p> <p>J A等関係機関と連携し、地域資源を活かした特産農産物の生産振興に取り組むとともに、ブランド化に向けた取り組みを行います。また松阪農業公園ベルファームをはじめ、県普及センターを事務局とする松阪市農村青少年協議会や松阪地域農業振興協議会と連携し、6次産業化や地産地消、食育活動等の取り組みを進めます。</p>	<p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特産振興補助金 ・農業後継者対策補助金 ・松阪地域農業振興協議会負担金
	<p>松阪茶の振興</p> <p>松阪市茶業組合と連携し、松阪茶ペットボトルの販路拡大等により普及・PRを行うとともに、消費者ニーズに即した「松阪茶」の商品開発や松阪茶ブランドの構築に向けた取り組みを進めます。</p>	<p>主な事業：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松阪茶PR推進事業 ・茶防霜施設設置補助金
	<p>土地改良施設の長寿命化・安全性の向上</p> <p>関係機関や地域等と連携し、土地改良施設の詳細な機能診断や現状の把握、施設の長寿命化対策、安全性の向上に取り組みます。</p>	<p>主な事業：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県営基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金（湛水防除） ・県営ため池等整備事業（小規模）負担金

市民と共有するまちづくり目標

【地元の農林水産業に活気があるまちづくり】

この施策の目標

松阪牛は、兵庫県産子牛を導入し900日以上長期肥育をする特産松阪牛によって、これまでの名声を築きあげてきましたが、肥育コスト高などの理由で出荷頭数は減少傾向にあります。このような中で、特産松阪牛の頂点を決める松阪肉牛共進会を中心に、伝統的な肥育技術の継承、生産振興等に取り組みます。

また、松阪牛全体としては多頭化にある中で、今後の松阪牛ブランドの維持・発展に向け、生産者等で組織する松阪牛協議会を中心に検討・協議を行っていくとともに、TPPの動向も踏まえて、海外への松阪牛の輸出戦略や(株)三重県松阪食肉公社の建て替え等について、三重県や松阪牛関係団体と連携し取り組んでいきます。

項目	現状 (H24)	目標 (H29)
特産松阪牛推進農家数(特産松阪牛推進農家数/全農家数)	59%	80%
特産松阪牛の素牛となる兵庫県産子牛の導入頭数(松阪牛生産区域全体)	490頭 平成20年度～平成24年度 5カ年の平均導入頭数	550頭 平成25年度～平成29年度 5カ年の平均導入頭数

この施策の現状

- 肥育農家の高齢化が進んでいますが、多頭化により松阪牛全体の肥育頭数は、年々増加傾向にある中で、特産松阪牛の肥育頭数は減少傾向にあります。
- 平成24年度に生産者等で組織する松阪牛協議会で「特産松阪牛推進農家」65戸を認定しました。その推進農家を中心にした特産松阪牛の振興等についての協議を進めています。
- 松阪牛協議会を中心に今後の松阪牛の発展等に向けた協議や意見交換会等を進めています。
- (株)三重県松阪食肉公社は昭和52年に建設されましたが、牛肉の海外輸出に対応した施設ではありません。

この施策の課題

- 特産松阪牛は、松阪牛出荷頭数全体の約 4%程度のシェアに留まり、主に特定の生産者と肉事業者との相対取引によって流通していますが、経済状況等により、需要が不安定となることが考えられます。
- 特産松阪牛は、長期肥育による肉の旨みやまろやかな脂質により高い評価を得ていますが、目に見えない小サシが多く脂肪交雑による枝肉の格付等級では、不利な状況にあります。
- 今後の松阪牛の発展等については、経営や子牛産地の改良、消費者ニーズ等を十分考慮し進めていく必要があります。
- (株)三重県松阪食肉公社の建て替え等については、関係者の財政負担や施設の効率化、また国の海外戦略などを考慮し協議を進めていく必要があります。

施策の展開

重点 施策	特産松阪牛生産の振興 特産松阪牛の女王を決める松阪肉牛共進会を継続かつ安定的に開催していくため、特産松阪牛推進農家と連携し、農家数の増加等に取り組みます。また、年間を通じた流通促進等を検討していきます。	主な事業 ・松阪肉牛共進会出品奨励事業補助金 ・特産松阪牛出荷奨励事業補助金 ・特産松阪牛素牛導入促進事業補助金
	松阪牛のPR 松阪牛まつりや首都圏等での催し等で、松阪牛個体識別管理システムによる安全・安心の取り組みや長期肥育による牛肉の旨味成分等について事業者や消費者に積極的にPRしていきます。	主な事業 ・松阪牛PR推進事業 ・松阪牛まつり事業
	三重県松阪食肉公社の建て替え等に関する協議 (株)三重県松阪食肉公社では、老朽化が進んでいる施設の建て替えについて検討委員会を立上げ協議を進めています。具体的な施設のあり方を、三重県を中心に引き続き協議していきます。また、松阪牛の生産者団体である松阪牛協議会において、輸出を含めた松阪牛のあり方や松阪牛の定義について継続して協議を行っていきます。	

市民と共有するまちづくり目標

【地元の農林水産業に活気があるまちづくり】

この施策の目標

持続的な森林経営の確立のため森林経営計画の作成、林道開設および必要な人材育成を軸として、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりに取り組みます。また、地球温暖化防止などの公益的機能を高度に発揮するため、地域林業の担い手である森林組合を中心に、計画的な森林整備を促進するとともに、地域の森林資源の活用に向けて取り組みます。

項目	現状 (H24)	目標 (H29)
森林整備	7,685ha H20年度～H24年度累計	12,685ha H20年度～H29年度累計
森林経営計画作成	3,732ha H24年度累計	5,232ha H24年度～H29年度累計
地域材木造住宅基本設計支援	76棟 H19年度～H24年度累計	226棟 H19年度～H29年度累計
林道開設	297,967m H24年度までの累計	302,338m H29年度までの累計

この施策の現状

- 木材需要や価格の低迷によって、森林所有者の林業への意識は低下しています。また、高齢化など、林業を取り巻く状況は厳しい状況にあり、森林組合を核として団地化による施業集約化により生産性の向上を目指しています。
- 一方、森林の地球温暖化防止への貢献や、カーボンニュートラル¹²など、環境にやさしい木材利用の拡大による、緑の循環への人々の期待も高まっています。

この施策の課題

- 林道開設や索道、林業の高性能機械化、施業の集約化など、低コスト化と生産性向上への取り組みを促進する必要があります。
- 高齢化等により、担い手の育成や森林境界の明確等の情報を整理するための取り組みを行い、原木を安定供給できる体制を整備するとともに、地域材の活用や新エネルギーへの利活用等により、木材需要の拡大が求められています。
- 地球温暖化防止などの取り組みとして、間伐等の森林の適正管理が必要です。

12 自然界で植物や森林などが吸収するCO₂（二酸化炭素）量と、木質バイオマス等の消費により排出されたCO₂量が同量であった場合、排出量の収支はゼロであり、大気中のCO₂の総量は増加していないという考え方。

施策の展開

重点 施策	原木の安定供給に向けた取り組みの促進（木材生産） 森林の育成、経営安定のため、森林経営計画の作成と林道開設に取り組みます。地域林業の担い手である森林組合を中心に、森林施業の集約化および林内路網などの整備を行い、効率的な木材搬出に取り組みます。また、優良材生産に向けて、計画的な森林整備に取り組みます。	主な事業 ・林道・作業道等維持管理事業 ・林道整備交付金事業 ・森林経営計画作成推進事業費補助金 ・いきいき松阪の森づくり事業補助金
	森林の公益的機能の向上（森林環境保全） 森林の持つ国土保全や、地球温暖化防止などの公益的機能を高度に発揮するため、環境林で計画的な間伐等を実施します。また、山腹崩壊、地すべり等の危険箇所を未然に防止する治山対策を県と連携し進めるとともに、みえ森と緑の県民税を活用し、避難所周辺等の森林整備に取り組みます。	主な事業 ・森林環境創造事業 ・緑化推進事業 ・里山の森林安全安心対策事業
	地域材の需要拡大（地域材利用） 「顔の見える松阪の家づくり推進協議会」を核に、地域材を活用した木造住宅の建築促進や他自治体と連携し地域材の需要拡大を進めるとともに、みえ森と緑の県民税を活用し、公共施設等での木造化・木質化に取り組みます。また、間伐材等の未利用資源を木質バイオマスなどとして利用します。	主な事業 ・「まつさかの木」を使用したワクワク快適な家づくり事業補助金 ・みなと森と水ネットワーク促進事業 ・木質バイオマス有効活用対策事業補助金
主要 施策	担い手の育成 林業労働者の雇用の安定による林業振興を進めるため、自立に向けた林業関係団体の育成や林業経営を支援し、労働力を確保します。	主な事業 ・林業労働者退職金共済掛金補助金
	森林環境教育の実践 次世代を担う市内小学校の児童を対象に、木とふれあい木のぬくもりや森林の大切さを知ってもらうために、森林環境教育に取り組んでいきます。	主な事業 ・森林環境学習事業

【関連する施策】

・施策5-2 防災（P.90）

市民と共有するまちづくり目標

【地元の農林水産業に活気があるまちづくり】

この施策の目標

安定的な水産資源の確保に向けて、「つくり育て管理する漁業」を目指し、計画的な水産資源増殖事業や資源管理を、国・県等の指導のもと、漁協等を中心に行い、本来、漁場が持つ生産力の回復に取り組むとともに、担い手の育成と安全な漁業活動のための機能を有した施設整備に取り組みます。

また、消費者ニーズをとらえた安全・安心かつ消費者に支持される水産物の生産を振興します。

項目	現状 (H24)	目標 (H29)
アサリの年間目標生産量 (毎年度 1,000 t)	955 t H20~24 年平均	1,000 t
漁業者数 (漁協正組合員数)	171 人 H24 年度末	171 人

この施策の現状

- 漁場環境の悪化等により漁獲量は安定せず、また漁業者の高齢化や後継者不足など、水産業を取り巻く環境は非常に厳しくなっています。特に、主幹魚種であるアサリは、自然環境の影響等により、安定した漁獲が見込めない状況にあり、県・市・漁協が連携して漁場改善や資源放流の取り組みを行っています。
- 内水面でも、河川環境の悪化等から天然鮎などの繁殖が十分ではない状況であり、鮎・あめごの稚魚を放流し、資源の増殖に取り組んでいます。
- 市管理の獺師漁港・松ヶ崎漁港は、その基本施設（護岸、防波堤、物揚場、係船施設等）の建設から約 30 年が経過し老朽化が目立ってきています。今後の老朽化の進捗や保全対策等を検討し、漁港施設の長寿命化のための漁港機能保全計画を策定し、ライフサイクルコストを考慮した漁港の補修・改良を実施する必要があります。

この施策の課題

- 地域の恵まれた漁場の特性を生かして、本来漁場が持つ生産力を回復するとともに、高度な漁業知識や技術を継承した担い手を育成する必要があります。
- 安定的な漁業資源を確保するためには、漁場の整備と自主規制による資源管理など、計画的な生産が必要です。
- 漁港施設の安全確保と機能向上のため、漁港機能保全計画を策定し、計画的な水産基盤整備に取り組む必要があります。
- 基幹魚種であるアサリ、青さのりなどの生産振興に取り組み、地域のブランド製品として確立することが求められています。

施策の展開

重点 施策	漁業環境整備の推進 漁港の安全管理と機能向上のため、「漁港機能保全計画」を策定し、計画的な漁港施設の整備を行います。	主な事業 ・漁港機能保全事業
	つくり育て管理する漁業の推進 基幹漁業のアサリなどの水産資源を安定的に確保するため、底質改善等による漁場整備や稚貝の放流等に継続して取り組みます。また、アサリ漁期以外での高品質なアサリの養殖研究等を進めます。内水面においては、河川環境の保護とともに、鮎・あめごの稚魚を放流し、資源の保護・増殖に取り組みます。	主な事業 ・アサリ資源増殖事業補助金 ・稚鮎等放流事業補助金 ・水産資源増殖事業費負担金
主要 施策	水産物の特産振興 水産資源の安定的確保にあわせて、アサリや青さのりの販路拡大に取り組みます。また、黒のりオーナー制度や伊勢湾沿岸の漁協等と連携し各種イベント等で水産物の消費拡大を進めます。	主な事業 ・水産物消費拡大推進事業費補助金
	担い手の育成と後継者の確保 つくり育てる漁業にあわせて、意欲ある生産者や、高度な漁業知識・技術を継承した担い手を育成し、高品質化や高付加価値のある生産を目指します。	主な事業 ・黒ノリオーナー制度や小学校の漁業学習への支援

施策4-5 商工業、企業連携・誘致、競輪

主担当：産業経済部／商工政策課、企業連携誘致推進室、競輪事務所

市民と共有するまちづくり目標

【商店街に活気のあるまちづくり】
【企業が定着する環境が整ったまちづくり】

この施策の目標

活発な商業活動を推進するとともに、中心市街地においては、魅力ある商店街づくりを支援し、中心部の恒常的な賑わいを促進します。

企業間連携の推進をはじめ、人材育成と活用の推進、企業誘致による産業集積の促進など、地域産業の魅力づくりに取り組みます。

項目	現状 (H24)	目標 (H29)
中心商店街新規出店件数 (年)	3 件 (H25)	3 件以上
企業間交流会や人材育成セミナー等の回数・参加人数	7 回・400 人	8 回・400 人
企業誘致件数、およびGS世代研究会を軸とした官民連携事業ならびに地元企業支援等の実績数	30 件	63 件

この施策の現状

- 商品数や利便性で優位性を持つ大型店の進出や消費者・生活者ニーズの多様化、経営者の高齢化や後継者難等により、地域の商業者を取り巻く環境は、依然として厳しいものとなっています。
- 産業経済の国際化や産業構造の変化により、技術革新による市場競争の激化など厳しい局面を迎えており、多くの企業で事業の再構築が求められています。
- 競輪事業は、景気の低迷、ファンの高齢化やレジャーの多様化により、長期低落傾向にあり、厳しい経営状況となっています。

この施策の課題

- 消費者に支持される店づくりや商業を支える人材・組織の育成や強化など、商業活性化の推進が求められています。特に中心市街地活性化については、魅力ある商店街づくりに向けた取り組みが必要です。
- 経済構造の変化に柔軟な対応をしながら、活力に満ちた地域産業の基盤づくりが課題であり、雇用の創出と異業種交流や産学官の協働の推進、人材の育成などが求められています。
- 民間開発による工業団地への企業誘致の推進と遊休地・跡地等の産業用地の掘り起こしを行い、企業や関係機関へ積極的な提言活動による企業誘致が必要です。

- 競輪事業については、雇用の確保や地域経済への活性化に寄与するために、早急な経営の黒字化による安定的な経営に改善する必要があります。

施策の展開

重点 施策	魅力ある商業活動の推進 個性と魅力ある商業・サービス業の集積を図り、関係機関・団体と連携し、活力あふれる商業活動の振興を進めます。	主な事業 ・商店街活性化総合事業補助金 ・商店街空き店舗等出店促進補助事業 ・豪商のまち店舗改装支援事業
	工業の振興 既存のものづくり産業の活性化と新たなものづくり産業を創出するため、企業間連携の推進をはじめ、人材育成と活用の推進、産業集積の促進など、地域産業の魅力づくりに取り組みます。	主な事業 ・ものづくり技能者交流フォーラム開催事業
	企業立地の推進 企業誘致の支援体制を図るため、大都市圏での産業・経済人の交流の場をつくることにより、都市圏でのネットワークを構築していきます。また、松阪地域産業活性化基本計画に沿った産業の集積化を進めます。	主な事業 ・産業経済人交流事業 ・企業誘致推進事業 ・企業立地促進奨励金
	企業間連携の推進 GS 世代研究会 ¹³ の会員企業等と連携し地域活性化に取り組むとともに、企業間のビジネスマッチングや地元企業製品等の販路拡大支援にも取り組みます。	主な事業 ・企業連携推進事業
主要 施策	経営基盤の充実と関係団体との連携強化 講座やセミナーなどの開催により、経営能力や技術等の向上および人材の育成を行うとともに中小事業所の経営支援のための情報提供や融資制度の活用促進と信用保証制度の充実を図ります。また、商工関係団体と連携のもと、創業をめざす方の支援や小規模事業所への経営改善普及事業を充実していきます。	主な事業 ・商工団体補助金 ・地域ビジネスサポート事業 ・創業・再挑戦アシスト資金保証料補給金
	地域内における企業間連携と交流の推進 異業種間の情報交流の機会を促進することにより、新たな取引の進展と新事業の創出に取り組みます。	主な事業 ・企業誘致推進事業 ・企業連携推進事業
	競輪事業の安定的経営の実現 包括業務委託により、民間の専門的なノウハウや他の競輪場での経験を活用し、事業運営の見直しによる売上の増強やコスト削減による収益構造の改善を図り、事業の安定的な経営に取り組みます。	

【関連する計画】

- 松阪地域産業活性化基本計画（平成 25 年度～平成 29 年度）
- “豪商のまち松阪”活き生きプラン（平成 25 年度～平成 28 年度）

【関連する施策】

- 施策 3-6 都市計画（P.72）

13 60 歳以上のシニア層をターゲットに付加価値の高い商品やサービスを研究し、販売をしていく全国的な組織である。平成 23 年発足当時から松阪市は幹事団体として関わりを持ち、市内企業と大手企業とのビジネスマッチングを図りながら、地域の活性化に取り組んでいる。現在、幹事企業・自治体・一般会員併せて 300 社にのぼる組織となっている。

この施策の目標

雇用機会の創出と雇用の安定とともに勤労者福祉の向上を図り、女性・若年者・高齢者・障がい者・外国人労働者等、全ての勤労者が生きがいを持って安心して働ける魅力ある労働環境づくりに取り組みます。

また、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を送ることができるまちづくりを進めます。

項目	現状 (H24)	目標 (H29)
消費生活に関する啓発事業への参加者数	152 人	1,000 人

この施策の現状

- 平成 21 年 8 月以降、有効求人倍率は穏やかな上昇に転じていますが、雇用情勢は依然として厳しい状況が続いています。今後の経済情勢については、中小企業には依然として慎重な見方があるものの全体として持ち直しの動きが期待されていますが、雇用情勢については景気動向に遅れる傾向にあることなどから、引き続き、厳しい状況が続くものと予想されます。
- 消費者を取り巻く環境が大きく変化してきているなか、消費者トラブルは増加し、その内容も複雑化・多様化かつ悪質・巧妙化してきています。

この施策の課題

- 雇用機会の創出と安定をめざして、関係機関や関係部署と連携し市民にもっとも身近な行政主体としての雇用・就労支援が必要となってきています。
- 複雑・巧妙化する悪質商法による消費者被害に陥らないようにするため、悪質商法の手口や被害に関する情報提供、被害防止のための啓発活動など、未然に防ぐための施策を推進するとともに、消費生活相談窓口の体制強化と多重債務者等に対する対策が求められています。

施策の展開

重点 施策	雇用の安定と雇用支援の推進 若年者、女性、高齢者、障がい者等の雇用の確保のため、企業への働きかけや、関係機関や団体と連携し、雇用の支援に取り組みます。	主な事業 ・障がい者雇用促進事業 ・松阪地域雇用対策協議会負担金 ・潜在専門職トレーニングプロジェクト事業 ・障がい者地域自立支援協議会事業
	消費者教育・啓発事業の推進 消費生活の向上と安定、消費者トラブルや多重債務における窓口・電話相談の充実を図ります。また、高齢者・若年者と問わず様々な年齢層を対象とした教育や啓発活動に積極的に取り組みます。	主な事業 ・消費生活関連事業
主要 施策	労働環境の整備促進 適正な雇用、条件労働の確保等、企業への理解に努めるとともに、男女雇用機会均等法、パートタイム労働法、労働者派遣法、高齢者雇用安定法等の啓発を行います。	主な事業 ・企業内人権啓発事業
	勤労者福祉の促進 勤労青少年ホームおよび勤労者サービスセンターの事業の充実を図り、勤労者の福利厚生の上に取り組みます。	主な事業 ・勤労者総合福祉推進事業費補助金
	消費生活相談窓口の強化 消費生活に関する相談・苦情などについて迅速かつ適切に対応できるよう担当職員と消費生活相談員の資質や相談体制の充実に取り組みます。	主な事業 ・消費生活関連事業

【関連する施策】

○施策1-4 地域福祉・生活支援 (P.38)、施策1-6 障がい者福祉 (P.42)

市民と共有するまちづくり目標

【マナーの向上を果たし交通事故が少ないまちづくり】

この施策の目標

交通事故実態に関する情報の提供、関係機関・団体と連携した広報啓発活動、年齢層に応じた交通安全教育など、交通事故から市民の生命、身体および財産を守るため、交通安全意識の高揚や交通ルールの遵守、正しい交通マナーの向上に取り組み、交通死亡事故の「ゼロ」および交通事故死傷者数の減少を目指します。

項目	現状 (H24)	目標 (H29)
交通事故死者数	10 人	0 人
交通事故死傷者数	1,300 人	900 人

この施策の現状

- 平成 24 年中の交通事故死者数は 10 人で、平成 22 年の全国ワースト 1 位からワースト 16 位になり、2 年連続減少しておりますが、交通事故そのものは依然として高い水準で推移しており、交通事故情勢は厳しい状況にあります。
- 交通事故死者 10 人のうち、交通弱者 4 人（歩行中 3 人、自転車乗用中 1 人）、原付車運転中が 5 人となっています。また、65 歳以上の高齢者が 5 人と半数を占めています。

■交通事故の推移

	H20	H21	H22	H23	H24
人身事故 (件)	1,128	1,130	1,035	956	1,046
負傷者 (人)	1,492	1,538	1,352	1,213	1,290
死者 (人)	14	13	21	16	10
高齢死者 (人)	8	11	10	11	5
10 万人当たりの死者数	8.4	7.8	12.6	9.6	6.0
全国ワースト順位 (順位/全国 10 万人以上都市数)	7/261	13/262	1/265	4/269	16/269

この施策の課題

- 市民一人ひとりが自ら安全で安心な「交通事故のない松阪市」を構築する意識の醸成を図るため、幅広い年齢層に効果的で効率的な広報啓発活動を行うとともに、学校、自治会、住民協議会および関係団体などとの連携による市民の自主的かつ、主体的な交通安全活動を促進していく必要があります。
- 全死者数に占める高齢者の割合が高いことから、交通安全教育を受ける機会が少ない高齢者の交通安全教育と、夜光反射材の着用率を高めていくことが求められています。
- 交通事故の特徴は、交通量・交通の変化等様々な要因により変化しますので、その特徴を踏まえた対策を講じる必要があります。

施策の展開

重点 施策	交通安全意識の高揚 市民一人ひとりの取り組み意識の醸成を図るため、地域に根ざした市民主体型の交通安全対策を展開します。また、各種イベント、キャンペーンや各種広報媒体を活用した積極的な広報啓発活動を展開します。	主な事業 ・交通死亡事故ゼロ対策事業 ・交通死亡事故ワースト緊急対策事業
	交通安全教育の推進 警察や関係機関・団体などと連携し、交通安全教育指導員「とまとーず」により、特に高齢者には、夜間の交通事故を防止するため、夜光反射材の視認効果体験、児童・生徒には歩行者や自転車利用者として必要な技能および知識の習得を目標とした参加・体験・実践型の交通安全教育を行います。また、幼児の保護者にはチャイルドシート着用の重要性を理解させる交通安全教育を行います。	主な事業 ・とまとーず交通安全強化事業
主要 施策	生活道路・通学路の安全確保 「ゾーン 30」 ¹⁴ などの生活道路対策、地域から推薦されている交通指導員、警察、交通安全協会、学校などと連携した通学路対策により、歩行者・自転車利用者を交通事故から守ります。	主な事業 ・交通死亡事故ゼロ対策事業
	交通死亡事故等再発防止対策の推進 交通死亡事故現場や交通事故多発箇所の現地調査を行い、警察などの関係機関と連携し、交通事故原因について客観的な分析を行い、交通死亡事故等の再発を抑止する具体的な交通安全対策に取り組みます。	主な事業 ・交通死亡事故ゼロ対策事業
	自転車安全利用と自転車駐車対策の推進 自転車利用者に対して法令に定められた交通ルールの周知、歩行者や他の車両に配慮した自転車の正しい乗り方に関する啓発の強化を図ります。また、自転車放置禁止区域の放置自転車の撤去等を効率的・計画的に実施するとともに、自転車利用者等への広報・啓発活動を通じて自転車駐車場の利用の促進と自転車放置禁止区域の周知を図り、違法駐車を防止する取り組みを行います。	主な事業 ・交通死亡事故ゼロ対策事業 ・放置自転車対策事業

【関連する計画】

- 第9次松阪市交通安全計画（平成23年度～平成27年度）
- 策定予定 第10次松阪市交通安全計画（平成28年度～平成32年度）

【関連する施策】

- 施策5-7 道路・河川（P.104）

14 歩行者や自転車が多く行きかう通学路や住宅地域の生活道路において、自動車より歩行者や自転車を安全に優先するため、最高速度30キロの区域規制をはじめとする交通規制

市民と共有するまちづくり目標

【自然災害に強いまちづくり】

この施策の目標

台風や集中豪雨などの自然災害や、近年発生が予測され、甚大かつ広域にわたる人的被害等をもたらす可能性がある南海トラフ地震等（単発型東海地震や連動型東南海・南海地震等を含む）の大規模災害、さらには武力攻撃や大規模テロなどから市民の生命、身体および財産を守るために、地域住民や各種団体、国、県、警察、企業などの関係機関等と連携を行うとともに、『松阪市地域防災計画』等に基づいた都市基盤や防災設備の整備を進めます。また、市民の危機管理意識のさらなる向上のために、継続的な防災教育・啓発を充実します。

さらに、地域での「共助」の精神を培う防災活動や、多様な組織との連携と市民参加のもと実施する総合防災訓練等により、総合的かつ計画的な防災対策の推進と防災危機管理体制の維持を行い、災害に強い安全なまちづくりを目指します。

項目	現状（H24）	目標（H29）
防災啓発（出前講座・防災訓練）	48回	53回以上

この施策の現状

- 台風や集中豪雨時には、三重県「土砂災害危険区域図」等に掲載されているように、中山間地域で地すべりや山崩れの恐れのある危険箇所が、また、地震発生時には「松阪市津波ハザードマップ」等に掲載しているように、浸水が懸念される地域がある中で、監視カメラの設置等の施設整備を行っています。
- 非常時における迅速な情報伝達システムとして、防災行政無線（中継局・屋外拡声子局）の整備・更新を進めています。
- 市民への啓発として、これまでの出前講座に加え、中学校を対象とした計画的な防災教育や訓練、防災講演会等を行っています。
- 自治会連合会と協働で開催する防災研究会や、自主防災組織の育成に取り組むとともに、未組織自治会への結成促進を図っています。
- 一般木造住宅の無料耐震診断や、耐震補強設計および耐震補強工事等に対する補助事業を実施して、倒壊家屋の減少と人的被害を防止するために住宅の耐震化促進に取り組んでいます。
- 災害時に自力または家族だけの支援だけでは避難することが困難な高齢者や障がいのある方などを、災害から守るための施策として、「地域で声かけ助け合い制度（災害時要援護者支援制度）」の取り組みを行っています。

この施策の課題

- 地震対策として、一般木造住宅の耐震補強や家具の転倒防止など被害を最小限に抑えるための対策が求められていますが、耐震補強工事の実施率が低迷しています。
- 災害発生後の避難生活に備え、市で災害用備蓄食や毛布、飲料水、ろ水機、発電機等を備蓄していますが、円滑な避難生活のためには、災害協定等に基づく民間支援の活用や市民への個人備蓄を含めた防災啓発が必要です。
- 災害発生時に迅速に地域で助けあい、支えあうため、「共助」の主体である自主防災組織の活性化が求められます。
- 国・県の調査研究の発表事項等を注視しながら、今後南海トラフ地震等に関する新たな被害想定が発表されることから、被害を最小限に抑えるための諸対策を一層進めることが求められます。

施策の展開

重点 施策	地震対策の充実 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された一般木造住宅の耐震診断、耐震補強や家具の固定、耐震シェルターの設置等について、新たな被害想定等を考慮しながら進めていきます。また、倒壊する危険性のある家屋や塀、家具等の転倒防止対策を行う必要性を周知し、震災時における被害を最小限に抑えます。	主な事業 ・一般木造住宅耐震診断事業 ・一般木造住宅耐震補強事業 ・耐震シェルター設置事業
	自主防災・地域防災体制の強化 地域における住民協議会や自治会等と連携し、自主防災組織の結成の促進とその育成指導を図り、災害発生時に迅速に地域で助けあう「共助」の仕組みを構築します。特に一人暮らしの高齢者や障がい者等については、関係課等と連携して「災害時要援護者」名簿の一本化と共有化などを図り、地域で支えられる仕組みの構築に取り組んでいきます。また、食料品や日用品などの販売業者等と災害時支援協定を締結し、災害に強いまちをつくります。	主な事業 ・自主防災組織育成推進事業 ・地域防災活動推進助成事業
	防災意識の高揚 市民向けの防災講座、幼・保育園や小学校等で上演している防災紙芝居、自治会連合会との協働による減災対策の研修会や地域連携防災訓練等を通じて、地域および市民一人ひとりに「公助」に頼らない「自助」、「共助」の防災意識を高めていきます。また、総合防災訓練などを通じ、各関係防災機関や住民協議会、自治会等と効果的な連携ができるよう取り組みます。	主な事業 ・防災啓発事業 ・総合防災訓練事業
主要 施策	迅速な情報伝達と避難所の機能強化 緊急地震速報・津波警報などの緊急告知（注意喚起）やその他必要な情報の伝達を迅速かつ系統的に行うため、防災行政無線や災害発生時などに一斉に情報発信できるエリアメール等の情報伝達体制を整えます。また、避難生活時に必要なプライベートルーム、簡易ベッド、簡易間仕切りなどの整備と、新たな被害想定等を考慮しつつ、食糧、飲料水などの計画的な備蓄に努めます。	主な事業 ・防災行政無線整備事業 ・防災設備等管理事業 ・防災行政無線基地局舎管理事業・ 災害用備蓄管理事業

主要 施策	関係機関との連携と応援体制の充実 防災関係機関、医療機関、他自治体との連携強化および応援体制の充実を図り「公助」の機能を充実します。	主な事業 ・総合防災訓練事業 ・松阪市防災会議事業
------------------	--	--

【関連する計画】

- 松阪市地域防災計画（毎年度修正）
- 松阪市国民保護計画（平成 23 年 3 月~）

【関連する施策】

- 施策 4-3 林業（P.80）、施策 5-3 消防・救急・救助（P.94）、施策 5-7 道路・河川（P.104）

《防災》の活動例



総合防災訓練①
(消防団による防災訓

総合防災訓練②
(防災講話)



総合防災訓練③
(炊き出し訓練)

市民と共有するまちづくり目標

【救急車の適正利用～本当に必要な方のために～】

この施策の目標

市民の生命、身体および財産を守るため、複雑・多様化するさまざまな災害に対応するとともに、災害による被害を最小限に抑え、消防組織の基本理念である市民の「安全・安心」の確保を目指します。

消防施設の整備はもとより、高度な技術や知識を備えた人材の確保による消防力の向上を図り、消防・救急・救助体制の充実強化に取り組みます。

項目	現状 (H25)	目標 (H29)
耐震性貯水槽数	128 か所	153 か所
女性消防団員数	60 人	100 人以上

この施策の現状

- 近年、火災をはじめ各種災害の大規模化や多様化が見られる中、東日本大震災では巨大地震および大津波により広範囲に甚大な被害をもたらすなど、広域的な災害発生時の対応が求められます。
- 救急需要は、年々増加傾向にある中、総務省消防庁の予測では平成 35 年には、高齢者の搬送増に伴い救急出動のピークを迎えることが見込まれ、重症患者への対応の遅れや救急搬送時間の遅延が危惧されています。
- 「松阪地区救急相談ダイヤル 24」の利用状況は、救急車を呼ぶほどでもない場合や不意のケガなどに関する相談が年間 1 万件以上あり、一定の効果が示されています。

この施策の課題

- 「松阪地区救急相談ダイヤル 24」の利用を促進するなど、継続して救急車の適正利用の啓発を行い、理解を求める必要があります。
- 災害に対する市民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、国が示している「消防力の整備指針」に基づき、消防体制の充実強化を図るとともに、県・市町との相互応援体制を強化する必要があります。

施策の展開

重点 施策	救急相談事業の推進 救急車の適正利用を進めるため、救急相談が24時間無料で利用できる「松阪地区救急相談ダイヤル24」の適切な運用と利用促進に取り組みます。	主な事業 ・救急相談委託事業
	松阪地区広域消防組合（常備）・松阪市消防団（非常備）消防体制の整備 消防力の整備指針に基づき、消防施設・車両等の適正な配置や消防技術の向上など消防体制の充実強化に取り組むとともに、広域災害発生時の対応が円滑に実施される体制の整備に努めます。また、地域の安全・安心の中核をなす消防団の活動環境の整備に努めるとともに女性消防団員の入団を促進し、組織の活性化に取り組みます。	主な事業： ・消防救急デジタル無線等整備事業 ・消防ポンプ自動車購入事業 ・水槽付消防ポンプ自動車購入事業 ・救助工作車購入事業 ・高規格救急車購入事業 ・車両管理事業 ・消防用資機材等購入事業 ・消防防災施設整備事業 ・小型動力ポンプ付積載車等購入事業
	救急体制の強化 松阪地区医師会など、一次および二次医療機関との連携を推進し、救急体制の充実を目指します。また、市民や事業所に対し、AED（自動体外式除細動器）を取り入れた救命講習会への参加を促し、応急手当の知識・技術を有する市民の育成と「救命リレー」の普及啓発に取り組みます。	主な事業 ・救急救命士研修事業 ・研修等参加事業
主要 施策	火災等各種災害予防の推進 住宅用火災警報器の設置および維持管理について、更なる普及啓発を推進し、住宅火災による災害弱者の死傷者減少に取り組みます。	主な事業 ・防火広報事業
	防災対策の強化 自主防災組織の育成指導および消防職団員OBで組織する松阪地区消防支援隊の活性化に努め、地域の防災力を強化します。	主な事業 ・自治会等への訓練指導 ・出前講座の開催や松阪地区消防支援隊の意識向上を図る研修会実施
	予防指導の強化 防火管理業務に対する適正な指導および査察体制を強化するなど事業所等の防火・防災意識の高揚と自衛消防力の確保に取り組みます。	主な事業 ・防火広報事業
	消防水利の整備 災害時に活用する消防水利を確保するため、既存水利の整備保全と耐震性貯水槽の計画的な設置に取り組みます。	主な事業 ・消防防災施設整備事業
	救助体制の強化 装備資機材の整備と専門的知識や高度な技術の習得を推進し、救助隊員の活動能力向上を図り、救助体制を強化します。	主な事業 ・消防用資機材等購入事業 ・研修等参加事業 ・消防学校等研修事業

【関連する施策】

◦施策1-1 救急医療（P.32）、施策5-2 防災（P.90）

市民と共有するまちづくり目標

【地域コミュニティ力を高め安心して暮らせるまちづくり】

この施策の目標

市民や地域、事業者、警察をはじめ、松阪地区生活安全協会等の関係機関・団体との協働および連携を強化し、一体となった諸活動を展開するとともに、自らの地域は自らで守るという気運を醸成し、地域における自主防犯活動団体の発足を推進することで、「犯罪のない」、「犯罪被害に遭わない」、「暴力のない」安全で安心な明るい地域社会の実現を目指します。

項目	現状 (H24)	目標 (H29)
自主防犯活動団体	37 団体	42 団体以上

この施策の現状

- 治安のバロメータとも言われる刑法犯認知件数については、松阪警察署管内で平成 14 年の 4,211 件をピークに平成 20 年の 2,526 件まで 6 年連続で減少してきましたが、平成 21 年には 2,644 件となり、県内および松阪警察署管内で増加に転じました。翌平成 22 年からは、再び減少傾向にありましたが、平成 24 年には 2,577 件と再び増加に転じてきています。
- 生活様式の多様化や地域や他人への無関心化に伴う社会全体の規律意識の低下が、生活に身近な犯罪を増加させていると考えられ、具体的には、自転車盗 (H24:537 件)、オートバイ盗 (同:137 件)、車上ねらい (同:187 件) 等乗り物にかかる犯罪や空き巣等の侵入盗犯 (同:263 件) が大きな割合を占めていますが、なかには一人ひとりが施錠などの防犯対策を講じていれば未然に防止できた犯罪も多数存在します。
- 松阪警察署や教育委員会など関係機関と連携して注意喚起メールの配信や青色回転灯装備車などによる防犯パトロールを実施していますが、子どもや女性を狙った声かけ事案 (不審者情報) (H24:39 件) も発生しています。

この施策の課題

- 生活に身近な犯罪が多発傾向にあり、また、施錠などの基本的な防犯対策で未然に防止できた犯罪も多数あることから、一人ひとりの防犯対策や防犯意識をより高める必要があります。
- 地域等での自主防犯活動団体が平成 25 年 4 月 1 日現在で 37 団体が発足しており、その活動も年々活性化していますが、依然として地域間での温度差があることは否めないことから、「市民みんなが防犯パトロール隊」という意識の高揚とともに市域を挙げて一体的な活動とする取り組みが必要です。

○ 平成 4 年の「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の施行、平成 23 年 4 月の県および松阪市暴力団排除条例の施行後、行政の取り組みおよび警察による取締りも強化されていますが、市民の安全で平穏な生活を確保し、健全に社会経済活動を発展させるためにも、引き続き暴力団排除活動の推進が必要です。

○ 強盗や性犯罪、殺人等の凶悪事件の被害者となった犯罪被害者への心身ケアやサポートについて、「みえ犯罪被害者総合支援センター」と連携し、犯罪被害者支援を行っていますが、行政の横断的な支援対策が求められています。

施策の展開

重点 施策	セーフコミュニティの推進 子どもの安全、高齢者の安全、交通安全など、あらゆる安全・安心に関する施策について、組織横断的な取り組みを進めます。	主な事業 ・セーフコミュニティ推進事業
	防犯対策の充実 警察や事業者などと連携した防犯講習会の開催や訓練等を実施し、市民や地域の防犯活動や対策を支援します。	主な事業 ・防犯対策事業
	暴力追放運動の推進 警察や暴力追放センターなどの関係機関との連携や、各種イベントなどでの啓発を行い、暴力団追放三ない運動「暴力団を恐れない」、「暴力団に金を出さない」、「暴力団を利用しない」に地域や事業者をはじめ社会ぐるみで取り組みます。	主な事業 ・防犯対策事業
	防犯意識の高揚 松阪市安全・安心施策推進協議会の取り組みと、松阪地区生活安全協会や自治会連合会などとの連携強化により市域と市民一人ひとりの防犯意識を高めます。	主な事業 ・安全・安心施策推進協議会事業
主要 施策	防犯啓発および防犯対策の推進 各種イベント、研修会などで犯罪情勢の情報提供や防犯対策の啓発を推進するとともに、防犯アンケート等を実施するなどして市民一人ひとりの防犯意識や対策の実態把握を行い、今後の対策等を検討します。	主な事業 ・防犯対策事業
	自主防犯活動の組織化および活動支援 松阪地区生活安全協会への支援を強化するとともに住民協議会や自治会連合会防犯研究会などと連携し、地域での青色回転灯装備車による防犯パトロールや自主的な防犯活動の推進と活性化に取り組みます。	主な事業 ・防犯対策事業
	犯罪を誘発しない環境整備 住民協議会、自治会等と連携して、地域や隣近所などでのあいさつ運動の推進や地域で危険箇所等の点検を行うことなどで、犯罪が発生しにくい環境づくりを進め、犯罪抑止に取り組みます。	主な事業 ・防犯対策事業
	地域や関係機関との連携の強化 松阪警察署、松阪地区生活安全協会、住民協議会、自治会連合会などと連携し、情報を共有し、効果的かつ効率的な防犯活動を展開します。	主な事業 ・安全・安心施策推進協議会事業

【関連する計画】

- ・松阪市生活安全・安心基本計画（平成 20 年度～平成 27 年度）
- ・策定予定 松阪市生活安全・安心基本計画（平成 28 年度～平成 35 年度）

施策5-5 環境・再生可能エネルギー

主担当：環境生活部／環境・エネルギー政策推進課、飯南・飯高環境事務所

この施策の目標

環境に配慮したやさしい施策を展開し、うるおいある豊かな環境につつまれるまちづくりを目指します。また、本市の豊かな地域資源を有効活用した再生可能エネルギーの推進に取り組みます。

項目	現状（H24）	目標（H29）
1人1日当たりのエネルギー（電気）消費量	6.42kWh/人・日	6.33 kWh/人・日

※ 市民一人ひとりの節電による意識が必要です。（例 不要な照明をできるだけ消す。）

この施策の現状

- 本市は、広大な市域の中に山林から海まで豊かな自然を有し、そこには多様な生態系を育てていますが、便利な暮らしを求め続けるライフスタイルは環境への負荷を増大させ、その影響は豊かな自然環境まで深刻な影響を与えています。
- 身近な生活環境に関する苦情は後を絶たず、相談内容も多岐にわたっています。
- 再生可能エネルギーのひとつである木質バイオマス事業は、すでに市内の民間事業者により取り組まれています。木質以外の生ごみ、食品残さ、汚泥などを活用した発電や熱利用についても事業化に向けた検討が進められています。

この施策の課題

- 環境問題は身近な問題であるという意識のもと、市民一人ひとりが日ごろから環境にやさしい行動を実践していく必要があります。
- 日常生活に密着した住まいや生活環境をめぐる近隣同士のトラブルを防ぐためには、一人ひとりのモラルの向上が求められています。
- 東日本大震災や福島原発事故を受け、新たなエネルギー政策が求められている中で、環境にやさしく災害に強いまちづくりを進めるため、大規模集中型から再生可能エネルギーによる自立・分散型のエネルギー社会に転換することが望まれています。
- 斎場（火葬場）の老朽化対策や葬儀の多様化への対応が求められています。
- ペットの飼養放棄や不適切な飼養による周辺への迷惑などが発生しているため、飼い主の意識の向上が求められています。

施策の展開

重点 施策	環境にやさしい活動の実践 松阪市環境パートナーシップ会議を中心として効果的な啓発などを行い、市民一人ひとりの環境に対する意識を高め、環境にやさしい活動を促していきます。	主な事業 ・環境パートナーシップ会議事業
	快適で安全な生活環境の実現 「松阪市みんなでまちをきれいにする条例」の目的である清潔で快適かつ安全な生活環境の実現に取り組みます。	主な事業 ・環境美化対策事業
	再生可能エネルギーの推進 地域資源や地理的条件などの地域特性を活かした安全で安心なエネルギー政策が求められる中で、循環型社会の形成や地域の活性化につながるバイオマス事業について行政としての基本方針や推進方向を明らかにするために策定した「松阪市バイオマス活用推進計画」に基づき、市民、事業者および行政が一体となって再生可能エネルギーの推進に取り組みます。 また、教育施設や公共施設の新築・改築時には、太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の導入を進めます。	主な事業 ・バイオマスシティプロジェクト推進事業 ・再生可能エネルギーの推進に係る事業
主要 施策	環境監視体制の充実 各種環境調査や公害防止協定事業場調査を引き続き行っていくとともに、関係機関と連携して、公害防止への指導や啓発を行います。	主な事業 ・大気環境調査事業 ・水質環境調査事業 ・騒音・振動調査事業 ・事業場調査事業
	環境マネジメントシステムの運用 独自の環境マネジメントシステムを活用し運用していくことで、環境基本計画を効果的かつ効率的に推進し、環境にやさしい取り組みを進めます。	主な事業 ・Matsusaka-EMS 事業
	省エネルギーの推進 節電・省エネルギーへの意識を高めるための啓発を行うとともに、緑のカーテンなどの環境に配慮した生活様式の普及に取り組みます。	主な事業 ・Matsusaka-EMS 事業
	合併処理浄化槽の設置の促進 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、今後 5～7 年程度で下水道の整備が見込まれる区域等を除く区域において、汲取り・単独処理浄化槽からの転換促進をはじめ合併処理浄化槽の設置を進めます。また、関係機関と連携して、浄化槽の適正な維持管理の啓発を行います。	主な事業 ・浄化槽設置整備補助金 ・生活排水処理施設整備事業
	動物愛護意識の高揚 ペットの適切な飼養をより進めるために、関係機関等と連携して啓発等を行い、市民の動物愛護の意識の向上に取り組みます。	主な事業 ・動物愛護推進事業
	斎場（火葬場）・霊苑施設の利便性の向上 利用者ニーズの把握を行うなど、斎場（火葬場）や霊苑施設の利便性の向上に取り組みます。	主な事業 ・篠田山・嬉野・三雲・飯南 各火葬場管理事業 ・市営葬儀業務事業 ・篠田山墓地管理事業

【関連する計画】

- 松阪市環境基本計画—中間見直し版—（平成 19 年度～平成 29 年度）
- 松阪市生活排水処理基本計画（平成 20 年度～平成 35 年度）
- 地球温暖化対策率先実行計画（平成 24 年度～平成 28 年度）
- 策定予定 地球温暖化対策率先実行計画（平成 29 年度～平成 33 年度）
- 松阪市バイオマス活用推進計画（平成 26 年度～平成 35 年度）
- 松阪市景観計画（平成 20 年度～）

【関連する施策】

- 施策 3－7 景観（P.74）

《環境・再生可能エネルギー》の活動例

- ①松阪市環境パートナーシップ会議と協働してみんなで環境に優しい活動を続けています。
松阪市環境パートナーシップ会議は、「緑のカーテンコンテスト」を平成 23 年度から毎年開催し、普及・啓発の取り組みを継続しています。

(緑のカーテンコンテスト優秀作品)



- ②「松阪市みんなでまちをきれいにする条例」を制定しました。

**松阪市みんなでまちを
きれいにする条例**
平成26年4月1日施行

ポイ捨て禁止
たばこの吸い殻、空き缶、
ペットボトル、紙くすなどの
ポイ捨てはやめましょう。

**携帯用吸い殻入れを
携帯しましょう**
路上喫煙をするときは、携帯用吸い殻
入れを持つようにするなど、ポイ捨てを
しないようにしましょう。
また、歩きタバコはやめましょう。

**飼い犬等のふんを
放置しないで!**
飼い犬等のふんは持ち帰りましょう。

皆さまのご理解をお願いします。



まちなかピカピカ作戦と称し、第一
小学校では毎月、児童たちが通学途
中などにごみなどを拾い集めて登
校しています。

施策5-6 資源循環型社会

主担当：環境生活部／清掃政策課、清掃事業課、清掃施設課、飯南・飯高環境事務所

市民と共有するまちづくり目標

【リサイクル（分別）が徹底されているまちづくり】
【ごみが目立たないきれいなまちづくり】

この施策の目標

3R（リデュース・リユース・リサイクル）の考え方を基本として、市民・事業者・行政が連携してごみの適正な処理を行うとともに、ごみの発生抑制と再利用の促進を図ることで、資源を有効に利用できる循環型のまちづくりを目指します。

項目	現状（H24）	目標（H29）
ごみ量	56,415 t	53,968 t
一人一日当たりのごみの排出量	911 g	866 g
リサイクル率	18%	30%

※一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の、平成 31 年度の目標値「ごみ量 52,409 t、一人一日当たりのごみの排出量 842g、リサイクル率 32%」に基づき、平成 29 年度の排出量見込みを算出。

※ごみ量は総ごみ量より、集団回収量を差し引き算出。

この施策の現状

- 3R の考え方を基本として、さまざまな視点からごみ減量と資源化の啓発を行うことで、ごみ処理に対する市民の関心が高まり、近年はごみの減量と資源化において一定の効果が表れてきています。
- 市のごみ処理施設は、平成 24 年 2 月に松阪市リサイクルセンターが供用を開始し現在、平成 27 年度の供用開始を目指し燃えるごみ・燃えないごみを処理する新ごみ処理施設を建設しています。また、最終処分場は、平成 24 年度末で約 6 割が埋められた状況であり、今後の最終処分のあり方について検討を行っていくことが重要となっています。
- 家庭ごみの集積所に関する現状として、生活環境の保全と公衆衛生の向上を進めるために、自治会が廃棄物集積所設置に要する経費に補助金を交付しています。

この施策の課題

- 適正なごみ処理やごみの資源化には、市民や事業者など、個々のごみに対する意識を向上し、地域社会全体で連携した取り組みを行っていく必要があります。
- ごみ処理一元化の実現には、新ごみ処理施設の稼働までに様々な方法機会を通じて周知を行い、現在のごみ処理形態から新ごみ処理施設供用開始に合わせたごみ処理方式に移行する必要があります。また、平成 27 年度からは一元化したごみ処理方式に基づき、各ごみ処理施設で今まで以上に安全で安定したごみ処理を継続していくことが求められています。また、3Rの視点から将来を見据えた跡地利用の検討を行っていく必要があります。

- 不法投棄対策を進め、まちの美化に対する市民の意識を高める必要があります。
- 家庭ごみの集積所の設置を進めるための検討が必要です。

施策の展開

重点 施策	ごみ処理一元化と安全で安定したごみ処理 新ごみ処理施設の平成 27 年度供用開始に向けて取り組み、ごみ処理体制の整備とともに、全市的なごみ処理一元化の実施に向けて市民等への周知を行います。	主な事業 ・廃棄物循環型社会基盤施設整備事業 ・ごみ処理一元化事業
	ごみ減量と再利用の推進 3Rの取り組みを推進し、ごみ減量と資源化に対する市民や事業者の意識の向上と、実践に向けて取り組みます。	主な事業 ・ごみ減量対策事業 ・生ごみ堆肥化容器等補助金 ・資源物集団回収活動補助金
	不法投棄防止の啓発 不法投棄防止監視パトロールを行うなど、家電製品等の不法投棄への監視強化と、不法投棄防止のための啓発を行います。	主な事業 ・塵芥収集事業
主要 施策	環境教育・啓発の推進 松阪市リサイクルセンターを活用し、3Rを推進する市民団体の育成や学習を行うとともに、幼稚園や学校で環境への取り組みを実践することで、子どもから大人まで全ての市民のごみ減量化に対する意識が高まるよう取り組みます。	主な事業 ・環境啓発交流事業
	資源化の推進 資源化の推進においては、最終的なごみの排出抑制・ごみ減量につながるよう多角的な検討を行うとともに、身近にできる分別や市民が資源物を出しやすい環境づくりに行政・地域で取り組みます。	主な事業 ・資源物集団回収活動補助金 ・リサイクル事業
	廃棄物集積所設置の推進 自治会が設置するごみ集積所に対し支援を行い、ごみ散乱防止や衛生面の向上に取り組みます。	主な事業 ・廃棄物集積所設置補助金

【関連する計画】

- 松阪市環境基本計画（平成 19 年度～平成 29 年度）
- 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成 24 年度～平成 38 年度）
- ごみ処理基盤施設建設基本計画（平成 21 年度～平成 35 年度）

この施策の目標

市民の生活に必要な不可欠な生活基盤である道路や河川の整備を進めることにより、自然災害や交通災害から市民のいのちを守るとともに、快適な生活空間の確保を目指したまちづくりを行います。

項目	現状 (H25)	目標 (H29)
都市計画道路の整備率	45.0%	47.0%
橋りょう耐震補強の整備数	32 橋	42 橋
計画的に整備を行っている準用河川*の整備延長 (九手川・真盛川・中川)	1,204m	2,160m

※準用河川とは、一級河川および二級河川以外の河川で、市町村長が指定し、管理する河川。

この施策の現状

- 松阪市の道路状況は、依然として交通渋滞が多く発生しているとともに、救急車・消防車等の緊急車両の進入が困難な道路が多い状況にあります。また、歩行者や自動車などの安全な交通の確保のため、幹線道路等の整備が求められています。
- 道路・橋りょう等の施設は老朽化が進み、災害時における橋りょうの機能確保への対策と適正な維持管理が求められています。
- 市内には、一級河川である櫛田川、雲出川、中村川をはじめ多くの河川が流れていますが、これらの河川は未改修部分も多く、近年は開発に伴う流水量も増大しており、台風や集中豪雨等による浸水被害が懸念されています。

この施策の課題

- 慢性的な渋滞の解消や、大規模災害時の避難路および緊急輸送路としての役割を果たすため、広域幹線道路網の整備や橋りょうの耐震補強を進める必要があります。
- 歩道の設置や道路の拡幅等の整備を進めるとともに、歩行者の安全確保、交通環境の向上を目指すとともに、道路・橋りょうの適正な維持管理を行う必要があります。
- 大雨や集中豪雨による浸水被害の軽減に向けて、河川改修や排水対策を進める必要があります。

施策の展開

重点 施策	幹線道路網の整備 交通環境の向上や、都市間連携の強化を図るため、広域幹線道路や市内幹線道路等の整備を行います。	主な事業 ・島田北 10 号線道路新設事業 ・道路整備単独事業 ・県施行街路事業負担金
	浸水対策の推進 弱小堤防の強化、河床掘削、堤防・護岸の整備などの河川改修を進め、大雨や集中豪雨による河川の増水や浸水被害の軽減に取り組めます。	主な事業 ・浸水対策事業 ・河川改良単独事業 ・準用河川九手川改修事業
	道路の安全対策の推進 安全で安心な交通環境の確保のため、交通安全施設（視認性を高めるためのカラー舗装等）の整備や交差点改良、歩道の整備などを行います。	主な事業 ・交通安全対策施設整備事業
主要 施策	橋りょうの耐震補強整備 近い将来予想される南海トラフ地震等大規模災害発生時における避難路や緊急輸送路の確保のため、橋りょうの耐震補強を行います。	主な事業 ・橋りょう長寿命化事業
	道路・橋りょうの適正な維持管理 市民生活に身近な市道の整備と維持管理を行うとともに、橋りょうの老朽化に対応するため、橋りょう長寿命化修繕計画を策定し、予防保全的な修繕や計画的な架け替えを進めます。	主な事業 ・道路施設点検事業 ・橋りょう長寿命化事業

【関連する計画】

- 松阪市都市計画マスタープラン（平成 20 年度～平成 37 年度）
- “豪商のまち”生き生きプラン（平成 25 年度～平成 28 年度）

【関連する施策】

- 施策 1－4 地域福祉・生活支援（P.38）、施策 3－6 都市計画（P.72）、施策 5－1 交通安全（P.88）、施策 5－2 防災（P.90）、施策 5－10 下水道（P.110）

市民と共有するまちづくり目標

【公園の整備が充実したまちづくり】

この施策の目標

公営住宅の長寿命化計画を定め、予防保全的な維持管理を行うことで、安全で快適な住環境の確保を目指します。

また、スポーツ・レクリエーションなど多様化する市民のニーズに対応した公園の整備に取り組むことで、市民が気持ちよく利用でき、憩いや交流の場となるような、魅力的な公園を提供します。

項目	現状 (H25)	目標 (H29)
市営住宅の屋上改修	157 棟	237 棟
市営住宅の受水槽改修	5 棟	16 棟
一人当たりの都市公園面積率*	9.2m ²	12.0m ²

※都市公園の総面積を都市計画区域内人口で割り出した数値。

この施策の現状

- 本市は現在、市営住宅 37 団地に 1,679 戸のストックを有していますが、このうち昭和 40 年から 50 年代に建設された団地は、建物および施設の老朽化が著しいものがみられます。
- 都市公園は、中部台運動公園、鈴の森公園、街区公園など 397 か所の公園が設置されていますが、一人当たりの公園面積は 9.2m² であり、県平均 9.7m²、国平均 9.9m² を下回っている状況です。また、身近な公園として機能する住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）の整備水準が低いことから、市内全体でバランスのとれた公園配置が求められています。

この施策の課題

- 市営住宅の適正な維持保全のため、効率的で効果的な事業計画に基づくストックの管理や、維持管理、早期の建て替えが求められています。
- 多様化する市民のスポーツ・レクリエーションの需要に対応するため、総合運動公園等の整備を進める必要があります。
- 地域住民の憩いの場として身近な公園に対する要望があることから、住宅団地等の開発により設置される公園、緑地の整備については指導を行い、また、既存の公園については、幼児から高齢者までが安全に利用できるように施設の計画的な改修や安全管理を強化する必要があります。

施策の展開

重点 施策	公営住宅のストック管理 老朽化が進む公営住宅について、屋上の防水や受水槽改修などの予防保全的な改善と適正な維持管理を行い、公営住宅の快適な住環境の確保と長期的な活用を図ります。	主な事業 ・公営住宅ストック改善事業 ・市営住宅修繕工事
	総合運動公園の整備促進 スポーツやレクリエーションに対する多様なニーズに対応し、市民が気軽にスポーツに親しめる環境を整えるため整備を進めており、平成 24 年に一部供用を開始しました。今後も多目的な競技運動施設やジョギングコースなどを整備します。	主な事業 ・総合運動公園建設事業
主要 施策	身近な公園の整備推進 身近な公園・緑地の確保に向け、新たな民間による宅地開発事業等において、公園・緑地の整備について指導を行います。	
	公園施設の整備・充実 市民の多様なニーズに対応し、市民が安心して気軽に利用できるよう、施設の整備に取り組みます。	主な事業 ・都市公園維持管理事業 ・都市公園整備事業 ・松名瀬海岸海浜公園建設事業

【関連する計画】

- 松阪市社会資本総合整備計画（住宅）（平成 23 年度～平成 27 年度）
- 策定予定 松阪市社会資本総合整備計画（住宅）（平成 28 年度～平成 32 年度）
- 松阪市都市計画マスタープラン（平成 20 年度～平成 37 年度）

【関連する施策】

- 施策 3-6 都市計画（P.72）

施策5-9 上水道および簡易水道

主担当：上下水道部／上下水道総務課、上水道建設課、水源管理課

この施策の目標

水道水は市民の生活を支えるライフラインとして欠かせないものであるため、水道施設や管路の耐震化などの整備を進め、給水体制の充実化を図るとともに、安全・安心で良質な水道水を安定して供給していくことを目指します。

項目	現状 (H25.3.31)	目標 (H29)
基幹水道構造物の耐震化	12 施設	18 施設
基幹管路の耐震化率	26.5%	32%
統合波瀬簡易水道浄水場統合	3 浄水場	2 浄水場
西部簡易水道施設更新	0 浄水場	2 浄水場

この施策の現状

- 水道水の供給開始から 60 年以上が経過し、水道施設の老朽化が進んでいます。また、近い将来に発生が予想される大規模地震への対応もあわせて、施設や管路の耐震化と老朽化した施設の整備が求められています。
- 飯高管内の簡易水道施設は、20 年以上が経過しており、老朽化した施設や管路の更新時期を迎えています。

この施策の課題

- 基幹施設は緊急性に応じて耐震化を進めているものの、老朽化と配水容量の不足から、新設が必要な施設があります。
- 管路については、高いレベルの耐震性が求められている基幹管路や、布設から 50 年以上が経過した老朽管は、順次耐震性のあるものに取り替えが必要です。また、配水区域への配水の状況に応じて、管路のループ化やバイパス管の整備が必要です。
- 飯高管内における山間地での安定した水道水の供給に向けて、簡易水道施設の効率的な施設整備を進める必要があります。

施策の展開

重点 施策	基幹水道施設の耐震化 老朽化が進む配水施設の大規模地震に備えた耐震化の整備を進めます。	主な事業 ・新山見配水池築造 ・小片野配水池耐震化 ・御麻生菌配水池耐震化 ・久保山ポンプ場耐震化
	管路の整備 基幹管路や老朽管を、耐震性のある管への取り替えを進めるとともに、管路のループ化やバイパス管の整備を行います。	主な事業 ・基幹管路、配水支管の耐震化事業
主要 施策	簡易水道施設の整備 飯高管内の整備が完了した施設以外で老朽化が著しい西部簡易水道の整備を進め、山間地での安定した水道水の供給に取り組みます。	主な事業 ・飯高西部簡易水道施設更新事業
	安全で良質な水道水の供給 安全で安心な水道水の安定供給に向けて、老朽化した設備を更新するとともに、簡易水道を含む水質検査計画（水道法施行規則第15条第6項）に基づいて水質検査を行います。	主な事業 ・配水池、ポンプ場等の設備更新事業

【関連する計画】

◦松阪市水道ビジョン（平成20年度～平成37年度）

市民と共有するまちづくり目標

【下水道の整備が進むまちづくり】

この施策の目標

汚水の適正な排除により市民の快適な生活環境を確保するとともに、雨水の排除による浸水被害の軽減を図ることで、安全で快適に暮らせるまちづくりを目指します。また、公共用水域の水質を保全し、豊かな自然環境を守ります。

項目	現状 (H25.3.31)	目標 (H29)
下水道の普及	46.4%*	53.5%
水洗化率	80.5%	81.2%

※参考 本庁管内 40.7%、嬉野管内 91.1%、三雲管内 64.6%、市全体 46.4%

この施策の現状

- 下水道は、快適な住環境の整備や公共用水域の水質保全などの重要な役割を担い、その必要性が高まっていますが、下水道普及率は46.4%にとどまっており、全国平均（平成24年度末）の76.3%を大きく下回っています。また、汚水処理区域面積は平成24年度末で1,746haですが、これは計画面積の34%程度にとどまっています。
- 浸水被害を防ぐための雨水排水用のポンプ場は、著しく老朽化が進んだ施設があり、その維持管理が難しい状況にあります。

この施策の課題

- 下水道事業の推進にあたっては、多額の費用と期間を要することから、長期的な整備計画に基づいて行う必要があります。
- 老朽化した雨水処理ポンプ場の更新を計画的に行う必要があります。

施策の展開

重点 施策	雨水ポンプ場施設の整備と更新 集中豪雨での増水時など、緊急時には即座に対応できるよう日常の点検整備を行うとともに、計画的に設備の更新を行います。	主な事業 ・大口ポンプ場・沖スポンプ場設備増設事業 ・宮町ポンプ場・沖スポンプ場施設長寿命化事業
	適正な排水処理の推進 汚水管渠の整備を進めるとともに、家庭や事業所に下水道への接続を促すことで、生活排水や事業排水の適正処理を行います。	主な事業 ・汚水管渠工事 ・中勢沿岸流域下水道事業（負担金）
	浸水被害への対策 浸水を防ぐための雨水管渠を整備し、大雨や集中豪雨による浸水被害の軽減に取り組みます。	主な事業 ・雨水管渠工事 ・都市下水路施設整備および管理運営事業
主要 施策	水洗化の促進 一般家庭や事業場に対して啓発や助成を行うとともに、毎年 9 月 10 日を「下水道の日」として啓発活動を行うことで、水洗化への意識の高揚と整備を促します。	主な事業 ・水洗化促進に関する啓発事業（戸別訪問、市広報・ホームページ・ケーブルテレビによる啓発等） ・水洗便所等改造資金融資あっせん制度 ・高齢者・障がい者・一人親世帯に対する水洗化補助金制度

【関連する施策】

◦施策 5-7 道路・河川（P.104）

施策6-1 行政システム

主担当：経営企画部／経営企画課、情報企画課、公共施設マネジメント推進室
総務部／財務課、契約監理課

市民と共有するまちづくり目標

【施設マネジメントが適切に進む行政運営】

この施策の目標

社会経済情勢の変化に伴い多様化する行政課題や市民ニーズに柔軟かつ迅速に対応するため、組織体制の見直しや公共・公用施設マネジメントをはじめとする行財政改革に取り組み、ICT（情報通信技術）の利活用など時代に応じた効率的な行政運営のシステム（仕組み）を確立し、次世代に負担を先送りすることのないよう効率的で持続可能な行政経営を目指します。

また、住民の日常社会生活圏の拡大により高度・多様化する広域行政ニーズに的確に対応するため、近隣市町と連携・協力しながら行政サービスを展開し、この地域の魅力を向上させ、地域の活性化を図りながら人口定住を目指します。

項目	現状（H24）	目標（H29）
公債費負担比率*	14.8%	15%以下

※公債費に要する一般財源の一般財源総額に対する割合を示す指標。この数値が高いほど、財政運営の硬直性を示す。

この施策の現状

- 深刻な経済危機など社会経済情勢の変化により公共に求められる役割は拡大していく一方で、今後、働く世代の人口減少が予測されることで税収の減少が懸念されます。さらに、普通交付税の合併算定替えの終了に伴い、財源が大幅に減少することが予想されます。また、高齢化の進行に伴う介護保険事業および後期高齢者医療事業など、歳出の増加が見込まれます。
- 財政運営の硬直性を測定する指標である公債費負担比率についてみると、一般的に15%を超えると借金の返済が苦しい状態であるといわれています。本市では過去3年間、平成22年度14.9%、平成23年度14.9%、平成24年度14.8%となっています。
- 本市が保有する公共・公用施設の7割以上が建設から20年以上が経過しているという現状の中で、今後、施設の維持修繕や建替えなどに要する費用が今後増加することが予想されます。
- ICTが飛躍的に進歩する中で、様々な情報システムの更新が必要となることや、マイナンバー制度など新しい仕組みの導入が予定されています。
- 消防事務、し尿処理事務、農業共済事務などについては、地方自治法上の「事務の共同処理」の諸制度を活用し、近隣自治体と連携を行い取り組んでいます。

この施策の課題

- 厳しい財政運営が迫られる中で、施策に対する事業の成果やその必要性、実施手法などについて検証を行い、経費のさらなる節減や合理化と行政課題に的確に対応できる組織体制の構築が必要です。また、健全な財政運営を行うためにも公債費負担比率について、一般的に 15% を超えると借金の返済が苦しい状態であるといわれていることから、15% を超えないように取り組む必要があります。
- 全ての公共・公用施設について、より少ないコストと施設数でサービスの質を低下させることのないように公共・公用施設マネジメントに取り組んでいく必要があります。
- 行政経営の視点で、ICT をあらゆる施策に有効活用するため、全庁的に取り組む体制づくりや、職員の ICT 能力向上を図ることが必要です。
- 松阪地域において人口定住を促進するために、また、地域の魅力を向上させ活性化を図るためにも、今後も近隣市町と連携・協力を行いながら安定的な行政サービスを展開していくことが必要です。

施策の展開

重点 施策	事務・事業の見直し 「税を投入すべきものを見極める」という基本的な考え方に立って、施策の目標達成に資する貢献度や優先性、成果実績を明確に示すなど、市民への説明責任を果たすとともに、不断の取り組みとして、事務・事業の見直しや業務改善に取り組みます。	
	合理的な組織体制の構築 多様化する行政課題に対して的確に対応し、市民にわかりやすい簡素で効率的な組織体制を構築します。	
	公共・公用施設マネジメントの推進 本市の施設の老朽化やそれに対応する維持修繕や将来の建替えにかかる経費などあらゆる施設情報を市民や利用者に開示することにより、施設マネジメントの必要性について理解いただき、「施設経営」という視点に立って、総量縮減をはじめ、既存施設の有効活用や長寿命化による経費の平準化など、多角的に公共・公用施設のマネジメントに取り組みます。	主な事業 ・行財政改革推進事業
	ICT ガバナンスの強化 IT 投資の価値を最大化するために、全庁的な推進体制を整備し、情報システムの最適化に取り組みます。	主な事業 ・庁内 OA 化推進事業 ・庁内ネットワーク管理事業
	定住自立圏構想の推進 人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて、近隣自治体と相互に役割分担し、連携・協力をしながらこの地域全体の魅力を向上させ地域の活性化に取り組んでいきます。	主な事業 ・定住自立圏構想推進要綱（H20 年総務省事務次官通知）に基づく取り組みを行う。

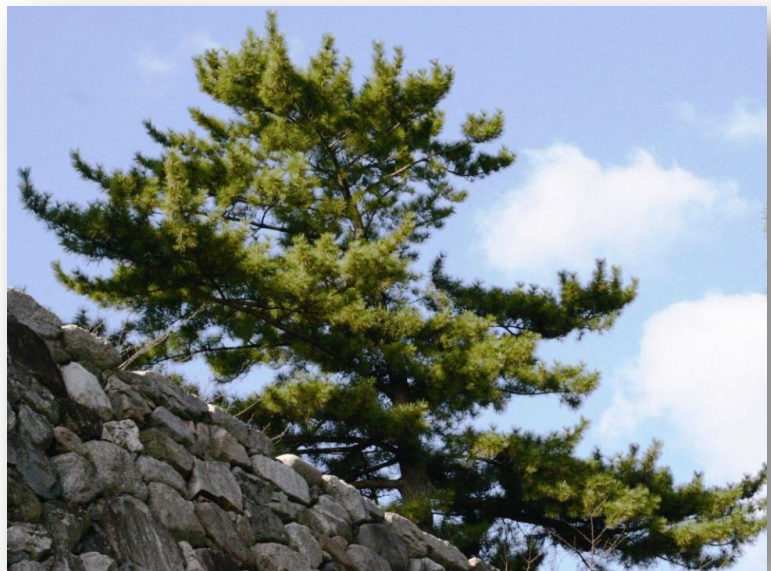
主 要 施 策	公正で公平な透明性のある契約の推進 社会情勢の変化や地域経済の活性化に留意しながら、契約における公平性、透明性、競争性の確保に努めます。	主な事業 ・電子入札システム事業 ・入札等監視委員会事業
	総合計画の適正な管理 総合計画の進行管理を行い、その施策の成果など評価を行います。	主な事業 ・総合計画策定事業
	情報化推進計画の策定および計画の推進 ICT 利活用による市民サービス向上を推進するための指針となる計画を策定し、進捗管理を行い、その施策の効果などを評価していきます。	主な事業 ・情報化計画策定事業
	マイナンバー制度の推進 社会保障・税番号制度（いわゆるマイナンバー制度）について、市民に利用しやすい仕組みを構築するとともに、個人番号カードなどの利便性の向上を図ります。	

【関連する計画】

◦松阪市行財政改革大綱（平成 26 年度～平成 29 年度）



松阪市の花
ヤマユリ



松阪市の木
マツ



松阪市の鳥
ウグイス

市民と共有するまちづくり目標

【市民の信頼が高く、活力ある職員による行政運営】

この施策の目標

「人事制度」「職員研修」「職場づくり」の3つの仕組みを一体のものとしてとらえて職員の能力開発に取り組み、組織としての総合力を高めることで、限られた人員で質の高い市民サービスを提供します。

項目	現状 (H25)	目標 (H29)
人事評価の実施率	85.1%	100%

この施策の現状

- 人事制度、職員研修については、職員の成長段階（能力育成→能力拡充→能力発揮）に応じた必要な取り組みを効果的に実施することが求められています。
- 職員個々の仕事に対する意識・価値観も以前と比べ多様なものとなっており、仕事を通じての自己実現欲求も高まっています。
- 平成17年の合併以降、10年間で300人の職員削減を目標に取り組んできましたが、高度化・多様化する市民サービスへの対応や国・県からの権限移譲等による新たな対応など職員の定員管理を取り巻く環境は大きく変化しています。

この施策の課題

- 平成27年度以降の定員管理については、今後の行政事務の業務量および財政状況も踏まえ、適正な定員のあり方を慎重に検討する必要があります。
- 本市の職員の人材育成における中・長期的な方向性を示す「松阪市人材育成基本方針」が平成27年度より新方針による運用となることから、見直しを行う必要があります。
- 質の高い市民サービスの提供を目的とした人材育成型の人事評価を平成24年度より事務・技術職を対象に実施していますが、全職員に対象範囲を拡大するとともに、制度運用においては職員の負担が少なく、信頼性および納得性の高いものにしていくことが必要です。

施策の展開

重点 施策	適正な定員管理の推進 「松阪市職員適正化計画 ¹⁵ 」の検証を行い、新たな定員のあり方を示します。	主な事業 ・合併後 10 年間の職員削減の実績を踏まえるとともに、部局の業務執行状況を十分把握して、平成 27 年度以降の職員の定員の方向性を示します。
	総合力と企画力のある人材を育成する施策の展開 「松阪市人材育成基本方針」の見直しを行い、職員の人材育成・能力開発の中期的な方向性を示します。	主な事業 ・職員研修事業 ・人事評価構築事業
	人事評価制度の運用 人材育成型の人事評価制度の導入および信頼性・納得性の高い制度運用に取り組みます。	主な事業 ・人事評価構築事業
主要 施策	人事制度の推進 やる気を高め、能力を最大限に引き出す人事制度を進めます。	主な事業 ・異動希望、希望昇任・降任制度を運用し、適材適所の人事配置の実現
	人材の確保と活用 高い資質と意欲を有する新規職員を確保するとともに、外部の専門的な知識・経験を有する人材の登用に取り組みます。	主な事業 ・職員採用試験事業
	職員研修制度の充実 職員の自学と成長を支える研修の充実に取り組みます。	主な事業 ・職員研修事業 ・自主研究活動事業 ・通信教育講座受講補助事業 ・職員専門研修参加費助成補助事業
	職場づくりの推進 人を育て、活力を生みだす職場づくりに取り組みます。	主な事業 ・職員研修事業 ・安全衛生委員会事業

【関連する計画】

- 松阪市職員適正化計画（平成 17 年度～平成 26 年度）
- 策定予定（仮称）松阪市職員適正化方針（仮称）（平成 27 年度～平成 29 年度）
- 松阪市人材育成基本方針（平成 22 年度～平成 26 年度）
- 策定予定 松阪市人材育成基本方針（平成 27 年度～平成 31 年度）
- 松阪市特定事業主行動計画（平成 22 年度～平成 26 年度）
- 策定予定（仮称）改訂版松阪市特定事業主行動計画（平成 27 年度～平成 31 年度）

15 職員の定数の適正化を図ることを目的とした計画。

市民と共有するまちづくり目標

【情報発信側と受信側双方が満足する広報を行うまち】

【市民の知恵を集める広聴活動を行うまち】

この施策の目標

市政の情報を分かりやすく市民に伝え、市民が積極的に市政に参加できる機会を増やし、互いに情報交流を活発に行うことによって市民の多様な意見を市政運営に反映できる体制づくりを推進します。

項目	現状 (H24)	目標 (H29)
市ホームページにおける月平均閲覧数	76,000 件	100,000 件

この施策の現状

- 市政情報は、広報紙、ホームページ、行政情報番組、報道機関への情報提供など、様々な媒体を通じて発信しています。その中で市民が市政の情報を知る手段は広報紙が8割近くに及ぶという調査結果があることから、広報紙を中心に、情報の性質毎にそれぞれの利点を活かしたり組み合わせることによって、より多くの市民により多くの情報を伝えることが求められています。
- ホームページと行政情報番組は即時性が確保できますが、広報紙は制作に日数を要するため、情報発信に即時性が確保できない状況にあります。
- 地上波放送とケーブルテレビのコミュニティチャンネルは完全デジタル化され、高画質・高音質のハイビジョン放送が標準となっていますが、行政番組は、現在もアナログ画質のままで、他の放送局と比べ見劣りしています。

この施策の課題

- 広報活動の中心となる広報紙、ホームページ、行政情報番組を通じて、行政の情報を早く分かりやすく市民に伝え、市民と行政の情報共有を一層進めていく必要があります。
- 多くの市民の意見を市政に反映させるため、懇談会や出前講座を通じて広く市民の意見を聴くことが必要です。

施策の展開

重点 施策	ICT（情報通信技術）を活用した情報発信 市ホームページとフェイスブックの松阪市情報交流ページ「ぎゅうっと松阪」による情報発信を推進するとともに、先進のICTを積極的に活用した情報発信に務めることによって、市民と行政、市民と市民の情報の交流を進めます。	主な事業 ・ホームページ管理運営事業 ・「ぎゅうっと松阪」への参加団体の推進および利用者層の拡大
	情報発信体制の強化 迅速で的確な情報発信ができるように、情報発信に関する体制づくりや職員スキルの向上に努め、市民からの意見や提言など市政に反映できる双方向の行政運営を進めます。	主な事業 ・広報松阪発行事業 ・ホームページ管理運営事業
	広聴事業の強化 「市民の声（Eメール、電話、手紙、ファックスなど）」や「意見聴取会」「シンポジウム」「パネルディスカッション」「市政バス」などの方法により広く市民の意見や提案を聴き、より多くの市民の声を市政に反映できるよう取り組みます。	主な事業 ・市民対話活動事業
主要 施策	効率的、効果的な広報紙の発行 外部委託を含めた広報紙の制作方法の検討や、広報紙のさまざまな形での電子配信の検討など、効率的、効果的な広報紙の発行を行います。	主な事業 ・広報松阪発行事業
	行政情報番組の充実 市民に分かりやすい情報番組の制作を行うとともに、ハイビジョン放送設備の整備を行い、放送品質を向上させることで、市民の番組視聴機会の拡大を進めます。	主な事業 ・ケーブルシステム施設管理運営事業 ・ケーブルシステム施設整備事業

市民と共有するまちづくり目標

【市民から信頼される情報公開と個人情報を保護するまち】

この施策の目標

公正で透明な市政運営および市政の説明責任を果たすため、積極的な情報提供と情報公開に取り組み、市政への市民参加・参画を進めます。

また、市が保有する個人情報を適正に取り扱うとともに、自己に関する個人情報の開示、訂正等の請求による自己の個人情報を管理する権利を保障し、積極的に個人の権利利益の保護に取り組みます。

この施策の現状

- 公文書公開請求件数は年々増加の傾向が続いており、平成 24 年度に 402 件の請求が行われ、3 年前の約 1.5 倍に達しています。このことから市政情報を取得するための制度利用について、市民等の認識が広まりつつあると考えられます。
- 個人情報の開示請求件数は平成 24 年度で 16 件と、例年請求件数に大きな増減はみられません。請求の多くは、概ね自己情報の取得のみを目的とした制度利用となっています。

この施策の課題

- 市民に分かりやすい情報の提供は、市民のまちづくりへの関心や意識を高めることから、行政は積極的に情報を公開することが求められています。
- 市の業務では個人情報の適正な取り扱いを徹底し、市民等に自己の個人情報の利用や記録内容の確認、さらには訂正、利用停止などの請求による自己の個人情報を管理する権利を保障し、個人の権利利益の保護を積極的に進めていく必要があります。

施策の展開

重点 施策	<p>総合的な情報提供の推進</p> <p>市の重要計画の策定過程における情報、進捗状況などを市民に積極的に提供し、市民の行政参加を進めるとともに、防災や公共料金など市民生活に密接に関連する情報を適宜発信していきます。</p>	<p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松阪市の行政情報提供の推進に関する要領及び運用方針に基づく各所属での積極的な情報発信
主要 施策	<p>審議会等の公開</p> <p>審議会や委員会などの会議は原則として公開するとともに、会議録を迅速に公表します。</p>	<p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議会等会議の公開に関する指針及び運用方針に基づく、傍聴者の受入れ、各メディアを利用した会議の審議内容の公表
主要 施策	<p>情報公開制度・個人情報保護制度の推進</p> <p>市民にとって利用しやすい情報公開制度を推進するとともに、個人情報の適正な取り扱いを徹底し、個人の権利利益の保護に取り組みます。</p>	<p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報公開事業 ・個人情報保護事業

主担当：税務部／市民税課、資産税課、収納課
経営企画部／経営企画課
総務部／総務課、財務課、債権回収対策準備室

市民と共有するまちづくり目標

【行政と市民が知恵を出し合い持続性高い財政運営】

この施策の目標

市の財政運営の健全性を確保するため、市税等の徴収体制を強化するとともに、遊休未利用地の売却および公有財産を活用した広告収入などにより、自主財源の安定的な確保に取り組みます。

項目	現状 (H24)	目標 (H29)
市税収入	212 億 7 千万円 (決算額)	216 億円
ふるさと応援寄附金 寄附件数	28 件	90 件

この施策の現状

- 市税収入は一般会計における歳入の約 36.6% を占める財政の基礎となるものです。国の経済対策や金融政策の効果などを背景に、景気はやや回復の兆しはありますが、雇用情勢や労働者一人当りの収入の回復が緩やかなことなどから、税の徴収環境は依然厳しい状況となっています。
- 遊休未利用地の売却は平成 18 年度から一般競争入札を実施していますが、景気低迷による不動産需要の落ち込みや、位置、面積、形状等が購入者のニーズに応じるものばかりではないため、入札参加者が少なくなってきました。

この施策の課題

- 税を取り巻く環境は厳しくなっていますが、税負担の公正性と財政運営の健全化の確保のため、職員一人ひとりのスキルアップと専門知識の向上を図り、賦課・徴収が一体となって税収を確保することが求められています。
- 市の施設を利用した広告収入やふるさと納税制度を活用した自主財源の確保のため、本市の特性に適した制度の構築が必要です。
- 税外未収債権の回収・管理に対する取組みについて、より一層の強化や市民負担の公平性の確保が求められています。

施策の展開

重点施策	税負担の公正性と税収確保 公平かつ適正な課税を行うとともに、未納者への早期納付を促し、滞納処分の強化やインターネット公売などを積極的に活用し税負担の公正化に努め、税収確保に取り組みます。	主な事業 ・納税啓発事業 ・インターネット公売事業 ・電話催告事業
主要施策	公平かつ適正な課税 地方税制の研究を行い、職員のスキルアップを図ります。また、所得未把握者の調査や現地調査などをより一層充実させ、公平かつ適正な課税を行います。	主な事業 ・個人・法人市民税賦課事業 ・固定資産税賦課事業 ・軽自動車税賦課事業
	利便性の向上と事務の効率化 平成 28 年 1 月からの「社会保障・税番号制度」導入に伴い、個人番号カードを利用したコンビニ等での税務関係証明書の交付や、インターネットなどを利用した個人住民税の申告書作成や試算ができるシステムの検討、さらにマルチ支払いネットワークなどの電子収納方法を利用した新しい納付手段の拡充など、納税者の利便性の向上と事務の効率化を進めます。	主な事業 ・税務証明書交付事業 ・個人市民税賦課事業
	広告収入の確保 市施設へのモニター広告の設置や、公共施設ネーミングライツ、公有財産を活用した新たな広告媒体の設定により広告収入を確保します。	主な事業 ・広告媒体の新規開拓による財源の創出
	ふるさと納税制度の推進 より寄附していただきやすい環境を整備するとともに、住民協議会をはじめ、地域の魅力をアピールできる機会を通じ、積極的に情報発信することにより、おもに市外在住者からの寄附の獲得に取り組みます。	主な事業 ・制度 PR 活動 ・PR パンフレットの作成
	遊休未利用地の売却 売却可能な新規物件の洗い出しを行い、一般競争入札の実施やインターネット公有財産売却システムを活用し、遊休未利用地の売却を進めます。	主な事業 ・市有財産管理事業
	税外未収債権の取組み 税外未収債権の回収・管理に努め、公平な負担による収入の確保に取り組みます。	主な事業 ・債権回収・管理組織の体制整備

一松阪地域（本庁管内）の未来の姿一

地域の現状

松阪地域は、市総人口のおよそ7割を占め、本市の経済の中心を担う地域です。地域内は海岸部から山間部にわたって多様な自然環境を有し、多くの地域資源を保有しています。

かつては商工業を中心に発展してきましたが、現在ではドーナツ化現象とともに中心市街地が衰退してきている中で、新しいまちづくりが求められています。

市民幸せ調査によると、市民の安全・安心と雇用に関する政策へのニーズは前回調査時から引き続いて高く、また障がい者福祉の推進へのニーズが高くなっています。

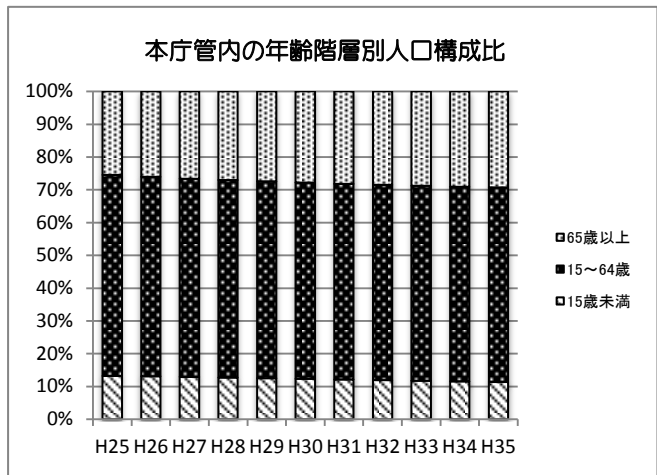
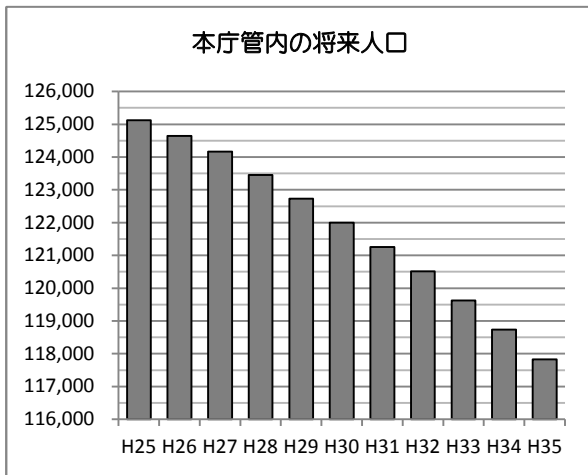
「市民幸せ調査」による
地域の市民ニーズ

優先して求めている施策
・道路・港湾等の整備
・交通安全対策
・防災対策
・防犯対策
・公共交通の整備
・雇用・勤労者対策
・障がい者福祉の推進
・バリアフリー社会の推進

※重要度が高く、満足度が低い項目

地域の課題

- 救急医療体制の維持のため、救急ダイヤル 24 等の救急相談窓口の充実や、市民一人ひとりが「かかりつけ医」をもつことが必要です。
- 10 年後の人口をみると、少子高齢化の進む中での中心部の空洞化と周辺地域の過疎化が進むものと推測され、まちづくりを総合的・戦略的に進める必要があります。
- 沿岸部について、津波への対策は急務であり、避難場所の安全確認と避難訓練を実施する必要があります。
- 増加傾向にある、外国人児童に対する進路相談の充実が必要です。



目指すべき未来の姿

高齢化が進行する地域において、高齢者がいきいきと暮らせるまち、これからの社会を支えていく若い世代が元気に暮らせるまち、さらには松阪地域を訪れる人々にとって魅力あるまちとしたときに、「安全、安心を大切に」まちづくりを目指します。

- 早期発見に検診が大切であることから、がん検診など受診率の向上に向けた啓発に取り組めます。
- 救急医療体制の維持のため、市民一人ひとりが「かかりつけ医」をもつことが大切であることから啓発に取り組めます。
- 学校教育は、こどもの成長に大きく影響を及ぼすものであるが、学校だけでなく、地域、社会が子どもを育てる仕組みづくりを進めます。
- 松阪オンリーワン（松阪市民が全国に誇り得るもの）の創造、育成と連動して、まず、松阪市民の地域に対する認知度を高め、地域を愛する人材の育成を進めます。

一 嬉野地域の未来の姿一

地域の現状

嬉野地域は、宅地開発が進む伊勢中川駅周辺では人口が増加している一方で、中山間地域では少子高齢化による人口減少が進んでおり、地域全体の人口は増加傾向にあるものの顕著に二極分化が表れています。

人口動態が異なるだけでなく、中山間地と平坦地では地形や住環境が大きく異なり、行政ニーズも違ってきます。

例として、平坦地と中山間地での防災対策、交通安全対策、公共交通対策は異なった内容になります。したがって、この管内が目指すべき方向あるいは施策も単一の方向性のみではなく、複数の施策を効果的に組み合わせることが求められます。

市民幸せ調査の結果によると、生活道路の整備、交通安全対策、防災・防犯対策に関する政策へのニーズが高くなっています。

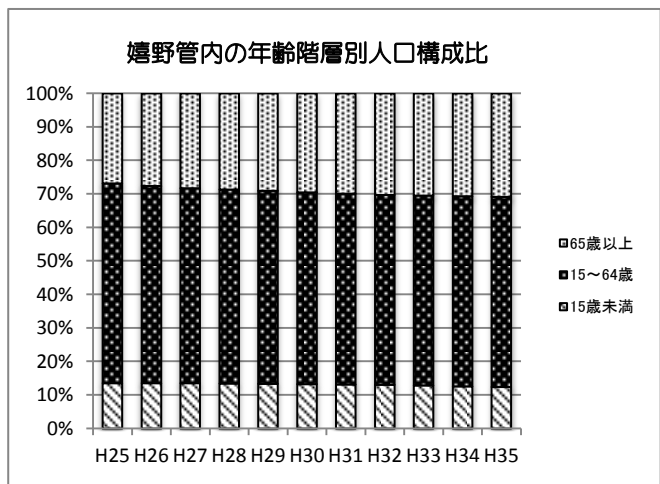
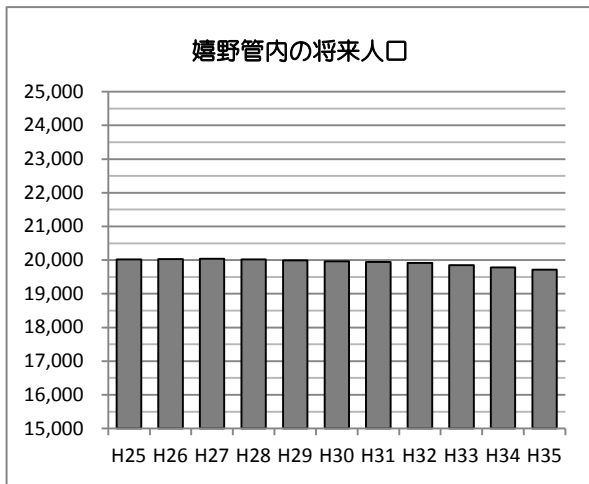
「市民幸せ調査」による
地域の市民ニーズ

優先して求めている施策
・ 道路・港湾等の整備
・ 交通安全対策
・ 防災対策
・ 防犯対策
・ 公共交通の整備
・ 雇用・勤労者対策
・ バリアフリー社会の推進

※重要度が高く、満足度が低い項目

地域の課題

- 伊勢中川駅周辺の中川地区はいわゆる都市化が進行しており、以前からの居住者と新しく転入された住民が混在している地域です。そのため、これまで強く維持されていたコミュニティ機能が近年弱くなってきています。同時に、子育て中の若い世代から地域ぐるみで子育てできる環境の整備が求められています。
- 中山間部では、過疎化と高齢化が同時に進行しており、高齢世帯や単身世帯が増加しています。日常生活を送る中でライフラインの確保や交通手段の拡充と生活面での支援が必要となってきています。また、耕作者の高齢化から耕作放棄地が拡大し、サル・イノシシ・シカの獣害対策が急務となっています。
- 平坦部では、少子化の影響から人口が減少傾向にあり、農業振興地域では、農業従事者の高齢化と後継者不足が課題となっています。
また、不在地主が増加し、空き家・空き地の管理不足から、雑草や害虫などの発生など住環境の悪化が懸念されます。
- 各住民協議会では、それぞれの個性に応じた施策を進めることが必要なことから、各住民協議会の組織強化と人材の育成が課題となります。また、地域で安全に安心して暮らせる環境の整備として、交通安全・防犯・防災対策などが求められています。



目指すべき未来の姿

次の世代に引き継ぎたい嬉野は、「ぬくもりと子どもたちの元気な声が聞こえ、みんなが笑顔で明るく過ごせる嬉野」です。

小さなコミュニティのつながりや絆を基に、地域みんなが「子どもや高齢者」を見守っている、誇りある「ふるさと嬉野」です。地域の自然・歴史・文化・産業など様々な資源を活用するため、人と人、地域と地域、地域と団体・企業が連携を深め、広い視野と行動力で交流を促進していきます。

○ 地域ぐるみで子育て

子どもを育てる環境としては、核家族化と地域社会の希薄化から子育てに不安を感じる母親の数が多いと推察されます。その不安を軽減することが健全な育児環境を整える一つの策となります。地域の知恵や経験を若い家族とリンクさせる仕組みを創り、思いやりと優しさを備えた創造力豊かな子どもを育てていきます。

○ 異世代間の居場所づくりと交流

同世代内は比較的交流の機会があるものですが、それだけでなく、異なる世代間での交流も新鮮で好ましいものです。高齢者世代と子育て世代や子どもたちとの交流は、相互に良い刺激や影響を与えあい、知恵や経験を受け継ぐこともできます。新しいサークルやいきがい活動の機会や場を提供することで、コミュニティを形作る人と人とのつながりを築くことができます。

○ 地域のビジネスプランと交流

嬉野には誇れる地域ブランドである嬉野大根や島田びわなどがあります。これまで見逃されていた産物を地域資源として地域・関係機関・企業団体と連携しながら商品開発に着手し、物産の品質向上に努めます。

また、嬉野物産振興会と地域商業施設との協働を支援し、地域製品の認知度向上に努めます。

○ 人材育成

地域の持つ力を最大限に活かすために、そして継続的に力を発揮していくためには一人ひとりの力を高めることとともに、組織体制を持続させていくことが必要不可欠です。これまで企業内で活躍されてきた団塊の世代が持つ貴重な技術やノウハウを発揮してもらい周囲にも伝えながら、さらにボランティア登録制度など人材を活かす機能を充実させ、大きな広がりをしていきます。

—三雲地域の未来の姿—

「市民幸せ調査」による
地域の市民ニーズ

地域の現状

優先して求めている施策
・道路・港湾等の整備
・防災対策
・交通安全対策
・雇用・勤労者対策
・公共交通の整備
・バリアフリー社会の推進

※重要度が高く、満足度が低い項目

三雲地域は、宅地化の進展により市内の他の地域には見られないほどの急速な人口増加が進んでいます。それに伴い、核家族世帯が増加し、地域における子育ての環境やコミュニティの形成など、地域のまちづくりの状況が変化しています。

3.11 東日本大震災以後、市民幸せ調査にも表れているように、道路・港湾の整備や防災対策、交通安全対策の整備など、市民の安全・安心に関する政策へのニーズが高くなっています。また、地域の移動手段としての公共交通の整備へのニーズも高まっています。

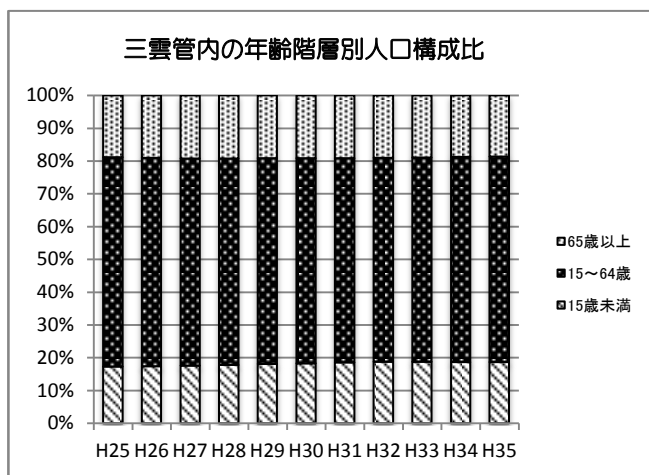
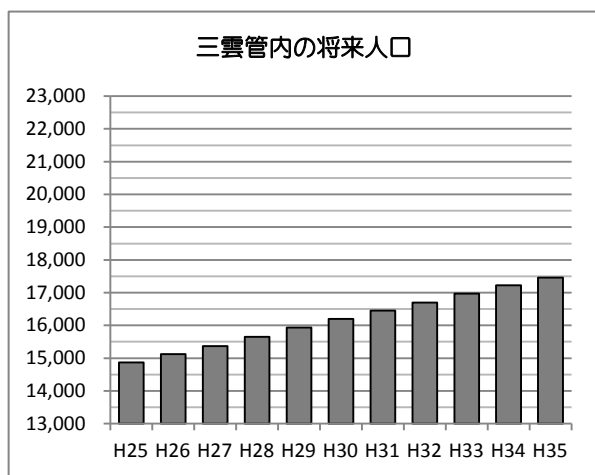
一方、都市計画区域の決定が行われ、これまでのように、顕著に進んできた農地の宅地化については、一定の落ち着きを見せることとなります。しかし農地が減少したことによる、農地が持つ遊水機能の低下による浸水被害が懸念されています。

また、地域からは松浦武四郎や伊勢街道などの歴史・文化遺産や、海岸をはじめ碧川河口周辺等の自然環境などの地域特性である「三雲らしさ」を大切にしたまちづくりが求められています。

このような状況の中、住民活動の展開など、地域でできることは地域で計画し、提案、実行しようとする気運が高まっています。

地域の課題

- 南海トラフ地震等の発生による被災が懸念される中、海に面している地域として住民の防災対策への関心は非常に高く、万一、大地震による大津波に襲われたとき三雲地域の大半が浸水対象地域となることが想定されています。そのような状況の中「自助（個人）／共助（地域）／公助（行政）」、その「共助」の部分で、防災・減災について地域、自分たちでなにができるかを検討することが必要です。
- 近年都市化が進む中、隣近所にどんな人が住んでいるかわからないという状況が起きている。地域での活動へ新しく居住されたかたや集合住宅の方々の取り込みやひとり暮らしのお年寄りなどをどのように把握していくかが課題となっています。
- 三雲地域では、宅地化の進展により核家族が増加傾向にあります。それに伴い、子育てに不安をかかえる世代が増えています。そのような状況の中、三雲地域の特色を生かし、子育て世代へ情報収集できる場の提供や機会づくりが必要です。
- 地元の農水産物を活用した独自商品を販売する場所や仕組みがない現在、地域の営農組合組織が地域とかわる必要があります。営農組合や個人の担い手、定年退職を迎えた人たちが意欲を持って取り組めるようになるためにも組織や直売所づくりが課題で、その効果は耕作放棄地を減らしていくことが期待できます。また、漁業については施設整備により、地域の特色あるアオサノリ生産とその漁場を守る必要があります。
- お年寄りも含め交通弱者にとって、三雲管内で運行するコミュニティバスをはじめとする公共交通について、地域主導により守り育てていくことが必要です。



目指すべき未来の姿

三雲地域の多様な地域資源や特性を活用して「住みたい、訪れたい」地域づくりを進めるとともに、「地域の誇り」が持てるだれもが安心して暮らせる一体感のあるまちを目指します。

また、住民協議会など地域住民の自発的な活動などと連携しながら、同時に住民ニーズの的確な把握に努めた地域づくりを地域とともに進めます。

○ 地域住民の防災意識の高揚を図る

地域住民の防災対策への関心が非常に高い中、自治会活動などを利用して地域の防災コーディネーターから、避難所運営など防災に関する知識や知恵を学ぶ機会づくりを進めます。また、子どもたちに対しては、日ごろからの学校での防災教育や家庭での「避難場所の確認」などの働き掛けを行います。

○ 地域住民の交流連携に向けた取り組み

「地域の誇り」が持てる一体感のあるまちの実現のために、万一の災害発生時に備え、民生委員児童委員や自治会などの協力を得ながら、弱者であるひとり暮らしのお年寄りやお年寄り世帯などの把握に努めます。また、地域での交流事業などを活用し、地域住民に対して幅広く交流の輪を広げます。

また、今後、移動や買い物困難世帯の増加が考えられるので、地域住民が利用しやすい地域公共交通を地域主導で考え、地域内外への人の流れを活発にします。

○ 三雲らしい子育て支援への取り組み

地域全体で子どもを守り、育て、生き生きと安心して学び遊べる環境づくりを目指すために、三雲南幼稚園に併設されている子育て支援センターや公民館などとの連携により、子育て情報を広く発信します。そして、住民協議会と公民館との協働により三雲の豊かな自然に触れ合う機会や、夏祭り、ふれあい祭りなどの各場面で三雲地域の特色を活用した子育てを展開します。

○ 後継者の育成と地産地消への取り組み

農業を取り巻く地域の団体により、将来の農業経営について集落単位で話し合う機会を持ち、農家の担い手の育成と地域の農業が継続できるよう、価値観を共有する地域住民、学校、消費者を巻き込んだ活動を展開し地産地消を促すことにより、耕作放棄地の発生抑止へとつなげます。また、漁業では、生産環境の整備を通じて後継者の育成を図るとともに、特産品のブランド化への支援を行います。

一飯南地域の未来の姿一

地域の現状

飯南地域は、87%を森林が占めている中山間地域であり、少子高齢化等によって過疎化が進んでいます。

飯南管内の人口(国勢調査)は、平成2年の6,891人から、平成22年には5,299人と23%減少し、合併時の平成17年5,800人と比較しても9%減少しています。高齢化率は、平成2年の23.8%から、平成17年が33.7%、平成22年には35.8%となっており、高齢者のみの世帯も平成2年の221世帯から、平成22年には482世帯と約2.2倍増え、一人暮らし老人も平成2年の111人から、平成22年には208人と約1.9倍増えています。

「市民幸せ調査」による
地域の市民ニーズ

優先して求めている施策
・防災対策の整備
・交通安全対策
・雇用・勤労者対策
・高齢者福祉の推進
・バリアフリー社会の推進

※重要度が高く、満足度が低い項目

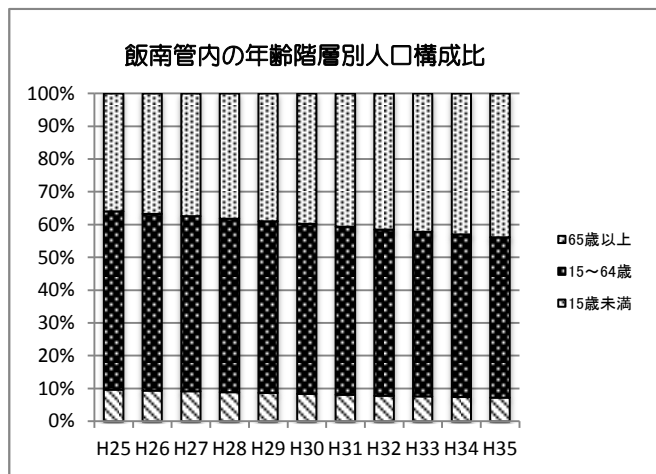
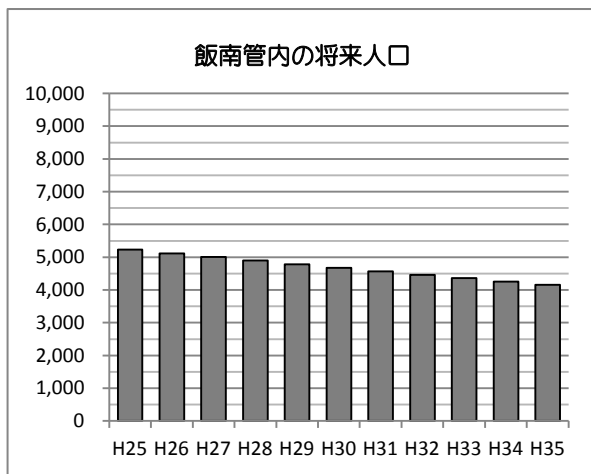
少子化の状況としては、小学生の人数を平成元年度と平成25年度の4月当初で比較してみますと、平成元年度の499人から、平成25年度には224人と55%減少していて、平成30年度には165人になると推計されます。

農林業の現状としては、農林業センサス平成17年と22年を比較すると、農林業経営体数は332から239と28%減少し、耕作放棄地面積は37haから48haと30%増加しています。

市民幸せ調査によると、市民の安全・安心と雇用に関する政策へのニーズ前回調査時から引き続いて高くなっています。

地域の課題

- 高齢化が進む中、高齢者が安心して生活できるよう、生活支援や安否確認をするための見守る仕組みが必要です。
- 若者の都市部への流出等により空き家が増加しており、平成24年度に実施した自治会の調査では、110軒もの空き家を確認しています。そこで、空き家の有効活用を検討し、若者の流出を食い止めるとともに、地域外から若者を呼び込み、この地で定住できるような仕組みが必要です。
- 防災については、まず、隣近所との助け合いを含め、いかにして自分の命を守るか、次に、自治会(自主防災組織)や住民協議会が十分に連携し、いかに住民が互いに助け合うか、そして想定される大災害に備え十分シミュレーションすることにより、自助、共助、公助の役割分担が必要です。
- 農林業の低迷による農林業従事者の高齢化や増加する鳥獣害は生産性の低下を招き、耕作放棄地の増加や森林の荒廃へとつながっていて、その対策が必要です。
- 飯南地域には、他の地域と異なり地区市民センターや地区公民館などの施設がなく、住民協議会の活動拠点が確立していないことから地域に応じた活動拠点施設が必要です。



目指すべき未来の姿

若者等の定住促進と地場産業の振興を図り地域の活力を創出するための仕組みや、高齢者が安心して暮らせる仕組みを構築し「若者と高齢者が共存できるまちづくり」を目指します。

- 移住希望者が、飯南地域を体験するため長期滞在できる施設や、既に住んでいる住民と交流することを推進する仕組みを検討し、若者の定住を促進するため、空き家を有効活用する空き家バンク制度や、地域材やあかね材を利用した改修および水周りの改修を対象とした空き家リフォーム補助事業などの仕組みを構築し飯高地域との連携を図りながら交流移住に取り組みます。
- 高齢者が安心して暮らせるよう生活支援の仕組みを構築します。住民協議会や地区福祉会と連携することにより、元気な高齢者が、要援護者を見守る体制、コミュニティバスの高齢者のための効果的な運行、有償移送サービスや配食サービス、買い物支援、家事支援などの仕組みを検討します。
- 住民協議会の活動拠点を確立することで、地域住民が交流し、まちづくりの相談や地域課題に取り組める体制を整えます。
- 小・中・高校まで同じ地域で教育を受けられる恵まれた環境を生かして、これらの教育施設と地域との連携を深め、地域の見守り・関わりの中でより安心して子どもを育てる環境を築いていきます。
- 防災の取り組みとしては、要援護者等の防災カルテの仕組みを構築するとともに、山地災害危険箇所への治山ダムなど防災施設の整備を図ります。
- 継続した農地の保全については、誰もが農家となり、農業に参入できるよう規則を緩和することや、鳥獣被害の減少を目指し、猟友会の組織強化を図ります。また、耕作が困難な農地を所有者に代わり継続保全する担い手の組織づくりの取り組みやこれらに対する支援制度を検討します。
- 自然環境の保全や森林の荒廃防止のため、間伐材等の林地残材を木質バイオマス燃料として有効活用するなど、森林組合と協力しながら取り組んでいきます。
- 地域の特産品「お茶」や「地物野菜」などを利用した食育と交流、マーケティング活動により、需用の拡大につなげます。
- 「富士見ヶ原」「深野だんだん田」「伊勢本街道」「春谷寺エドヒガン桜」などの地域資源を整備して有効活用し交流人口の増による地域活性化を図ります。

一飯高地域の未来の姿一

地域の現状

飯高地域は、市域の3分の1を占める広大な面積を有し、その95%が森林という典型的な中山間地域で、少子高齢化や産業構造の変化に伴い、過疎化が急激に進み、特に基幹産業である林業や農業、建設業の衰退で地域社会の活力が極端に低下しています。

また、伊勢湾台風等による被害を教訓に、災害に強い安全なまちづくりを目指し、防災や治山治水事業、道路整備、情報の伝達施設等の整備に精力的に取り組んできましたが、これらの施設は建設から長年が経過して老朽化が進んできています。飯高管内の人口は、合併時の平成17年の5,002人から平成22年には4,344人と減少し、65歳以上の人口割合は44.1%と市内で最も高く、福祉医療関係では、救急医療や高齢者等の交通手段の問題が深刻化しています。また、15歳未満の人口が、平成17年の527人から平成22年には379人に減少したことに伴い、管内小中学校の児童生徒数も激減しており、早急な少子化対策が望まれます。

農林業においては、先人が守ってきた森林は荒廃が進み、農地は後継者不足や獣害被害により、耕作放棄地が多々見られるようになってきました。ひいては、集落維持にも支障をきたし、消滅の危機にもなっています。

市民意識調査によると、防災対策の整備が最も高く、また、少子化と働く世代の減少に伴って、雇用に関する政策へのニーズが依然として高い状況にあります。

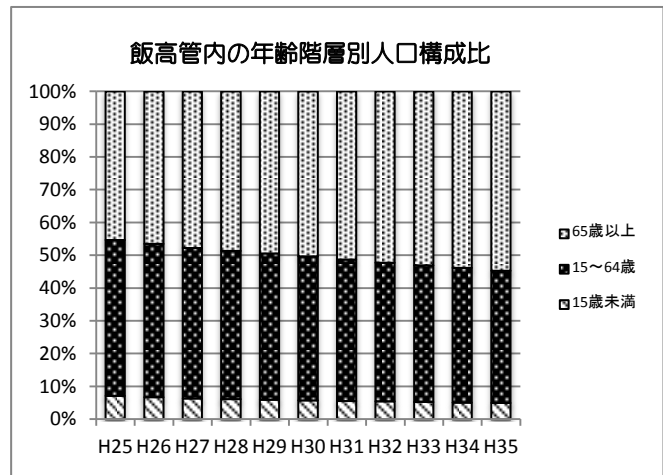
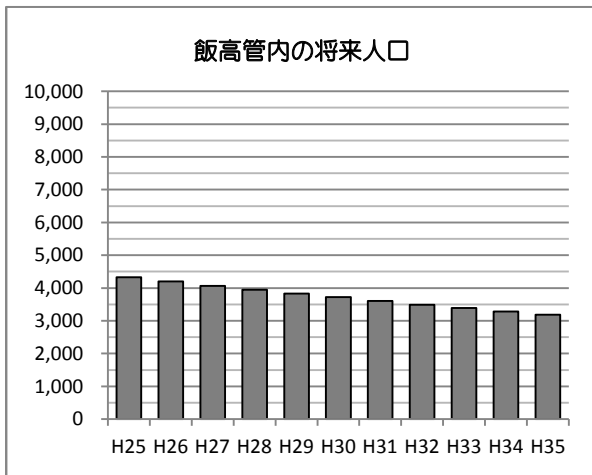
「市民幸せ調査」による
地域の市民ニーズ

優先して求めている施策
・雇用・勤労者対策
・公共交通の整備
・道路・港湾等の整備
・交通安全対策
・防災対策
・保健・医療の推進
・障がい者福祉の推進
・バリアフリー社会の推進

※重要度が高く、満足度が低い項目

地域の課題

- 地域の魅力を生かし、生きいきと暮らしていくためには、住民協議会の充実、高齢者等の生きがいづくり、歴史・文化・豊かな自然等の次世代への継承等のため地域力の育成が必要であるとともに、地域資源の活用による地域振興と働く場の確保も必要です。
- 健やかで安心して暮らせる地域を確立するために、生活基盤の整備が必要です。



目指すべき未来の姿

変わる事のない広大な自然を背景に、今以上に手を携えながら山里を守っていくため、「自然と人の営みが調和し、いきいきと暮らせるまちづくり」を目指します。

地域住民がこれまで積み重ねてきた「地域の素晴らしさ」「地域のあたたかさ」を次世代へつなげていくとともに、飯高地域に住みたい、飯高地域に住んでよかったと実感できる地域づくりを進め、地域の声を政策に反映し、資源を活用した個性あるまちづくりを進めます。

○ 中山間地の魅力を生かした暮らしができる地域力の育成

中山間地の魅力を活かすため、住民協議会を通じた活動の充実と、地域を担う人の育成や高齢者の生活支援と生きがいづくり、地域資源の次世代への伝承を図ります。また、空き家を有効活用することにより、地域の担い手となる若者の定住促進などを図り、地域が持つ地域力を向上させていきます。

○ 中山間地の特性を生かした働く場の確保

地域資源を活用した地域産業の活性化や観光施設のあり方を再検討し現在のニーズにあった観光の振興を行うとともに、それらを通じて働く場の確保を図ります。

○ 安全で安心して快適に暮らせる基盤づくりの推進

住民の安全・安心な生活を目指し、防災や福祉、教育、公共交通などの生活基盤の整備を進めます。

○ 飯南地域との連携強化

地域ブランドの確立、観光の振興、空き家対策など飯南地域との連携を強化し、広域的な施策を展開していきます。

附属資料

1 総合計画策定の経緯

年月	事項	内容
23.8~24.12	各地区地域審議会	管内別に設置されている地域審議会にて、「地域でできること」をテーマとした地域づくりについて協議。(各6回、延べ30回開催)
24.9	市民幸せ調査	市民3,000人を対象に実施し、1,305人から回答。
24.12~25.6	幸せシティサポーター会議	市民公募による24名の委員で構成。3つのテーマでグループ討議を行い、「まちづくり目標」を策定。(計6回)
25.9~25.11	幸せシティまつさか トーク&トーク	市民の幅広い意見や、地域固有の課題等を総合計画に反映するため、市内の各地域と市内の高校で懇談会を開催。(計12回)
25.10~26.1	松阪市総合計画審議会	各種団体の代表等35人で構成。市長からの諮問を受け、総合計画(案)について審議。(計5回)
25.12~26.1	ホームページ等での意見募集	総合計画(案)について、ホームページ等を通じて市民から意見・提案等を募集。
26.2	議決	松阪市議会にて総合計画基本構想を原案どおり可決。

2 松阪市総合計画審議会

1 松阪市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 本市の総合計画に関し必要な事項について、市長の諮問に応じて審議し、その結果を市長に答申するため、松阪市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、総合計画決定の日までとする。

(委員の代理)

第4条 委員に事故があるときは、その委員の職務上の代理者が委員の職務を行うことができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

4 会長は審議会を代表し、会務を総理し会議の議長となる。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じ会長が召集する。

2 審議会は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 審議会の会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市政戦略部戦略経営課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日条例第15号抄）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

2 松阪市総合計画審議会委員名簿（五十音順、敬称略）

役職	名前	選出団体・分野等
会長	村林 守	学識経験者（三重中京大学名誉教授）
副会長	長崎 昌司	幸せシティサポーター（A班班長）
委員	青木 道夫	松阪市民生委員児童委員協議会連合会（12/11～）
〃	上田 増夫	松阪市老人クラブ連合会
〃	江口 春斗	三重大学（学生）
〃	塩谷 明美	松阪子どもNPOセンター
〃	大津 未来生	連合三重松阪多気地域協議会
〃	大橋 純郎	松阪漁業協同組合
〃	紙本 尚	三重大学（学生）
〃	河井 政美	松阪農業協同組合
〃	黒岩 ディビナ	松阪フィリピン協会
〃	小林 典子	飯高地区地域審議会
〃	坂田 大輔	松阪青年会議所
〃	佐田 一征	松阪飯南森林組合
〃	世古 佳清	松阪市障害者団体連合会
〃	瀧川 彌壽夫	三雲地区地域審議会
〃	谷川 憲三	松阪商工会議所（11/21～）
〃	田畑 辰生	松阪市民生委員児童委員協議会連合会（～12/11）
〃	土井 美香	松阪市商店街連合会
〃	中井 均	松阪商工会議所（～11/21）
〃	西内 直子	飯南地区地域審議会
〃	野呂 純一	松阪地区医師会
〃	葉山 和則	住民協議会
〃	東恩納 千晴	三重大学（学生）
〃	東出 直樹	松阪PTA連合会
〃	平生 尚美	住民協議会
〃	深田 敦也	幸せシティサポーター（B班班長）
〃	古市 仁	松阪国際交流協会
〃	前川 廣子	松阪市観光協会
〃	前田 智光	幸せシティサポーター（C班班長）
〃	松田 ますみ	松阪地区地域審議会
〃	山口 美帆子	松阪市社会福祉協議会
〃	山越 美智子	松阪市人権擁護委員協議会
〃	山本 恭嗣	嬉野地区地域審議会
〃	横井 美登	松阪市自治会連合会
〃	吉田 誠	松阪警察署
〃	レーナー 八千代	Do it！松阪鶏焼き肉隊

松阪市総合計画審議会
会 長 村 林 守 様

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市総合計画（案）について（諮問）

平成 26 年度を初年度とする総合計画を策定するにあたり、基本構想の見直し（案）及び基本計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

平成 26 年 1 月 31 日

松阪市長 山 中 光 茂 様

松阪市総合計画審議会
会 長 村 林 守

松阪市総合計画について（答申）

平成 25 年 10 月 21 日付け 13 松戦第 000600 号をもって諮問のあった、松阪市総合計画（案）について、市民の視点から、もしくは専門的な視点から当審議会で慎重に審議を重ねた結果、全般的には概ね「適当」と認められますので、その旨答申いたします。

また、この答申および当審議会の審議過程を尊重し総合計画案の策定を行うとともに、計画の推進にあたっては、下記の事項に十分配慮され、本計画の目指す将来像「市民みんなで幸せを実感できるまち」の実現に向け、引き続き努力されることを要望します。

記

1 計画の背景および策定過程について

今回の総合計画は、合併から 9 年が経過するなかで、急速な時代の流れによる行政課題の多様化を背景とするとともに、住民協議会が全地区に設立されたという、地域と行政との新しい協働の仕組みの構築が進められたなかで策定されてきました。

策定過程においては市民の声を聴くため、現行の総合計画の将来像である「市民みんなで幸せを実感できるまち」のキーワードとなる「幸せ」に焦点をあて、市民一人ひとりの“幸せ”を高めるためのまちづくりを進めていくための基礎資料とするため市民 3,000 人を対象にした「市民幸せ調査」を実施されました。

また、松阪市のより良い未来を築いていくために望ましいまちづくりの方法や市民と市がともに目指すべき目標である「まちづくり目標」を一緒に考えるため、公募市民 24 人で構成する「幸せシティサポーター会議」でのまちづくり目標の設定に取り組んだこと、さらには旧 5 市町別に設置されている「地域審議会」での審議を踏まえた内容を「地域政策」に反映をされています。

また、地域住民と今後のまちづくりを語り合う「幸せシティまつさか トーク&トーク」を開催しました。なかでも、高校生を対象にした「幸せシティまつさか トーク&トーク」を新たに開

催するなどして若い世代の声を積極的に聴くなど取り組まれました。また、総合計画自体については、パブリックコメントを行い、計画案に対する意見を聴き、幅広い声の集約に努めてこられました。

以上のように、市民の参画を得るとともに、幅広く地域の声、市民の声を聴きながら進めてきた策定過程は、市民みんなでまちづくりを進めようとしている松阪市の姿勢にもふさわしく、高く評価します。

2 計画案全体について

本審議会に示された基本構想(案)および基本計画(案)については、細部にわたる更なる検討を要するとしても、全般的には概ね「適当」とであると評価します。

松阪市の将来像は引き続き「市民みんなで幸せを実感できるまち」とされ、だれもが日常生活において「幸せ」を感じることでできる地域を目指して、市民すべてが「みんなでやろう」という意識を持ち、市民が役割と責任を担い行政と連携してまちづくりを進めていくこととされました。このようなまちづくりの基本方向が、今回の総合計画においても改めて確認されたことについて、高く評価します。

また、現行の基本計画と同様、基本的に各部署を単位として各部署がどのような取り組み目標を持ち、それを実現するために何をどのように取り組んでいくのかが分かるようにしていることも評価します。

今回の基本構想(案)においては、「松阪市の課題」として、「持続可能な地域経営を目指した市民のための改革」を新たに追加し、普通交付税の合併算定替の終了による財政への影響などに対応できるような行政経営の必要性を明らかにするとともに、公共・公用施設マネジメントに取り組むこととされました。また、「市政運営のありかた(1)行政運営」においては、「市民の幸せにつながる行政運営」に取り組むことが新たに明記されました。将来像である「市民みんなで幸せを実感できるまち」づくりを進めるためには市役所のあり方は非常に重要であり、このような市政運営、行政経営の方向が明確に示されたことは、まことに適切であると考えます。

一方、政策体系についても若干の見直しが行われ、基本構想(案)、基本計画(案)を通じて、「地域ブランド」、「松阪牛」、「再生可能エネルギー」を単位施策として位置付け、取り組みが強化されることになりましたが、このことはまことに適切であると考えます。

基本計画(案)では、公募市民で構成する「幸せシティサポーター会議」によって提案された「まちづくり目標」が、市民と行政が共有するものとして、各施策の冒頭に掲げられました。これは、市民が役割と責任を担い行政と連携してまちづくりを進めていくという総合計画の理念を具体化するためには、まことに有意義なことであり、高く評価します。これが、単に計画書に記述されるだけにとどまらず、計画の実施段階での取り組みにつながり、市民と行政が連携するうえでの共通の目標として機能するよう期待するものであります。

さらに、ほぼすべての施策に数値目標を設定したこと、《重点施策》、《主要施策》それぞれに主な事業として具体的な事業名が明記されたことなど、新たな工夫が見受けられます。いたずらに前回計画を踏襲するのではなく、より良い計画を目指して工夫を重ねていることに敬意を表します。各施策で掲げた施策の目標が達成できるように、計画に基づき着実に取り組みを進めるとともに達成状況について定期的に検証を行い、目標達成に向けて施策を展開していくことを期待します。

3 計画推進段階で留意すべきこと

策定後の進行管理にあたっては、次の事項に留意するよう求めます。

(1) 市民参画と「開かれた市政」について

市民と協働・連携してまちづくりを進めるためには、「開かれた市政」を徹底し、市は市民

に対して積極的な情報提供を行うとともに、市民の幅広い意見を積極的に計画の実行に反映させていく必要があります。

まずは今回策定された総合計画を広く共有するために、だれもが読みやすく、理解しやすく市民に広報されることを求めます。総合計画の愛称は、市民公募をもとに、「市民みんなの道標—未来につなげるまちづくり計画—」とされましたが、今後も市民が親しみを持てるように、また、市民一人ひとりが総合計画を理解し将来像の実現に向けて一緒になってまちづくりに取り組んでいくことができるためにも、あらゆる機会・手段を通じて総合計画の周知に努められることを要請します。

また、計画の進行管理においては、積極的な市民の参加を促すとともに、市民とともに計画の進行管理が可能な体制の構築を図り、市民の目線に立った行政運営を推進することが求められます。

さらには、市と市民や団体の間でそれぞれの関わり方や役割分担を明確にしながら、ともに計画を推進していくことが望まれます。

(2) 協働・連携によるまちづくりの推進と住民協議会について

今回の総合計画は、住民協議会が全地区に設立された背景のもと、市民と市が協働・連携してまちづくりを進めるという考え方を基本に策定されたものと理解され、総合計画の理念にとって、非常に大きな意味をもつものだと考えます。

今後新たな総合計画に基づき市政運営を展開するにあたっては、住民協議会をまちづくりのパートナーとして強く意識をし連携をより強固なものとし、将来像である“市民みんなで幸せを実感できるまち”の実現に向けてまちづくりに取り組んでいただくことを期待します。

総合計画では住民協議会が核となりながら、各種の地域団体や市民団体との連携が進むことを期待しているところですが、このような観点にたったとき、一つの大きな懸念は、住民協議会は、総合計画では大きな位置づけを与えられたにもかかわらず、条例の位置づけをもたないことです。これまでも、議会において審議されてきた経緯のあることは承知していますが、住民協議会の位置づけをより明確にされることを切望いたします。

(3) 総合計画の推進を基軸とした経営システムの構築と評価システムの導入について

平成 23 年 1 月、現行の総合計画について審議を行った前審議会から、「評価システムの構築」について求める意見が答申されました。

その後、基本計画における各施策に基づく取り組みについて、毎年、「施策展開調書」により、各所属から進行状況や課題・反省点を確認するヒアリングを実施していること、また、「部局長の政策宣言」による行政内部での目標設定と検証、さらには「市民幸せ調査」や「地域懇談会」の実施などによる市民からの検証は行ってはいますが、これらをシステム化することによる基本構想および基本計画の進捗を管理する評価システムの構築には至っていません。

総合計画が策定され、実行に移されたのちは、職員が責任と緊張感をもってその推進にあたるとともに、その結果を市民に広く公表し、不断の改善に努めていく必要があります。そのための仕組みとして、総合計画の推進を基軸とした市政の経営システムを構築し、その一環として評価システムを導入することを要請します。

それによって単年度ごと、計画期間ごとに結果を明確にすると同時に、計画期間内であっても硬直的にならず、柔軟に時代の変化などに対応していけるような運営形態にしていくことが肝要であると考えます。

先進事例の研究などをされたものの、評価システムの導入がなされなかったことは誠に遺憾であり、今回は是非とも実現されることを強く要請します。

(4) まちづくり目標について

今回の基本計画に新たに「まちづくり目標」について設定がされました。行政と市民や地域が共有する目標を定め、市民や地域に役割と責任を担うまちづくりを進めていく上で、このまちづくり目標を実現するために地域がどのような役割を担うのか、目標に対する取り組みはどこまで達成をすべきなのかなど、今後も更なる検討を進められ、市民が役割と責任を担い、ともにまちづくりを進めていくことができる「まちづくり目標」となるように期待します。

(5) 部局間の連携について

現行の基本計画と同様、今回の基本計画においても各施策が部局単位で記述されていることは、それぞれの部署の責任を明確にしたものとして評価できます。

しかしながら、市民の側からみればそれぞれの部局や施策は相互に連携しながら市民の幸せを支えているものであることから、計画の推進においては、関係する部局間の連携を密にし、従来の縦割りから横のつながりを明確にした事業展開を進めていくよう引き続き要請します。

4 意見等の計画への反映について

これまでの計画策定過程で寄せられた意見や要望については、現時点において反映できていないもの、検討事項となったものについても、今後、行政運営を行っていく上で参考とし、市として取り組んでいただくよう要請します。

また、今後計画期間中には、国の政策や市政を取り巻く環境の急激な変化があることも予想されます。そういった場合に適切かつ柔軟に対応されますよう更に要請します。

3 幸せシティサポーター会議

1 松阪市幸せシティサポーター会議要綱

(平成 24 年 9 月 10 日松阪市告示第 211 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、松阪市総合計画（以下「総合計画」という。）が生活者を起点としたものでなければならないことに鑑み、市民と行政が協働して総合計画を策定するため、幸せシティサポーター会議（以下「サポーター会議」という。）を設置し、当該会議の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 サポーター会議は、総合計画案の策定その他市長が必要と認める事項について検討するものとする。

(委員の構成)

第 3 条 サポーター会議は、委員、コーディネーター及び関係する市職員で構成する。

(委員の定数等)

第 4 条 前条に規定する委員の定数は 30 人以内とし、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 平成 24 年 9 月に実施する『市民幸せ調査』の対象となった市民から公募し、市長が選任する者 25 人

(2) 市内に在住する者のうちから平成 24 年 10 月以降に公募し、市長が選任する者 5 人

2 市長は、前項第 1 号による委員が同号に規定する人数に満たないときは、同項第 2 号に規定する人数を超えて委員を選任することができる。

3 委員は、サポーター会議に出席し、会議の議事について検討を行うものとする。

4 委員の任期は、委嘱の日から総合計画が策定される日までとする。

(コーディネーター)

第 5 条 会議の進行及び運営を円滑に行うため、サポーター会議にコーディネーターを置く。

2 コーディネーターは 3 人以内とし、市長が指名する者をもって充てる。

3 コーディネーターは、会議の内容に応じて、必要な助言及び指導を行う。

4 サポーター会議の会務を総理するため、チーフコーディネーターをコーディネーターの互選により決定する。

(会議)

第 6 条 サポーター会議は、全体会議及び分科会で構成する。

2 全体会議は市長が招集し、チーフコーディネーターが会議の議長となる

3 分科会はチーフコーディネーターが必要に応じて設置するものとし、設置された場合においては各分科会に班長を置き、会議の議長となる。

4 市長は、必要に応じて、第 3 条に規定する者以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(報償)

第 7 条 委員、コーディネーター及び前条第 2 項に規定する者が会議に出席したときは、予算の範囲内において謝礼金を支給する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、市政戦略部戦略経営課において処理するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

2 幸せシティサポーター会議委員名簿 (五十音順、敬称略)

<A班>

テ ー マ：地域と活動、行政経営

グループ長：長崎 昌司

委 員：鎌倉 しずよ、柴田 実、白井 悍人、樋口 晴巳、
村田 満彦、山田 光男、山田 知代

コーディネーター：村林 守 (三重中京大学名誉教授)

<B班>

テ ー マ：医療・福祉、子育て・教育

グループ長：深田 敦也

委 員：青木 恵子、石井 愛、上村 信弥、岡本 良子、
黒木 信子、鹿田 登、中川 佳久

コーディネーター：大森 達也 (中京大学教授)

<C班>

テ ー マ：産業・観光、生活環境・都市環境

グループ長：前田 智光

委 員：釜田 達、小林 秀美、鈴木 久美子、辻 タツ子、
中藪 進治、萩原 剛、堀口 和久

コーディネーター：西 孝 (三重大学社会連携研究センター)

3 幸せシティサポーター会議の開催状況

第1回 全体会議

日 時：平成24年12月22日(土)

場 所：松阪市産業振興センター 3階研修ホール

内 容：委員の委嘱、会議の概要説明、課題抽出シートの作成について、3つのグループに分かれて「まちづくり目標」に関するグループ討議

第2回 全体会議、分野別会議

日 時：平成25年2月23日(土)

場 所：松阪市役所 5階正庁ほか

内 容：[全体会議] 委員の委嘱

[分野別会議] 3つのグループに分かれてグループ討議

第3回 分野別会議

日 時：平成25年3月16日（土）
場 所：松阪市役所 5階正庁ほか
内 容：3つのグループに分かれてグループ討議

第4回 分野別会議

日 時：平成25年4月27日（土）
場 所：松阪市役所 5階正庁ほか
内 容：[全体会議] 幸せシティサポーターシンポジウムについて
[分野別会議] 3つのグループに分かれてグループ討議

幸せシティサポーターシンポジウム

日 時：平成25年6月8日（土）
場 所：松阪市産業振興センター 3階研修ホール
内 容：グループごとに「まちづくり目標」を発表し、参加者より意見聴取

第5回 分野別会議

日 時：平成25年6月29日（土）
場 所：松阪市産業振興センター 3階研修ホール
内 容：[全体会議] 幸せシティサポーターシンポジウムについて
[分野別会議] 3つのグループに分かれてグループ討議

「まちづくり目標」に関する報告書の提出

日 時：平成25年8月2日（金）
場 所：松阪市役所 3階市長応接室

「市民みんなの道標」^{みちしるべ} ～未来につなげるまちづくり計画～
平成 26 年度～平成 29 年度

■発行日／平成 26 年 4 月

■発行／三重県松阪市

■編集／松阪市経営企画部経営企画課

〒515-8515

三重県松阪市殿町 1340 番地 1

TEL：0598-53-4319

FAX：0598-26-4030

E-mail：kei.div@city.matsusaka.mie.jp

松阪市 HP：http://www.city.matsusaka.mie.jp/

